

多賀城市障害者福祉計画

多賀城市障害者計画（第5期）

多賀城市障害福祉計画（第7期）

多賀城市障害児福祉計画（第3期）



令和6年3月
多賀城市

はじめに

本市では、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」及び旧障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」を合わせ、平成19年3月に市の障害者施策を総合的に推進するための基本計画として「多賀城市障害者福祉計画（第1期）」を策定しました。



その後、児童福祉法が一部改正され「市町村障害児福祉計画」を策定することが義務化されたことに伴い、平成30年3月に障害者総合支援法第88条に基づく「多賀城市障害福祉計画（第5期）」と一体的に「多賀城市障害児福祉計画（第1期）」を策定いたしました。

直近の計画は、令和3年3月に「多賀城市障害者計画（第4期）・多賀城市障害福祉計画（第6期）・多賀城市障害児福祉計画（第2期）」を一体的に策定し、障害のある人もない人も地域でいきいきと自立した生活が送れるまちづくりを目指してまいりました。

これらの計画期間が満了することに伴い、本市のこれまでの取組成果と課題を踏まえ、新たに「多賀城市障害者計画（第5期）・多賀城市障害福祉計画（第7期）・多賀城市障害児福祉計画（第3期）」を策定いたしました。

計画策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や県が策定する「みやぎ障害者プラン」並びに「宮城県障害福祉計画」をはじめ、第六次多賀城市総合計画等の上位計画との整合を図りつつ進めました。本計画も引き続き「地域での共生社会の実現を目指して」を基本理念として、一人ひとりがかかけがえのない個人として尊重され、誰もが個性や能力を発揮しながら、地域社会の中でいきいきと暮らしていくまちづくりを目指すものであります。

本計画をより実効性のあるものとするため、障害福祉に携わる関係機関の皆様方や、市民の皆様と協働・連携を図りながら、計画を推進してまいりますので、より一層の御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、市民アンケート調査に御協力いただいた市民の皆様をはじめ、貴重な御意見を賜りました「多賀城市障害者福祉計画策定委員会」に御参加いただいた委員の皆様並びに障害福祉関係団体の皆様に心から熱く御礼申し上げます。

令和6年3月

多賀城市長 深谷 晃祐

目次

はじめに

計画の概要について	1
第1章 計画策定の趣旨と背景	2
1 多賀城市障害者計画（第5期）.....	2
2 多賀城市障害福祉計画（第7期）.....	3
多賀城市障害児福祉計画（第3期）.....	3
3 障害者施策をめぐる法令等改正の動き.....	4
4 計画の位置づけ.....	6
5 計画の期間.....	7
第2章 障害のある人を取り巻く状況等	8
1 人口の推移.....	8
(1) 国勢調査等の人口の推移.....	8
(2) 年少人口や高齢化率等の状況.....	9
2 障害者数等の状況.....	10
(1) 各種障害者手帳所持者数の推移.....	10
(2) 身体障害者手帳所持者数の推移.....	11
(3) 療育手帳所持者数の推移.....	13
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移.....	14
(5) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移.....	15
多賀城市障害者計画（第5期）	16
第1章 計画の基本的な考え方	17
1 本市の目指す姿（基本理念）.....	17
2 施策の体系図.....	18
3 計画の基本目標.....	19

4 重点的な取組内容.....	21
(1) 相談支援体制の充実強化.....	21
(2) 療育システムの体制整備.....	22
(3) 障害者差別の禁止や合理的配慮等の普及啓発を強化.....	25
(4) 障害者の雇用・就業、経済的自立の支援体制強化.....	26
第2章 施策の取組状況及び今後の展開について.....	27
基本目標1 地域で生活するためのまちづくり.....	27
基本目標2 社会的自立と社会参加を推進するまちづくり.....	38
基本目標3 認め合い支え合うまちづくり.....	46
基本目標4 みんなが笑顔で育つまちづくり.....	50
基本目標5 すべてのひとにやさしいまちづくり.....	57
多賀城市障害福祉計画（第7期）.....	65
多賀城市障害児福祉計画（第3期）.....	65
第1章 計画の基本的理念.....	66
第2章 提供体制の確保に係る成果目標等の達成状況.....	69
第3章 障害福祉サービスの利用状況及び見込量の設定.....	77
第4章 提供体制の確保に係る成果目標等の設定.....	83
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	83
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	84
3 地域生活支援の充実.....	86
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	88
5 障害児支援の提供体制の整備等.....	91
6 相談支援体制の充実・強化等.....	94
7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	97
8 発達障害者等に対する支援.....	99

計画の推進に向けて	100
1 計画の評価と進行管理.....	101
2 計画の推進に向けた取り組み.....	102
資料編	103
1 計画策定の経過.....	104
2 多賀城市地域福祉計画等策定委員会設置要綱.....	105
3 障害者福祉計画策定委員会委員名簿.....	107
4 多賀城市障害者計画（第4期）の取組状況.....	108
5 障害福祉サービス等の内容.....	120
6 用語集 ～障害福祉関係～.....	126
7 市民アンケート調査結果（抜粋）.....	131
実施概要	131
調査の結果と考察	132

※本文中の**太字でかつ下線**で示している用語は、

資料編「6 用語集 ～障害福祉関係～」に掲載されています。

例) **インクルージョン** **強度行動障害** **手話通訳者** など

計画の概要について

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 多賀城市障害者計画（第5期）

本市では平成18年の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に伴い、平成19年3月に「多賀城市障害者福祉計画（第1期）」を策定しました。

「地域での共生社会を目指して」を基本理念とし、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の施策を実施してきました。

国の動向としては、平成25年に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に改正され、障害者の範囲に新たに**難病患者**が加えられたほか、各種サービスの充実化が図られました。

また、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第50号）」の施行により、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や官公庁における**合理的配慮**の提供が義務化されるなど、差別の解消に向けた取り組みが推進されました。

令和3年には「**医療的ケア**児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」が施行され、医療的ケア児やその家族を社会で支えていく仕組みを整えることが推進されるなど、障害がある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合いながら、住み慣れた地域での生活を支えていくための施策を推進することがより一層重要となりました。

本市ではこれまで、国の障害者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画」及び宮城県が策定する「みやぎ障害者プラン」の内容を踏まえ、計画の改定を重ねてきており、現計画は令和2年度に第4期計画を策定し、障害者福祉施策を計画的かつ総合的に推進してきました。

このたび、令和5年度をもって第4期計画が終了することから、新たな時代に対応し、本市における障害者施策を総合的かつ一体的に推進するため、「多賀城市障害者計画（第5期）」を策定します。

2 多賀城市障害福祉計画（第7期） 多賀城市障害児福祉計画（第3期）

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画として策定するものです。

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画として策定するものです。

両計画は、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号、以下「国の基本指針」という。）」に即し、成果目標や目標達成に向けた活動指標を定めることとされています。

本市では、令和2年度に「多賀城市障害福祉計画（第6期）・多賀城市障害児福祉計画（第2期）」を一体的に策定し、計画的なサービスの提供、障害者福祉施策の推進に取り組んできました。

これらの計画は、令和5年度をもって計画期間が終了することから、これまでの取組の進捗評価を行い、新たに「多賀城市障害福祉計画（第7期）・多賀城市障害児福祉計画（第3期）」を策定しました。

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間における障害福祉サービス等の提供体制の構築に係る成果目標や見込量等について定めます。

【根拠法】

	策定計画	根拠法
1	市町村障害者計画	障害者基本法（昭和45年法律第84号） 第11条第3項
2	市町村障害福祉計画	障害者総合支援法（平成17年法律第123号） 第88条第1項
3	市町村障害児福祉計画	児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第33条の20第1項

3 障害者施策をめぐる法令等改正の動き

動向（施行）	法 律	概 要
平成23年7月	障害者基本法（昭和45年法律第84号）の一部を改正する法律（障害者基本法改正法） （平成23年法律第90号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の定義に社会モデルの考え方を導入 ・ 社会的障壁の除去について、合理的な配慮の必要性に関する内容を追加
平成24年10月	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法） （平成23年法律第79号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体への相談窓口の設置 ・ 発見者への通報義務付け
平成25年4月	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 （平成24年法律第51号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）を改め、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）とした。 ・ 障害者の範囲に難病を追加 ・ 訓練等給付として「生活」「就労」に対する支援を充実 ・ 障害支援区分の導入
平成25年4月	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法） （平成24年法律第50号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就労施設等から、優先的かつ積極的に購入することを推進
平成28年4月	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の一部を改正する法律 （平成25年法律第46号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。 ・ 事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。
平成28年4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） （平成25年法律第50号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止 ・ 合理的配慮の提供について
平成28年5月	成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法） （平成28年法律第29号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の利用促進 ・ 関係機関等の連携体制の充実

動向（施行）	法 律	概 要
平成30年4月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 (平成28年法律第65号)	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助や就労定着支援の新設 ・低所得の高齢障害者の負担軽減 ・重度障害児や医療的ケア児への支援の拡充
平成30年6月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法） (平成30年法律第47号)	・国民が障害の有無に関わらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進する。
令和元年6月	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法） (令和元年法律第49号)	・障害の有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する。
令和2年4月	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の一部を改正する法律 (令和元年法律第36号)	・社会連帯の理念に基づく事業主の共同の責務として障害者雇用の促進する。
令和3年9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法） (令和3年法律第81号)	・医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する。
令和4年5月	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報 アクセシビリティ ・コミュニケーション施策推進法） (令和4年法律第50号)	・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する。
令和5年4月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第104号)	・障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
令和6年4月 (施行予定)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（障害者差別解消法改正法） (令和3年法律第56号)	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

※法律名称については、以下略称で表記する。

4 計画の位置づけ

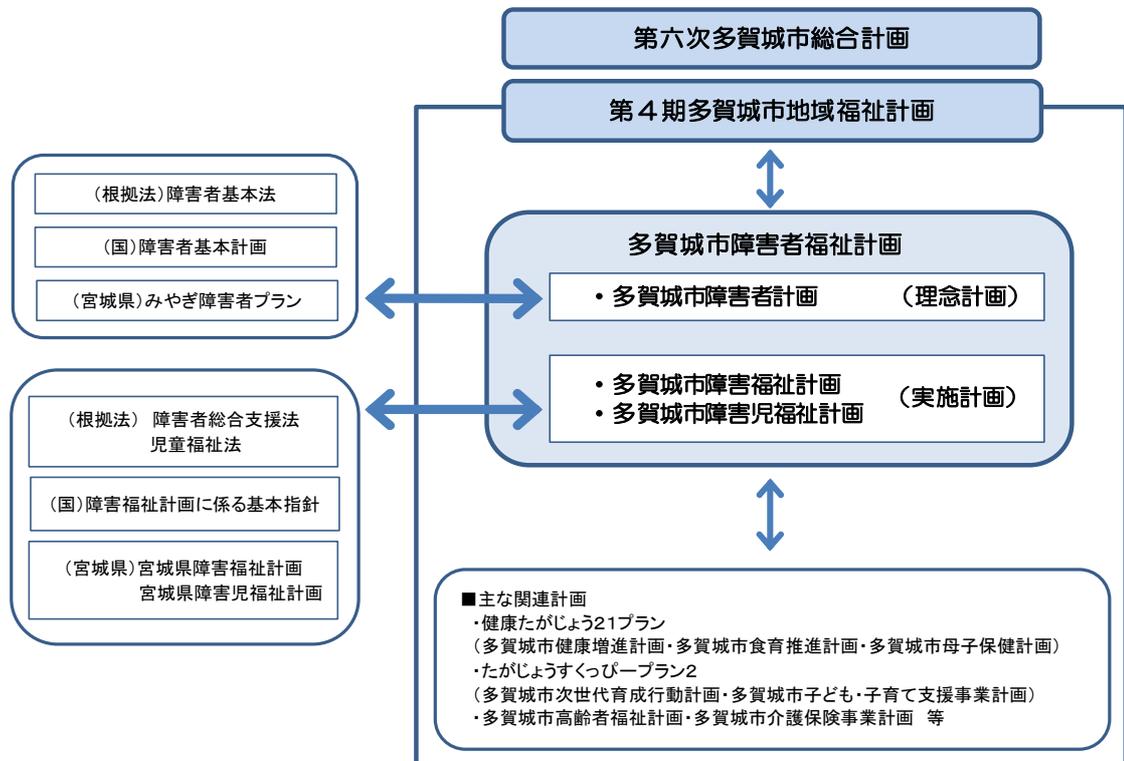
多賀城市障害者計画（第5期）は、障害者基本法第11条第3項に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める理念計画です。

多賀城市障害福祉計画（第7期）は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく、障害福祉サービス等の提供体制の確保と円滑な実施に関する実施計画です。

多賀城市障害児福祉計画（第3期）は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく、障害児通所支援等の提供体制の確保と円滑な実施に関する実施計画です。

なお、本計画は国の「障害者基本計画」や県の「みやぎ障害者プラン」「宮城県障害（児）福祉計画」の内容を踏まえるとともに、本市の上位計画である「第六次多賀城市総合計画（令和3年度から令和12年度まで）」や「第4期多賀城市地域福祉計画（令和3年度から令和7年度まで）」、その他関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

【計画の関係図】



5 計画の期間

本計画の期間は、「みやぎ障害者プラン（第4期）」及び「宮城県障害（児）福祉計画（第7期・第3期）」に合わせ、多賀城市障害者計画（第5期）を令和6年度から令和11年度までの6か年とし、多賀城市障害福祉計画（第7期）及び多賀城市障害児福祉計画（第2期）においては、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

ただし、法改正等の国の動向やその他社会経済状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

【各計画期間一覧】

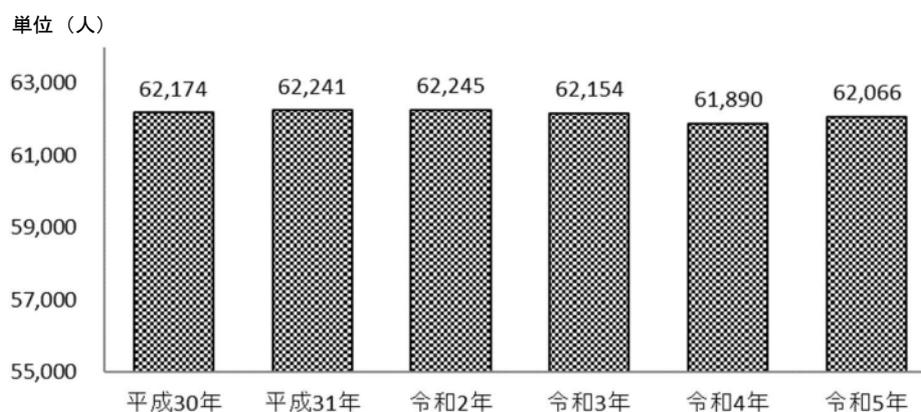
	R3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
多賀城市総合計画	第六次(～R12年度)									
多賀城市地域福祉計画	第4期				第5期(～R12年度)					
多賀城市障害者計画 (理念計画)	第4期		第5期							
多賀城市障害福祉計画 (実施計画)	第6期		第7期			第8期				
多賀城市障害児福祉計画 (実施計画)	第2期		第3期			第4期				
みやぎ障害者プラン (理念計画)	第3期		第4期							
宮城県障害福祉計画 (実施計画)	第6期		第7期			第8期				
宮城県障害児福祉計画 (実施計画)	第2期		第3期			第4期				
障害者基本計画(国)	第四次		第五次				第六次 (～R14年度)			

第2章 障害のある人を取り巻く状況等

1 人口の推移

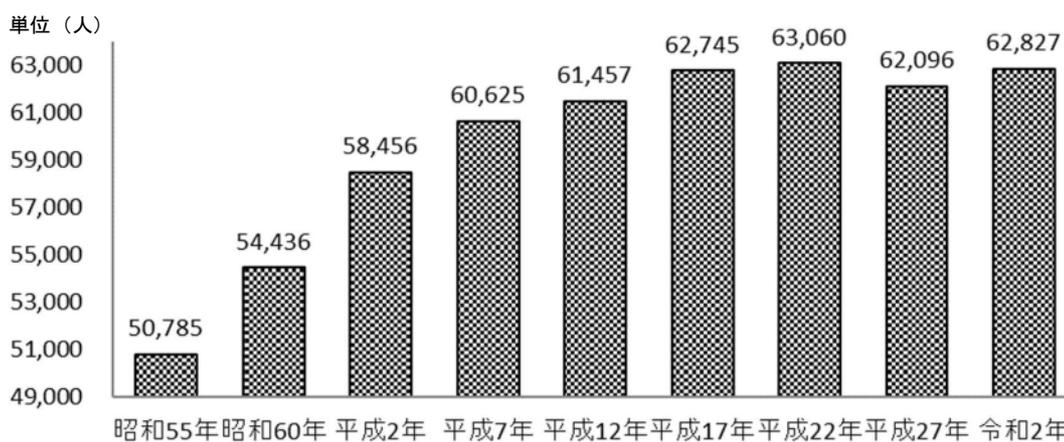
(1) 国勢調査等の人口の推移

本市の人口は、平成30年3月末現在で62,174人となっており、令和5年3月末は62,066人で、ほぼ横ばいで推移しています。



資料:総務部市民課 人口集計表から(各年3月末現在)

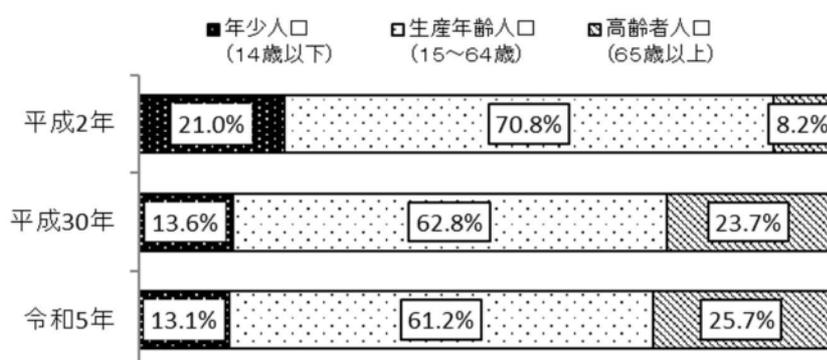
国勢調査による人口の動向を見ると、昭和55年から人口が増え続けてきましたが、平成22年に63,060人でピークとなり、その後は横ばいで推移しています。



資料:国勢調査から(各年10日1日現在)

(2) 年少人口や高齢化率等の状況

年齢別人口構成比については、平成30年と令和5年を比較すると、年少人口（0歳～14歳）は0.5ポイント減少し、生産年齢人口（15歳～64歳）では1.6ポイントの減少がみられます。しかし、高齢者人口（65歳以上）では2.0ポイントの増加がみられるなど、本市においても少子高齢化が進行しています。平成2年比でみると年少人口、生産年齢人口の占める割合の減少は、より顕著です。



平成30年から令和5年までの年齢別人口の増減をみると、年少人口（0歳～14歳）は300人減少し、生産年齢人口（15歳～64歳）では1,032人減少しています。一方で、高齢者人口（65歳以上）は1,224人増加しています。

総人口は、108人減少しており、少子高齢化が進行しています。

単位(人)	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年-令和5年比増減率(%)
総人口	62,174	62,241	62,245	62,154	61,890	62,066	99.8%
年少人口 (14歳以下)	8,439	8,416	8,362	8,257	8,108	8,139	96.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	39,030	38,795	38,565	38,205	37,953	37,998	97.4%
高齢者人口 (65歳以上)	14,705	15,030	15,318	15,692	15,829	15,929	108.3%

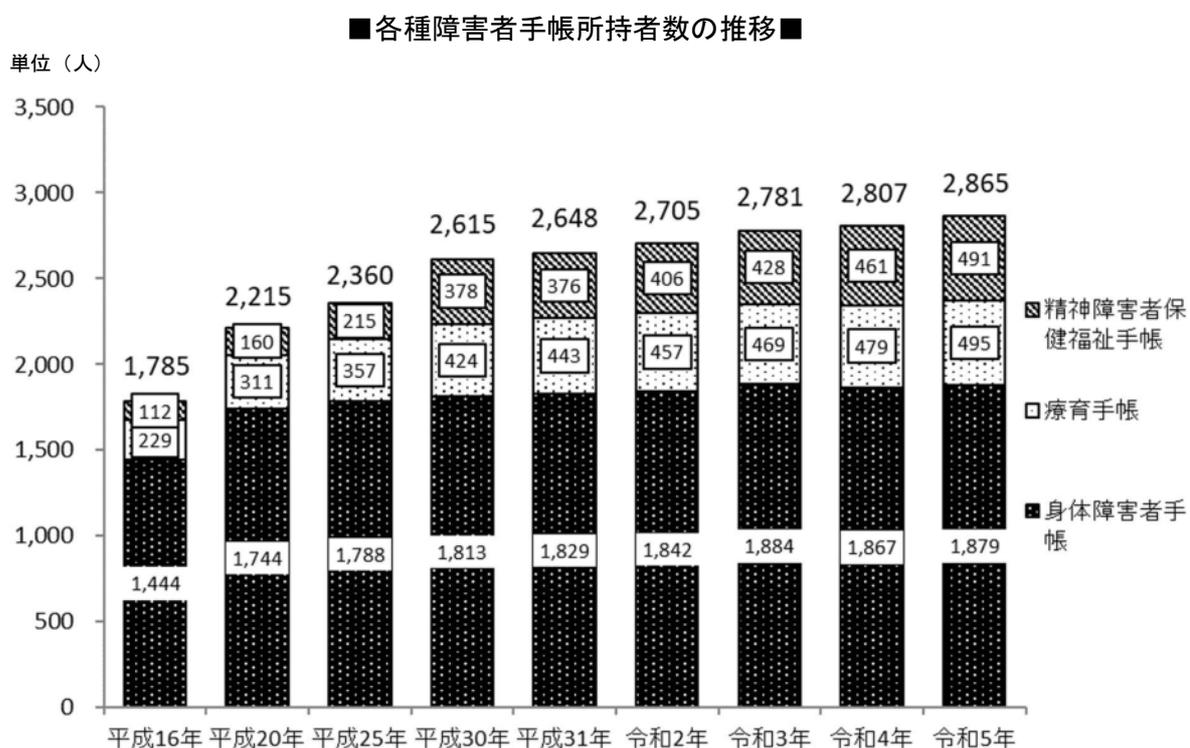
総務部市民課 人口集計表から(各年3月末現在)

2 障害者数等の状況

(1) 各種障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、令和5年において2,865人となっており、平成16年からの推移をみると増加傾向にあります。

令和5年の障害者手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者が1,879人と最も多く全体の約7割を占めており、過去5年の推移をみると微増となっています。次いで療育手帳所持者が495人、精神障害者保健福祉手帳所持者は491人の順となっており、平成16年からの推移をみるといずれも増加傾向になっています。



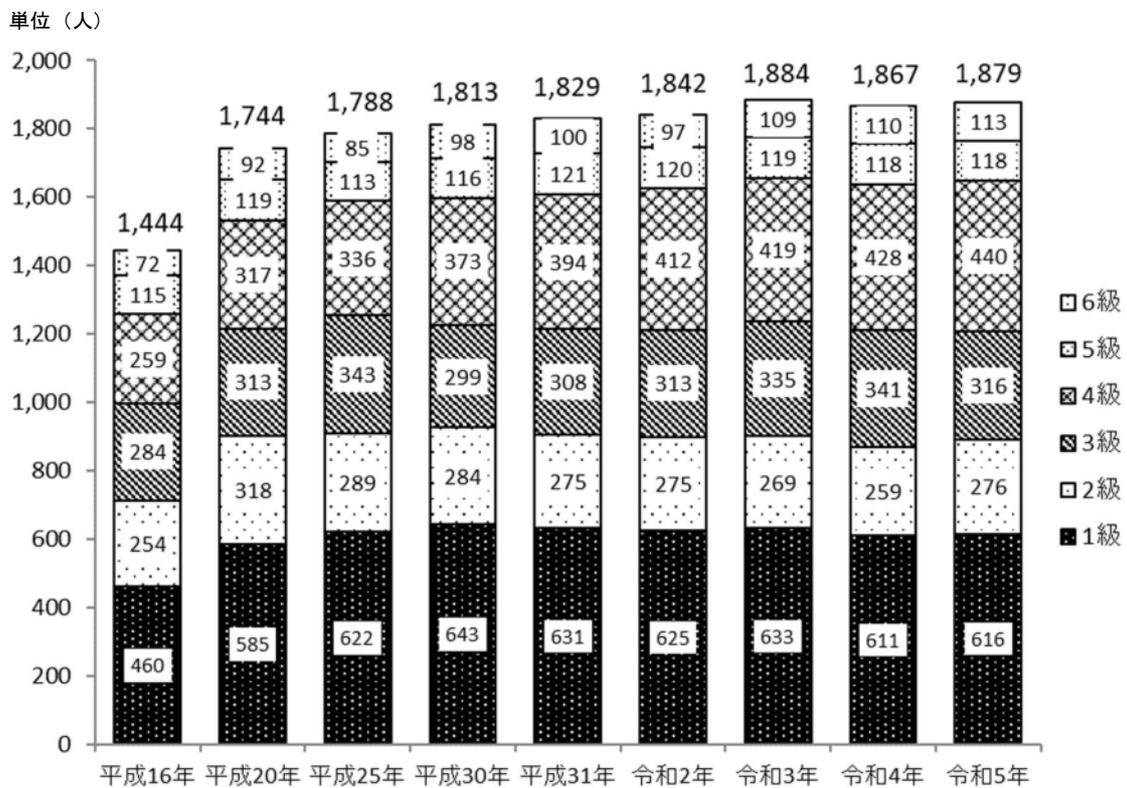
単位(人)	平成16年	平成20年	平成25年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	1,444	1,744	1,788	1,813	1,829	1,842	1,884	1,867	1,879
療育手帳	229	311	357	424	443	457	469	479	495
精神障害者保健福祉手帳	112	160	215	378	376	406	428	461	491
合計	1,785	2,215	2,360	2,615	2,648	2,705	2,781	2,807	2,865

資料：障害福祉係（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和5年において1,879人となっています。等級別にみると、「1級」が616人(32.8%)と最も多く、次いで4級が440人(23.4%)、3級が316人(16.8%)の順となっており、等級割合の推移に大きな変化はみられませんが、各年、障害が重度である1級・2級で全体の約半数を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別） ■



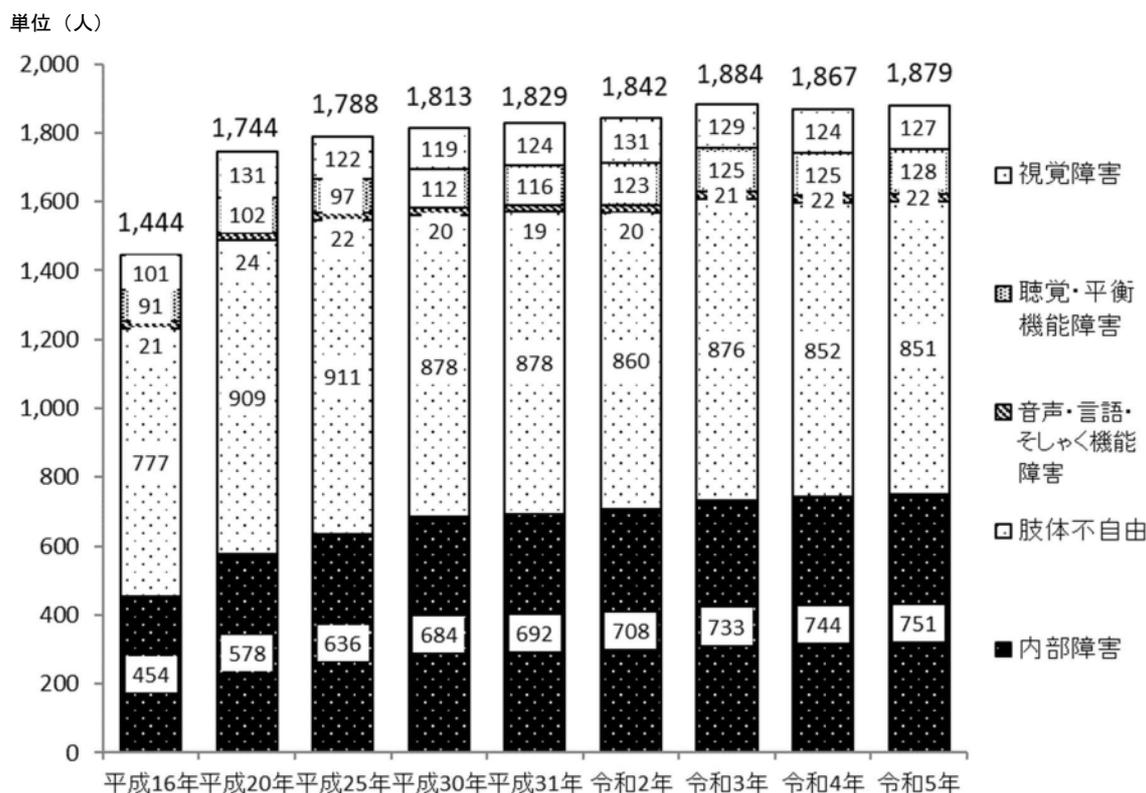
単位(人)	平成16年	平成20年	平成25年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者数合計	1,444	1,744	1,788	1,813	1,829	1,842	1,884	1,867	1,879
1級	460	585	622	643	631	625	633	611	616
2級	254	318	289	284	275	275	269	259	276
3級	284	313	343	299	308	313	335	341	316
4級	259	317	336	373	394	412	419	428	440
5級	115	119	113	116	121	120	119	118	118
6級	72	92	85	98	100	97	109	110	113

資料：障害福祉係（各年4月1日現在）

障害の種類別に見ると、令和5年は「肢体不自由」が851人（45.3%）と最も多く、次いで「内部障害」が751人（40.0%）、「聴覚・平衡機能障害」が128人（6.8%）、「視覚障害」が127人（6.8%）の順となっています。

平成30年からの推移では、特に「内部障害」の増加が目立ちます。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別） ■



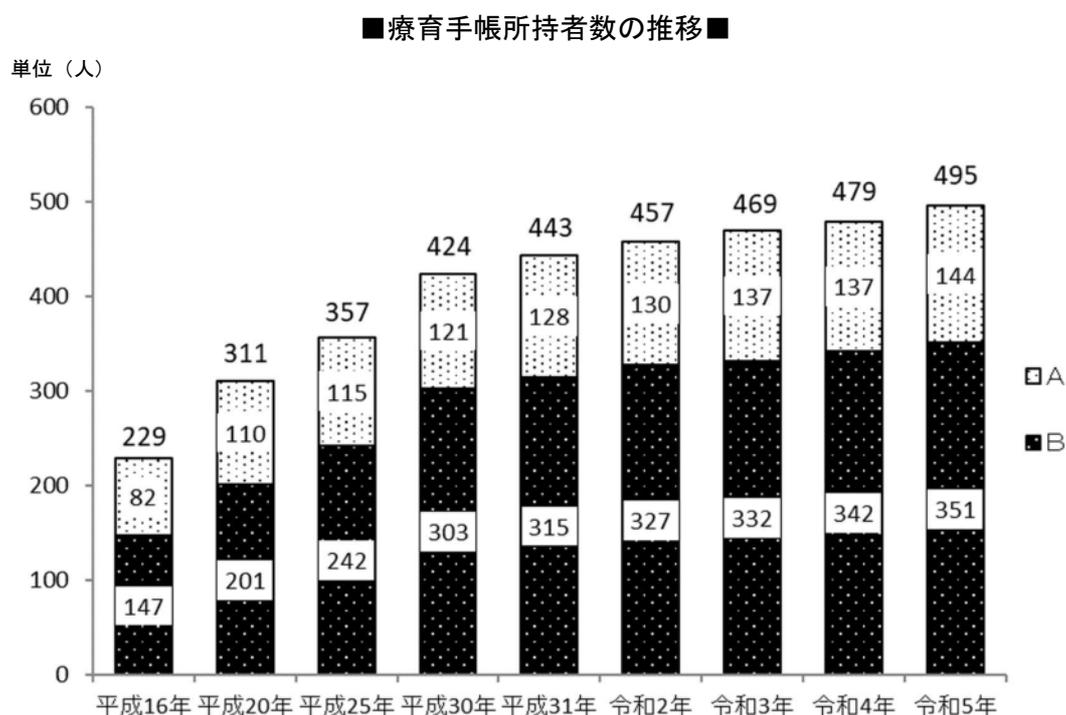
単位（人）	平成16年	平成20年	平成25年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者数合計	1,444	1,744	1,788	1,813	1,829	1,842	1,884	1,867	1,879
視覚障害	101	131	122	119	124	131	129	124	127
聴覚・平衡機能障害	91	102	97	112	116	123	125	125	128
音声・言語・そしゃく機能障害	21	24	22	20	19	20	21	22	22
肢体不自由	777	909	911	878	878	860	876	852	851
内部障害	454	578	636	684	692	708	733	744	751

資料：障害福祉係（各年4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、令和5年において495人となっており、平成16年からの推移をみると増加傾向にあります。

障害程度別にみると、令和5年では「B判定」が351人（70.9%）と7割を占めており、次に「A判定」が144人（29.1%）となっています。特に「B判定」の人数の増加が目立っています。



単位(人)	平成16年	平成20年	平成25年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
療育手帳 所持者数合計	229	311	357	424	443	457	469	479	495
A	82	110	115	121	128	130	137	137	144
B	147	201	242	303	315	327	332	342	351

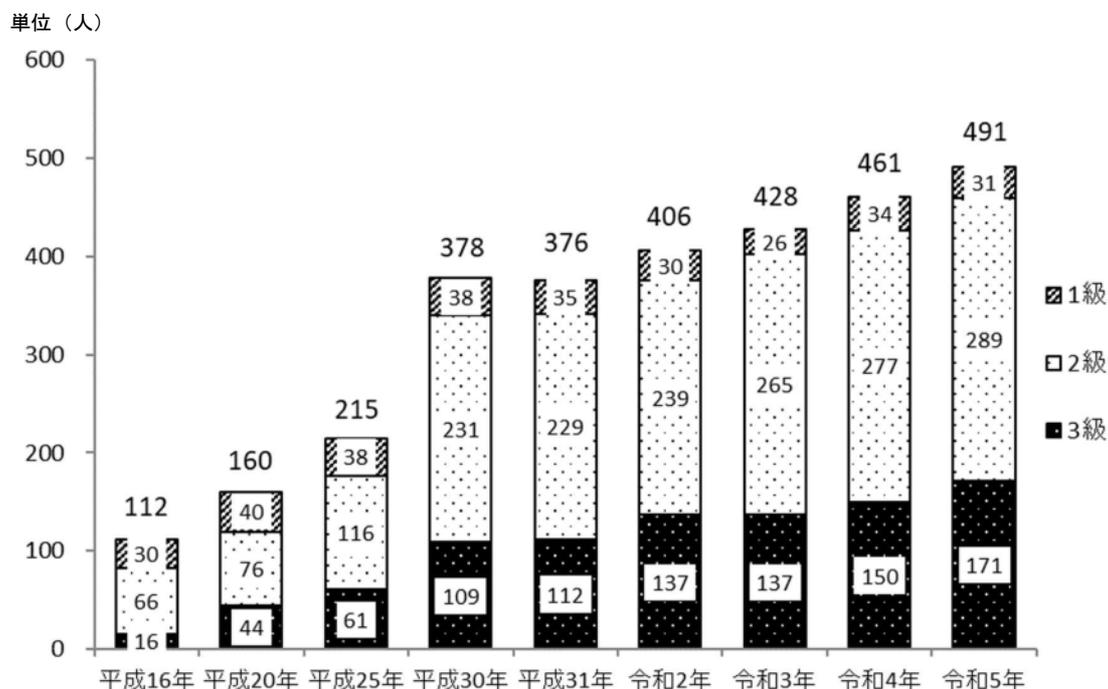
資料：障害福祉係（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神保健福祉手帳所持者数は、令和5年において491人となっており、平成30年からの推移を見ても、大きく増加しています。

等級別にみると、令和5年では「2級」が289人（58.9%）と最も多く、全体の約6割近くを占めています。次に「3級」が171人（34.8%）、「1級」が31人（6.3%）の順となっており、近年では特に「2級」の所持者数の増加が目立ちます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移■

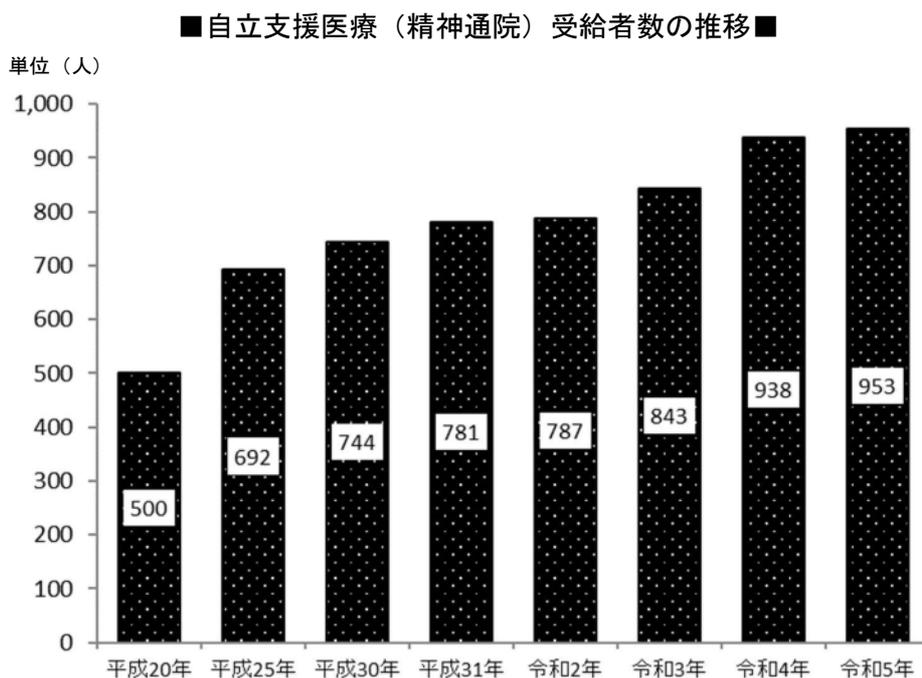


単位(人)	平成16年	平成20年	平成25年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神障害者 保健福祉手帳 所持者数合計	112	160	215	378	376	406	428	461	491
1級	30	40	38	38	35	30	26	34	31
2級	66	76	116	231	229	239	265	277	289
3級	16	44	61	109	112	137	137	150	171

資料：障害福祉係（各年4月1日現在）

(5) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

本市の自立支援医療（精神通院）の受給者数は、令和5年において953人となっており、平成20年からの推移をみると、受給者数は年々増加傾向で、受給者は約2倍に増加しています。



単位(人)	平成20年	平成25年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療 (精神通院)受給者数	500	692	744	781	787	843	938	953

資料：障害福祉係（各年4月1日現在）

※平成18年4月の障害者自立支援法の施行により制度改正となり、市町村への権限移譲が行われました。

多賀城市障害者計画（第5期）

2024（令和6）年度～2029（令和11）年度

第1章 計画の基本的な考え方

1 本市の目指す姿（基本理念）

地域での共生社会をめざして

本市が目指す姿は、障害者基本法が示す「地域社会における共生」です。

我が国が平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約（平成26年に批准）」が示すノーマライゼーションの理念の下、本市では、障害の有無に関わらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指しています。

本市では、令和3年度にスタートした第六次多賀城市総合計画において、障害者（児）福祉を推進するため市が目指す将来の姿として「障害者（児）がその適正や能力に応じて、安心して暮らすことができる」ことを掲げています。

近年では、平成28年の「障害者差別解消法」の施行により、差別の解消に向けた取り組みが推進され、令和3年の「医療的ケア児支援法」の施行により、医療的ケア児やその家族を社会で支えていく仕組みを整えることが推進されるなど、障害者（児）を社会全体で支えるための基盤が着実に整備されています。

そのような社会情勢の中、これまでの障害者（児）福祉施策の取り組みを継続するとともに、多賀城市に暮らす誰もが、地域での助け合い支え合いの中で、心豊かに安心して、かつその人の望む「自分らしい生活」を送ることができるよう、温かく優しい環境づくりを進めていきます。



2 施策の体系図

基本理念

地域での共生社会をめざして



3 計画の基本目標

基本理念を実現するため、5つの基本目標を掲げて施策を展開していきます。

(1) 地域で生活するためのまちづくり

障害のある人とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活をおくるために、生活状況に応じて必要な障害福祉サービスを提供します。

また、障害のある人が、必要な支援について自己選択・自己決定し、必要なサービスがタイムリーに利用できるよう、個々のニーズに合った支援を行います。

また、そのような体制を整備していくため、宮城東部地域自立支援協議会を圏域の二市三町共同で運営し、地域課題の情報共有や課題解決に向けた協議検討を行い、地域の関係機関とのネットワーク構築に努めます。

(2) 社会的自立と社会参加を推進するまちづくり

働くことは生活や社会参加のための重要な要素です。働く意欲のある人が、障害があっても自分の意向と能力に合った就労の場が選択できるよう、就労支援機関を含めた関係機関と相談支援事業との連携を強化していきます。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、雇用の分野での障害者差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務付けられています。地域で暮らす全ての人が、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合えるよう、障害特性の理解に関する普及啓発に取り組んでいきます。

また、ボランティア団体の活動やボランティア育成に関する情報提供を行うことで、ボランティアや地域活動へ参加しやすい環境づくりを目指します。

(3) 認め合い、支え合うまちづくり

共生社会を実現するには、障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、「一人ひとりの命の重さは、障害のあるなしによって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合うことが不可欠です。

平成28年には「障害者差別解消法」が施行されるなど、障害者の権利擁護のための法整備が進んでいます。

また本市では、平成24年10月から旧社会福祉課（現介護・障害福祉課）内に「多賀城市障害者虐待防止センター」を開設し、平成29年6月に「多賀城市障害者虐待防止対応マニュアル」を作成しました。今後も相談対応と虐待防止を含めた権利擁護のための取組を推進していきます。

そして、平成28年に施行された「成年後見制度利用促進法」に基づき、令和3年度から「多賀城市地域福祉計画」にそって、本市における成年後見制度の利用促進に関する取組を実施することになりました。

成年後見制度を必要な人が、タイムリーに制度を利用できるよう、権利擁護事業とも連動し、広報活動や相談体制の整備等に努めていきます。

(4) みんなが笑顔で育つまちづくり

児童・生徒一人ひとりが、成長過程によるライフステージの変化があっても、個々の発達課題に応じた支援を、切れ目なく継続的に受けられるよう「発達支援会議」を設置し、関係機関の連携による療育支援の仕組みを構築しています。

集団生活や就学がスムーズに行えるよう、幼稚園・保育所等を始めとした支援関係機関や関係各部署が、定期的に情報共有や支援方針の検討を行いながら、切れ目ない支援の継続に向けて、連携を強化していきます。

また、障害児通所支援等のサービスが必要な児童・生徒については、個々のニーズに応じた利用となるよう相談支援事業所と連携しながら、必要なサービスの提供に努めます。

今後も、地域課題や関係法令等の変化に対応しながら、療育体制整備の充実を図っていきます。

(5) すべてのひとにやさしいまちづくり

障害のある人の社会参加を推進するためには、障害のある人に配慮したまちづくりを推進し、誰もが暮らしやすい生活環境を整備することが重要です。

本市では、昭和58年に障害者福祉都市宣言を行い、公共施設の玄関スロープや点字ブロックの敷設等の構造設備及び交通安全施設の改善整備等を行ってきました。

今後も引き続き道路の点字ブロック敷設や段差の解消等、市内のバリアフリー化を推進していきます。

防災施策の推進は、「避難行動要支援者支援プラン」に基づく、避難行動要支援者名簿を地域ごとに共有し、災害時に地域で支え合える体制を取っているほか、防災ハザードマップを全戸配布し、避難場所や非常時の持ち出し用品等の情報提供に努めています。

また、手話奉仕員の養成、手話通訳者の窓口配置や派遣、窓口や選挙の際にコミュニケーション支援ボードを活用するなどにより、話し言葉等によるコミュニケーションに困難を抱えている方々へコミュニケーション支援・充実に努めます。

4 重点的な取組内容

(1) 相談支援体制の充実強化

障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、個々の障害特性を踏まえた生活課題の確認と、生活を支えるために必要な障害福祉制度やサービスへの「つなぎ」の役割が重要になります。

本市では、個々のニーズと障害福祉サービスとをつなぎ、サービスを利用する際に必要な「サービス等利用計画」について、サービスを利用する人全てが、担当の相談支援専門員の計画のもとに安心してサービス利用が出来るよう、相談支援事業所による計画作成率100%を達成・維持してきました。今後も、より多様化した個々のニーズに合わせて、適切なサービス提供につながるよう努めていきます。

近年、障害の重度化・高齢化及び医療的ケアが必要な人の地域生活を支えるための支援体制を整えることについて、既存の資源の中で必要なサービス提供を調整することと並行し、地域資源を開拓していくことも地域課題の一つとなっています。

多様化したニーズの把握や課題の整理を行い、安全・安心な地域生活を支えるため、障害福祉サービスだけでなく、医療・教育・介護など、様々な機能と連携した支援のコーディネート機能が求められています。

本市では、相談支援に関わる専門職のコーディネート機能強化のため、様々な社会資源や支援関係機関との連携強化に努めていきます。

主な取り組みの例

ア 相談支援事業所への人材育成の機会の提供

- ・事例検討会等を実施し、個々のニーズに合わせた相談支援（ケアマネジメント）が展開できるよう、相談支援専門員のスキルアップを図ります。
- ・地域の資源に関する情報共有や地域課題の見える化等、地域の状況をタイムリーに把握・検討する場の設定について検討し、実施していきます。

イ 支援関係機関等との連携強化

- ・基幹相談支援センターと連携し、エリア圏域の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムや、医療的ケア児の支援の協議の場等への参画を通じて、地域課題解決に向けた連携強化体制の構築を図っていきます。

(2) 療育システムの体制整備

本市では、障害や発達課題のある児童が、地域の中で共に育ち、安心して生活できるように、早期療育や早期支援の充実と、成長によるライフステージの変化があっても、支援が切れることなくつながっていく仕組みを検討し、平成27年度に児童発達支援センター「太陽の家」を中核とした療育システムとして「発達支援会議」を設置しました。

近年児童をとりまく地域課題は、教育・保育分野等でも深刻化し、妊娠期からの育児支援や小・中学校を中心とした不登校やいじめの問題など、それぞれの課題解決のためのネットワーク等を拡充してきました。

全ての児童が地域の中で健やかに成長していけるよう、これから新たに構築される関係機関の支援ネットワークとも、地域課題を共有し連動していく体制を構築していきます。

主な取り組みの例

ア 基幹保育所等との連携について

- ・教育・保育施設における障害のある児童の割合は、在籍児童の約1割にのぼると言われており、障害の有無や国籍等に関わらず、全ての子どもを受け入れる「インクルーシブ保育」が推進されています。発達課題を持つ児童への継続的な支援のために、基幹保育所との連携を強化し、教育・保育施設での療育支援を支える仕組みを構築していきます。

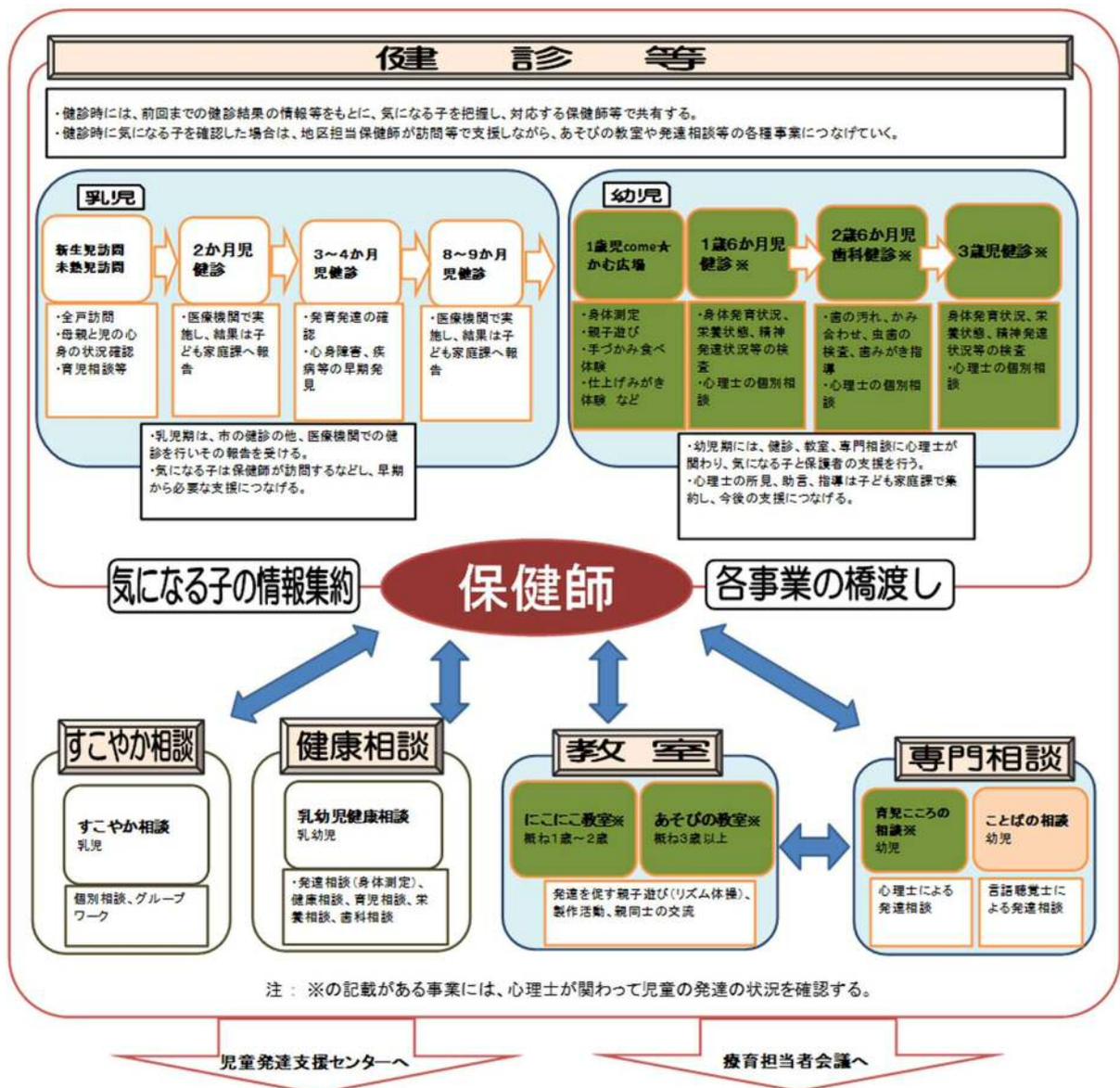
イ こども家庭センター及び要保護児童対策地域協議会との連携について

- ・こども家庭センターは、妊娠期から子育て期の妊産婦や乳幼児に伴走型支援を担う母子保健機能と様々な課題や問題を抱える児童や家庭を支援する児童福祉機能を一体的に支援する機関として、「専門的知見」と「当事者目線」の双方の視点による「切れ目の無い支援」の展開を目指しています。
- ・妊娠期から関るこども家庭センターや虐待対応を担う要保護児童対策地域協議会と連携し、効果的な養育支援と発達課題を抱える児童家庭の虐待事例にも対応できる全庁型療育システムとして体制を構築していきます。

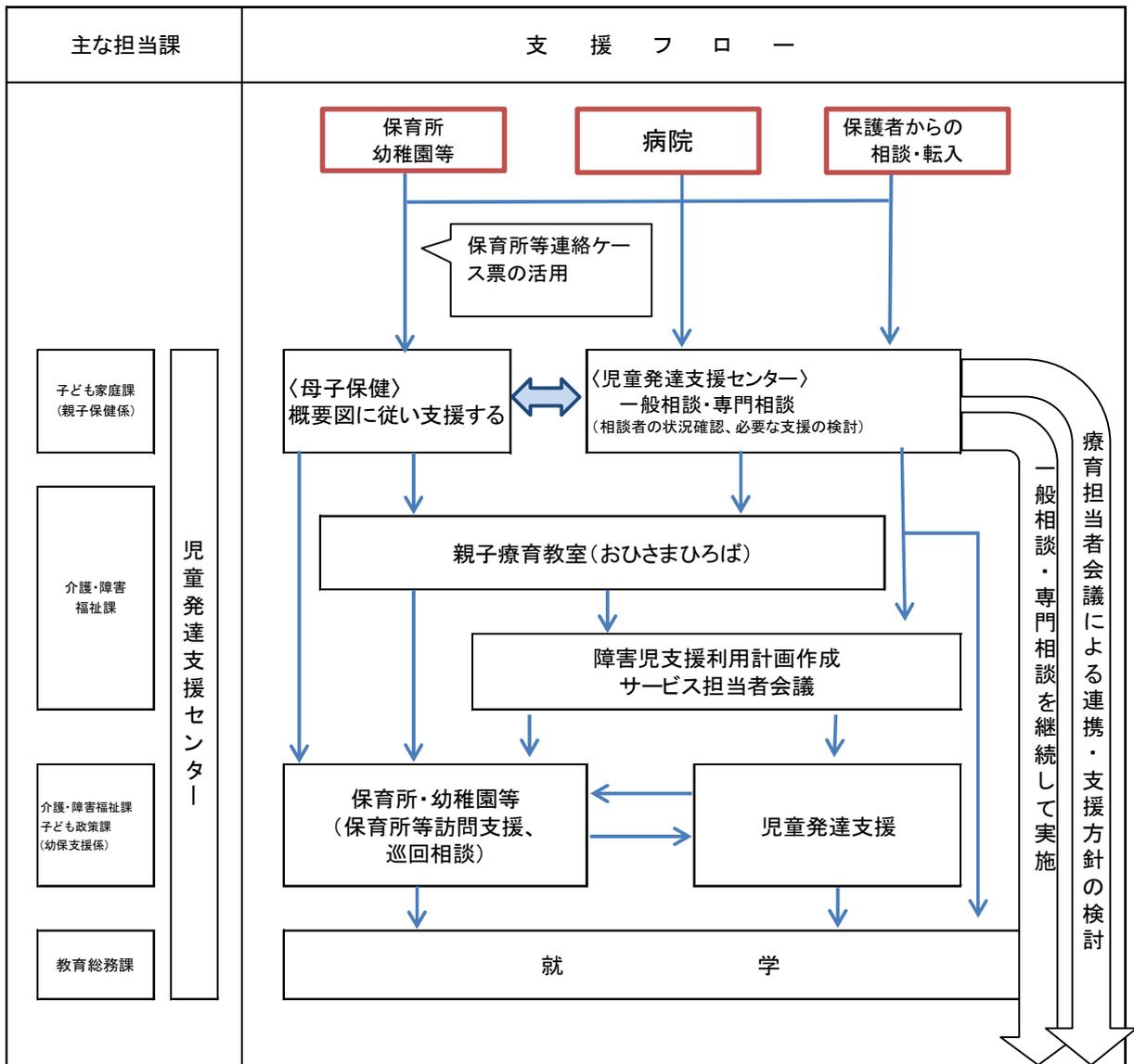
ウ 母子保健事業、保育事業、教育委員会との連携について

- 各種健診、あそびの教室、育児こころの相談等により特別な支援が必要と思われた児童は、速やかに療育につなげることが大切です。そのためには児の特徴や発達課題等に対する保護者の理解が欠かせません。
- 障害のある児童の保護者は、障害を受容することのためらいや不安、悩みなどを抱えている場合があります。児童の発達の状態や今後の支援等について保護者と適時相談を行い、児童発達支援センターの総合相談窓口等、適切な療育支援につながるよう促していきます。その後、保育所・幼稚園、学校等、児童にとって適切な機関につなげていきます。

【母子保健事業の概要図】



【母子保健事業等との連携フロー図】



(3) 障害者差別の禁止や合理的配慮等の普及啓発を強化

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、官公庁による市民への合理的配慮の提供が義務化されています。令和6年度からは、民間の事業所においても合理的配慮の提供が「努力義務」から「法的義務」へ変更予定となっています。

本市では、平成29年9月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する多賀城市職員対応要領（以下「職員対応要領」という。）」を取りまとめ、職員研修等をとおして、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の考え方、対応時の留意点等を市職員全員で共有しています。

令和2年度にコミュニケーション支援ボード*を作成・各窓口に配置し、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方が意思表示をしやすい体制をとっています。

また、選挙の際には「投票支援カード」等を活用し、イラストを指さすだけで自分の意思や求めている支援を意思表示できる体制を取るなど、今後も、全庁を挙げて様々な場面で障害のある人に寄り添った支援体制を構築していきます。

主な取り組みの例

ア 障害者週間に併せた障害福祉施策に関する周知啓発について

- ・**障害者週間**（12月3日～9日）に併せ、庁舎ロビーで障害者差別解消法等を普及啓発するパンフレットを配置したり、ポスターを掲示するなどしています。

また、市内の障害者就労施設の活動紹介やヘルプマークの実物を展示するなど、障害者に対する理解を広める普及啓発活動に取り組んでいます。

イ コミュニケーション支援ボード*の活用について

- ・市庁舎の各窓口や選挙の際の投票所に「コミュニケーション支援ボード」を配置し、高齢者や障害者など話し言葉による意思表示が難しい方や肢体不自由によりコミュニケーションに困難を抱えている方が安心して手続きや意思表示がしやすい環境づくりに取り組んでいます。
- ・災害の際の各避難所の備品にも「コミュニケーション支援ボード」を用意しており、避難所においてコミュニケーションに支援が必要な方へ円滑に支援ができる体制をとっています。

※「コミュニケーション支援ボード」は、P63をご参照ください。

ウ 新規採用職員向けの研修について

- 毎年、新規採用職員に対し、障害者差別の解消と合理的配慮の提供について、研修を実施しています。正しい理解が共生社会の実現につながるということを職員一人一人が認識して業務にあたるよう努めています。

(4) 障害者の雇用・就業、経済的自立の支援体制強化

本市では、**障害者就業・生活支援センター**わ〜くと連携し、障害者雇用により就労する方の職場定着を支援してきました。

また、相談支援事業所等との連携を密にし、就労継続支援事業（A型・B型）並びに就労移行支援、自立訓練の利用等、障害者のニーズに併せた就労支援に取り組んでいます。

令和5年1月に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部（以下「ポリテクセンター宮城」という。）及び厚生労働省宮城労働局（以下「ハローワーク」という。）と雇用拡大に関する協定を締結し、今後は市民の雇用拡大に向けた取り組みを行っていきます。

主な取り組みの例

ア 職場定着のための関係機関の連携について

- 主に**特別支援学校**を卒業し障害雇用で就職する際に、本市、本人・家族、就職先となる企業、特別支援学校、障害者就業・生活支援センターわ〜く等の関係機関が情報共有し、以降本人や家族からの相談に対応しながら職場定着ができるよう、連携して取り組んでいます。

イ 雇用拡大に関する協定について

- 連携協定に基づいて、障害者の雇用促進のため、就労環境の改善や就労機会の増加に向けて様々な協議を行っています。

※以降のページで、

重点的な取組内容に関連する施策には、 マークがつきます。

第2章 施策の取組状況及び今後の展開について

基本目標1 地域で生活するためのまちづくり

1-1 相談体制の充実



■取組の背景■

障害者基本法及び障害者総合支援法等により、市町村は障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが責務とされています。

障害者総合支援法の一部改正により、平成27年4月からは障害福祉サービス利用時に「サービス等利用計画」の作成が義務付けられました。

■これまでの取組内容■

- ・介護・障害福祉課と市内3か所の相談支援事業所との連携強化のため、適宜サービス提供に関する情報共有や支援状況の確認等を行っています。

また、相談員のスキルアップを図るため、県が主催する相談支援専門員現任研修や主任研修にも適宜参加しています。

- ・障害福祉サービス利用時に作成が義務付けられている「サービス等利用計画」について、作成率100%を達成し、維持しています。
- ・障害のある児童や発達障害の気になる児童への切れ目のない支援体制構築のために設置している「発達支援会議」や地域課題の集約及び検討等を行っている「宮城東部地域自立支援協議会」の運営をとおして、福祉分野以外の関係機関との連携を図っています。

<相談支援体制>

(1) 委託相談支援事業所

障害のある人の自立した社会生活の実現を目的として、障害のある人やその家族からの相談に応じ、情報提供や必要な支援の提供を行っています。本市では、「けやき」及び「太陽の家」の2か所の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所に業務委託をしています。

(2) 基幹相談支援センター

相談支援事業の中核的な役割を担う機関として、障害者総合支援法の規定に基づき基幹相談支援センターを、宮城東部地域自立支援協議会を構成する市町(多賀城市・塩竈市・松島町・七ヶ浜町・利府町)が共同で設置しています。

基幹相談支援センターでは、総合的・専門的な相談支援や相談支援事業所への技術的、専門的な指導・助言等を実施しています。

(3) 民生委員・児童委員

心身に障害のある人や地域で支援を必要としている人に対し、必要に応じて住民の生活状態を把握し、生活相談、助言その他の援助を行うほか、関係行政機関とも連携し、住民の福祉の増進を図るための活動をしています。

<相談支援事業について>

	委託相談支援事業所 (障害者相談支援事業)	指定特定相談支援事業所 ・ 指定障害児相談支援事業所	基幹相談支援センター
事業所名	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センター「太陽の家」 けやき 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所 梯 	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点センター「ふきのとう」
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活において困りごとが起こった時に、必要な情報の提供・助言のほかに、制度やサービスの利用に関する支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスを利用する際に必要なサービス等利用計画を作成するもの サービス利用時の相談や調整 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の相談支援体制の拠点 対応困難事例や地域課題解決に向けて、相談支援事業所等の支援

<相談支援事業実施状況>

(単位：件・人)

区分	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	相談件数	相談実人数								
身体障害者	638 (421)	91	547 (382)	108	664 (428)	96	483 (325)	103	500 (329)	116
知的障害者	1,827 (1,361)	277	1,836 (1,538)	344	2,291 (1,831)	304	1,959 (1,399)	390	2,201 (1,692)	499
精神障害者	1,064 (607)	209	1,168 (737)	203	1,275 (665)	205	1,354 (808)	239	1,652 (918)	330
その他	940 (814)	168	879 (786)	96	1,157 (1,085)	216	1,179 (1,076)	305	1,116 (1,033)	278
合計	4,469 (3,203)	745	4,430 (3,443)	751	5,387 (4,009)	821	4,975 (3,608)	1,037	5,469 (3,972)	1,223

※ () は相談支援事業委託事業所の受付分を内書きしています。

■現状と課題■

障害のある人が地域で安心して生活するために、個々の支援ニーズに応じてタイムリーに相談を受け必要なサービスを提供できるよう、今後も相談支援体制を整備・充実させていく必要があります。

障害者やその家族の高齢化等により、課題が複雑化する事例が増えています。

■取組の方向■

- 障害のある人が、地域で暮らしていくために必要な支援やサービスを適切に受けやすくするための体制の整備を図ります。
- 多様な相談内容に応じることができるよう、相談支援事業所等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
- 高齢化社会の進行により、介護保険制度を併用する事例が増えているため、地域包括支援センター、介護保険事業所やケアマネジャー等との連携強化を図ります。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・障害福祉課が中心となり、相談窓口で寄せられる個々のニーズに対応するため、相談支援事業所と連携しながら、必要な情報提供を行います。 	介護・障害福祉課
02 個別支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人や、その家族の持つ課題の内容と支援の方法を明確にし、個々のニーズに合った支援を展開していけるよう、個別支援体制を強化していきます。 	介護・障害福祉課
03 関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題を地域で解決できるよう、地域の専門機関やサービス提供者等と連携を図りながら、相談機能や情報提供の充実を図ります。 ・基幹相談支援センターにおいては、地域における相談支援の中核として、相談支援事業所への助言・指導を行うとともに、困難な事例の対応等、より専門的な相談支援を実施します。 ・宮城東部地域自立支援協議会において、地域課題の抽出や課題解決に向けた取組を継続していきます。 ・高齢化社会に対応できるよう、地域包括支援センター、介護保険事業所やケアマネジャー等との情報共有に努めるなど、連携強化を図っていきます。 	介護・障害福祉課

1-2 地域生活支援の充実

■取組の背景■

平成26年の国の基本指針の改定により、障害者（児）の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、障害者（児）の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を持つ、「地域生活支援拠点」を平成29年度末までに整備することとされました。

■これまでの取組内容■

- ・障害のある人とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、平成29年度に宮城東部地域自立支援協議会を構成する市町（多賀城市・塩竈市・松島町・七ヶ浜町・利府町）が共同で、緊急時の受け入れ支援や基幹相談支援センター機能を持つ地域生活支援拠点である、地域拠点センター「ふきのとう」を設置しました。
- ・宮城東部地域自立支援協議会に設置した「地域生活支援拠点等運営プロジェクト」において、地域課題の解決に向けた取組の進捗管理を行っています。これまでの検討結果として、地域拠点センターへの「事前登録」について体制整備を行い、登録の推進に努めています。
- ・「地域づくりネットワーク会」の活動として、各障害の家族会の会員も含めた支援関係者等と、地域課題を検討するための会議を実施しています。地域で暮らす障害のある人やその家族の現状を把握することで、緊急時の支援体制として、迅速に相談することができ、短期入所等の必要なサービスをスムーズに利用できるような体制整備を行いました。

■現状と課題■

第4期計画期間では、「親の高齢化」や「親なき後の地域生活の支援」等の地域課題に即した地域拠点センターの運用を目指して、宮城東部地域自立支援協議会内に「地域生活支援拠点等運営プロジェクト」を立ち上げ、課題の整理や検討を行い、拠点機能の充実を目指し、取り組んできました。

地域拠点センター機能の一部である基幹相談支援センターにおいては、地域における相談支援の中核として、相談支援事業所に対する専門的な指導・助言や相談支援事業所同士の連携強化、人材育成等の取組を一層充実させるなど、今後も、地域拠点センターが有する機能の充実を図っていく必要があります。

【宮城東部地域自立支援協議会の組織図】



■取組の方向■

○障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点に求められる役割や、必要なサービス提供のあり方等について検討し、さらなる関係機関とのネットワーク形成を図っていきます。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 緊急時対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所用の居室を確保し、緊急時にも安心して支援を受けられる体制の整備を図り、必要時に緊急時の相談、駆け付け、受入支援を行います。 地域生活を支援する「地域生活支援拠点」として求められる機能について、既存のサービス事業所等をつなぐ面的な整備について検討していきます。 	介護・障害福祉課
02 地域における相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターにおいては、地域における相談支援の中核として、相談支援事業所への助言・指導を行うとともに、困難な事例の対応など、より専門的な相談支援を実施します。 	介護・障害福祉課
03 自立に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 宮城東部地域自立支援協議会において、関係機関と連携を図り、地域課題の情報共有及び課題解決に向けた協議・検討を行い、地域関係機関とのネットワーク形成に努めます。 	介護・障害福祉課

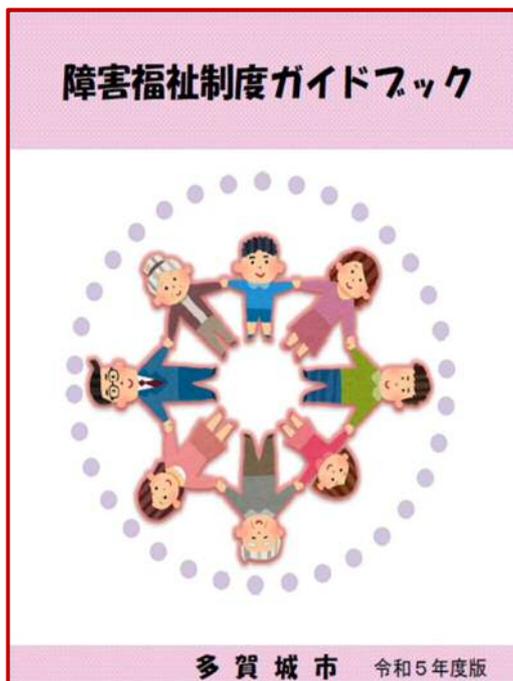
1-3 生活安定施策の推進

■取組の背景■

障害者が地域で安心して自分らしく暮らし続けるためには、各種制度やサービスを上手に利用することが大切です。そのため市は、各種制度やサービスについての理解を広げる普及啓発に取り組んでいく必要があります。

■これまでの取組内容■

- ・ 障害福祉に関する各種制度の利用促進を図るため「障害福祉制度ガイドブック」を作成し窓口で配布することで、各種制度について周知を行っています。
- ・ 経済的な不安や生活基盤の安定のための相談について、社会福祉課内の自立支援相談窓口や塩釜公共職業安定所（以下「ハローワーク塩釜」という。）等の関係機関と連携して支援をすることで、個々の課題やニーズに合わせたサービス提供につながっています。



【障害福祉制度ガイドブック】

介護・障害福祉課窓口で配布中

■現状と課題■

障害のある人が地域で自立した生活を送るために、各種制度やサービスを利用した生活基盤の安定と、生計を維持していくための経済基盤の安定に向けた支援を行っていく必要があります。

■取組の方向■

- 障害のある人が、望む場所で自立した生活を続けることができるよう、福祉サービスの充実を図ります。
- 経済的な自立を支援するため、給付制度の利用充実や促進のほか、雇用や就労に関する情報提供等の推進を図ります。
- 障害の有無に関わらず、共に生活できる地域づくりに向けて、関係機関との連携を図り、地域移行希望者に対し必要な調整や情報提供を行います。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 各種制度の利用促進	・各種年金や手当の支給、医療費助成、公共交通機関の割引制度等の利用促進を図るため、広報誌やホームページでの周知や、窓口等での個別周知に努めます。	介護・障害福祉課
02 福祉サービスの充実	・個々のニーズを把握し、生活を支えるための福祉サービスの充実を図るとともに、適切なサービス利用の状況を確認していきます。	介護・障害福祉課
03 地域移行のための支援	・施設等で暮らす方が、地域での暮らしを望むときに、円滑な地域生活移行ができるよう、地域生活移行への意向や状態に配慮した地域移行を推進します。	介護・障害福祉課
04 地域定着の推進	・安定した地域生活を継続するため、常時の連絡体制を確保しつつ、緊急時の相談に応じるなどの地域定着を推進します。	介護・障害福祉課

1-4 保健・医療の充実



■取組の背景■

乳幼児健康診査等をとおして、発達に課題のある子どもが早期療育につながるよう支援したり、障害者が各種健康診断や予防接種等を適切に利用し、疾病の予防や早期発見につながるよう支援していくことが大切です。

■これまでの取組内容■

- ・乳幼児健康診査、予防接種、各種教室等における保護者からの相談に地区担当保健師が応じ、子育ての不安軽減を図るために各種事業につなぎます。
- ・平成30年10月に「子育て世代包括支援センター（令和6年4月から「こども家庭センター」へ名称変更）」が開設されました。妊娠期から切れ目のなく支援を受けられるよう、子育てサポートセンターを含めた子育てに関わる支援機関で連携強化のための定例会議を開催しています。
- ・成人期においては、特定健康診査や各種がん検診等の定期的な健康診査を実施しています。検診結果やアンケート調査に基づき、全ての市民がより健康的な生活を送ることができるよう、地域の公民館等に保健師や栄養士等の専門職が出向き、個別面談や集団学習等を取り入れた特定保健指導事業を実施しています。



たがじょう子育て応援アプリ
「たがすく」

■現状と課題■

健康たがじょう21プランに基づき、全ての市民を対象として、ライフステージに応じた市民の健康づくりを推進しています。

将来を担う子どもたちが健やかに育ち、健康に暮らしていけるよう、妊娠期から幼児期における健康診査、予防接種、各種相談等を実施し、発達状態を確認しながら、適切な療育につながるよう取り組むことが必要です。

■取組の方向■

- 保護者が子どもの成長に応じた子育てができるよう、タイムリーで継続的な相談支援の充実を図ります。
- 個々の状況に合わせたきめ細かい地域療育支援体制を構築していきます。
- 障害のある人への疾病の発生予防や早期発見等、普段からの健康づくり、健康管理に向けた取り組みを推進します。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 安心した子育て環境の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・発達が遅れがみられる乳幼児の保護者の不安軽減を図るため、関係機関と連携し、保護者の不安や悩みの相談、育児支援を行います。 ・各種関係機関と連携し、発達に課題のある児童が早期療育につながるよう支援します。 	子ども家庭課
		子ども政策課 (子育てサポートセンター)
		介護・障害福祉課
02 予防的支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・育児環境からくる発達の遅れ等の減少を図るため、保護者への支援を実施すると共に、児の発達にあわせて必要なかわりを知り実践できるよう支援します。 	子ども家庭課
03 各種健(検)診の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査や各種がん検診等の定期的な健康診査を実施し、障害と関わりの深い様々な病気の予防、早期発見、早期治療に結びつけます。 ・乳幼児健康診査、予防接種、各種相談等における保護者からの相談に応じて、発達に課題のある児童が早期療育につながるよう支援します。 	健康長寿課
		子ども家庭課
04 健康づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に関する知識と実践方法を習得し、心身の不安等を解消することで、自立に向けた基礎体力の向上や重症化、二次障害予防に努めます。 ・ライフステージに応じた自分らしい暮らしができるように、講座等による情報の提供、こころとからだの相談体制の整備及び地域における健康づくり活動の支援を行います。 	健康長寿課

1-5 福祉サービスの充実

■取組の背景■

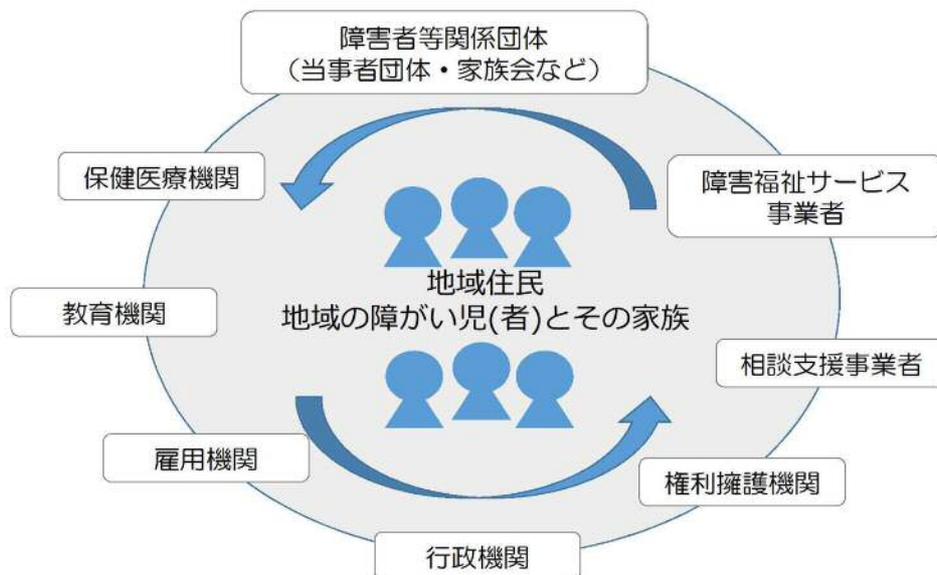
平成25年4月の障害者総合支援法の施行より、障害福祉サービス等の対象に難病患者も含まれました。また、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、就労継続支援事業等の「就労」に関する支援や、自立訓練（生活訓練等）の「生活」に関する支援が充実してきました。

平成30年度からは障害者総合支援法の一部改正により、「自立生活援助」や「地域定着支援」等のサービスが追加になったことで、より個々の状況にあった障害福祉サービスの調整が可能になりました。

■これまでの取組内容■

- ・介護・障害福祉課の相談支援及び障害福祉サービス支給を担当する職員と、市内の相談支援事業所の相談員が定期的に情報共有を行い、障害福祉サービス利用に関する相談からタイムリーな福祉サービス開始につなげるための、連携体制を構築しています。
- ・宮城東部地域自立支援協議会を二市三町及び地域拠点センター等が連携して組織し、地域課題の把握や、地域のサービス事業所等との連携強化に取り組んでいます。

【宮城東部地域自立支援協議会の構成員】



■現状と課題■

地域で安心して生活が続けられるよう、日中活動の場として、家から通いながら必要な介護や生活訓練が受けられるサービス等の充実を図る必要があります。

また、医療的ケアを必要とする方が地域で安心して生活が送れるよう、ニーズを把握し必要な支援体制の構築を図っていくことが必要です。

■取組の方向■

- 個々の状況に応じた適切な福祉サービスの提供を目指します。
- 医療的ケアを必要とする方が地域で支援を受けられる体制づくりを行います。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 個々に応じた福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業を活用し、障害のある人の生活課題やニーズを把握し、個々の状況に応じた適切な福祉サービスの提供を行います。 ・個々の状況にあった福祉サービスを提供するため「サービス等利用計画」を作成します。 ・相談支援により、提供された福祉サービスがサービス等利用計画に基づき適切に行われているか、相談支援事業所と介護・障害福祉課が協力し、定期的に確認を行い、必要時にサービス量の見直しを行います。 	介護・障害福祉課
02 地域の実情に応じた福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が、地域での自立した生活を実現できるよう、在宅・施設での様々な福祉サービスの質的・量的な充実を図り、生活に即した福祉サービスを提供します。 ・宮城東部地域自立支援協議会において、医療的ケアを必要とする方の状況把握や、既存の社会資源について情報収集を行い、支援体制について検討していきます。 	介護・障害福祉課

基本目標 2 社会的自立と社会参加を推進するまちづくり

2-1 雇用の推進



■取組の背景■

平成28年4月の障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正によって、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止するとともに、事業主に対し、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付けられました。

平成30年度に新たに障害福祉サービスとして、「就労定着支援」が追加されたことで、一般企業で働く障害者の職場定着を支援することが可能になりました。

また、令和6年度から新たに「就労選択支援」が追加され、企業への就労を希望する障害者本人と支援者が一緒に就労アセスメントをすることで、障害者の希望や能力に合った仕事探しを支援することが可能となります。

■これまでの取組内容■

- ・相談支援事業所において、就労を希望する障害のある人が、自分が望む就労系サービスを選択し、継続した利用につながるよう、就労系サービス事業所等の見学同行から事業所との連絡・調整を含めた包括的な支援を行っています。
- ・就労支援事業所や相談支援事業所、ハローワーク塩釜、障害者就業・生活支援センターわ〜く等と連携し、就労に関する地域課題の共有・検討を行うとともに、一般就労へ向けた相談支援や就労後の職場定着に向けた支援を行っています。

■現状と課題■

市民アンケート結果では、仕事をしている障害者の雇用形態は「就労系サービス等」が28.57%で一番高く、次いで「パート、アルバイト等」が26.92%との結果が出ています。

また、1か月の労働収入は「5～10万円未満」が22.7%で一番高い割合を占めており、障害者の安定した雇用・就労や収入の安定化が課題です。

■取組の方向■

- 働く意欲のある人が、個々の障害特性やニーズに合わせた職場環境で、自分に合った働き方のできる支援を行います。
- 地域職業相談室やハローワーク塩釜との連携を強化し、一般企業と福祉サービスが連動していくことで、障害を抱えていても安心して仕事ができる環境づくりに努めます。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
O1 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉的就労から一般企業への就職に向け、障害特性に応じた就労先につながるよう、相談支援事業所と連携し、相談体制の充実を図ります。 ・ ハローワーク塩釜と連携し、一般企業の動向を把握し、就労先の確保を進めます。 	介護・障害福祉課
O2 情報提供及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワーク塩釜と連携した情報提供や、関係機関と連携して啓発活動を行っていきます。 	介護・障害福祉課
O3 雇用・就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労機会の確保を図ります。 ・ 障害者就業・生活支援センターわ〜く等の関係機関と連携し、一般就労する方の職場定着等を支援します。 ・ 本市、ポリテクセンター宮城及びハローワークとの雇用対策協定※に基づき、雇用就労を支援する様々な施策に取り組みます。 	介護・障害福祉課
		産業振興課
		総務課

※雇用対策協定とは

効果的かつ効率的な連携による雇用対策を通じて、人材確保の推進、若年者の就業と定着、働き方改革の推進等に対する取り組みを強化することにより、持続可能な地域経済の実現と活性化を図ることを目的として、本市、ポリテクセンター宮城及びハローワークの三者で、令和5年1月に締結した協定のこと。

2-2 福祉的就労の場の確保

■取組の背景■

市民アンケート結果では、仕事をしている障害者の雇用形態は「就労系サービス等」が28.57%で一番高く、福祉的就労の場が多くの障害者の就労の受け皿として機能しているといえます。

■これまでの取組内容■

- ・相談支援事業所等において、障害のある人の就労に関する相談の充実を図るとともに、就労移行支援事業所やハローワーク塩釜等の関係機関と連携し、就労を希望する方に対して情報提供を行っています。
- ・障害者優先調達促進法に基づき、市が行う物品購入や業務委託等の役務の発注については、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することを推進しています。
- ・障害者就労施設の販売活動と施設利用者の活動範囲の拡大を目的に、市役所庁舎内において、販売活動の場を提供しています。

【庁舎内での販売活動の様子】



【販売活動の周知】

レインボー多賀城	ステージバス	メープルガーデン
お弁当 パン お団子 お菓子	トマト 水菜 ほうれん草 セロリ	パン クッキー
・1階ロビー ・東庁舎1階 給湯室前 (お弁当は1階ロビーのみ)	1階ロビー	1階ロビー
水曜日 12:00~12:40頃	水曜日 10:30~13:30頃	火曜日・金曜日 11:30~13:00頃

障害者就労支援事業所による販売です。
多賀城市では、障害を持つ方達の就労活動を応援しています。

主催：障害福祉課 障害福祉係
TEL：5472

■現状と課題■

働くことは生活や社会参加のための重要な要素です。一般企業等での就労が困難な場合は、就労系サービス（就労継続支援A型・B型等）により働く場（福祉的就労の場）の提供を行い、一般就労に必要な知識及び能力の向上に努めることが大切です。

市は、福祉的就労の場が広く整備され、かつ充実した支援内容となるよう、幅広く情報提供に努める必要があります。

また、福祉的就労の場の自立した活動を支援するため、障害者優先調達促進法に基づき、物品購入や役務の発注等を推進していくことが必要です。

■取組の方向■

○働く意欲のある人がそれぞれの状況に応じて就労し、収入と生きがいを得られるよう、就労体験や就労継続のための支援を行います。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 福祉的就労の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場を提供するため、相談支援事業所を中心に関係機関等と連携しながら、就労継続支援や就労定着支援等のサービス利用に関する、就労相談に取り組みます。 ・ 就労している障害者及び雇用者に対する情報提供の充実、働きやすい環境づくり、フォローアップ等の体制の仕組みづくりについて検討します。 	介護・障害福祉課
02 製品の販路拡大や購入等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が行う物品購入や委託役務の発注において、障害者就労施設からの供給に対する需要の増進を図り、調達促進支援の拡大に努めます。 ・ イベントへの案内や周知を行うことで、就労支援施設が提供する物品等の販路の拡大を図ります。 	財政課
		介護・障害福祉課

2-3 障害福祉団体の自立した活動の支援

■取組の背景■

市と障害福祉団体は互いに協働し、連携しあいながら各種障害者施策の推進に取り組んできました。宮城東部地域自立支援協議会が組織されて以降は、協議会内の「家族等支援ネットワーク」等の取組をとおして、障害福祉団体が自立した活動を続けられるよう、支援を行ってきました。

■これまでの取組内容■

- ・地域の相談支援事業所や市の職員が、各種団体との懇談会等に参加し、障害福祉サービスに関する情報共有や意見交換を行っています。
- ・宮城東部地域自立支援協議会に設置されている「地域生活支援拠点等運営プロジェクト」や「家族等支援ネットワーク」に参加することで、圏域内の各種団体と意見交換し、地域課題の共有をしています。

■現状と課題■

市内の障害福祉団体は、障害種別ごとに分かれ、障害のある人とその家族によって構成され、障害のある人が自立した生活を送るための福祉活動等を行っています。

障害福祉団体ごとに、会員の高齢化や新規加入数の減少、世代交代による活動の継続性など様々な課題が聞かれています。自主的かつ主体的な活動が持続的に行われるよう、後方支援に取り組んでいく必要があります。

【市内の障害福祉団体】

名 称	メンバー	主な活動内容
多賀城市身体障害者福祉協会 (視覚障害者協会) (聴覚障害者協会)	身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・加瀬沼公園の清掃活動 ・情報交換会や研修会活動 ・宮城県身体障害者福祉協会の活動への参加 ・宮城東部地域自立支援協議会への参加 ・会報「身障だより『えがお』」を発行
多賀城市手をつなぐ育成会	知的障害児者の家族	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動や地域活動 ・成人を祝う会 ・育成会祭り ・手をつなぐ育成会本人部会 ・宮城東部地域自立支援協議会への参加 ・宮城県手をつなぐ育成会としての活動
多賀城市精神障害者家族会 (さざんか会)	精神障害者の家族	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動（おしゃべりサロン）の開催 ・コスモスホールと交流活動 ・宮城東部地域自立支援協議会への参加 ・宮城県精神障害者家族連合会活動への参加

■取組の方向■

○障害のある人やその家族が抱えている様々なニーズに対し、障害福祉団体が自主的に自立した活動ができるよう、活動の支援をしていきます。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 障害福祉団体の自立した活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体が抱えている課題、行政に求める取組等を把握し、各団体と連携し、各団体が自主的に自立した活動ができるよう協力体制の整備に努めます。 	介護・障害福祉課

2-4 ボランティアや市民活動の推進

■取組の背景■

障害のある人が、地域で自分らしく暮らすことができる共生のまちづくりを推進するためには、地域の方々の「障害のある人とない人を分け隔てなく接することができる意識づくり」が必要であり、そのためには障害のある人がない人と一緒にボランティア活動や市民活動に参加したりすることが、相互理解の一助になります。

■これまでの取組内容■

- 多賀城市市民活動サポートセンター（通称：たがさぼ）において、多賀城市地域活動支援センター「コスモスホール」の紹介ポスターや制作した作品の展示を行うなど、普及啓発を行っています。
- 多賀城市精神障害者家族会「さざんか会」のボランティア活動として、多賀城市地域活動支援センター「コスモスホール」の作業の支援や、地域や各種イベントでの販売活動に協力するなど、障害のある人の地域交流活動に貢献しています。
- 本市では、障害に対する理解の促進をテーマとした出前講座等、一般市民向けの研修等を実施し、障害のある人に対する理解の促進を図っています。

【地域活動支援センター「コスモスホール」】

【作業の様子】



■現状と課題■

身近な地域で交流を深めるために、障害のある人が積極的に社会参加できるよう、機会の拡充を検討してきました。

また、市民活動推進の一環として、障害の有無に関わらず、市民一人ひとりがスポーツやレクリエーション、余暇活動、観光イベント等の活動に取り組みやすい環境を整えていくことが必要です。

■取組の方向■

- 障害への理解を深め、支え合う市民意識を醸成するため、幅広い市民の参加による交流活動への参加促進を図ります。
- 地域で支え合う意識を醸成するため、ボランティア活動を推進します。
- 障害者（児）のスポーツやレクリエーション、余暇活動、観光イベント等への参加をとおした、充実した市民活動を推進します。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 ボランティアや地域活動へ参加しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア団体の活動やボランティア育成についての情報提供等により、障害者施設や地域におけるボランティア活動の機会の拡充を図ります。 	介護・障害福祉課
02 各団体のスポーツ事業や地域行事への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉団体や事業者等が主体的に行う交流活動についての情報提供を行うことにより、障害の有無に関わらず市民が交流できる機会の拡充を図ります。 	介護・障害福祉課
03 公共スポーツ施設等における障害者の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者（児）スポーツに対する興味・関心を高め、相互理解を促進するため、スポーツやレクリエーション、余暇活動等に取り組みやすい環境を整えていきます。 	生涯学習課
04 参加しやすい生涯学習の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習に関する講座やイベントに関するきめ細やかな情報提供に努めるとともに、配送サービスの提供などによる読書活動への支援、生涯学習活動の成果の発表への参加等、誰もが参加しやすい環境づくりを推進します。 	
05 観光イベント等への参加しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合理的配慮等の考え方に基づき、各種観光イベントの企画実施にあたり、障害者（児）が参加しやすい環境づくりに努めます。 	市民文化創造課

基本目標3 認め合い支え合うまちづくり

3-1 障害を理由とする差別の解消の推進



■取組の背景■

平成28年4月に施行された障害者差別解消法により、国・地方公共団体等において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されました。

また、同年の障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正により、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止されるとともに、事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることが義務付けられました。

■これまでの取組内容■

- 市の事務や業務に当たって、不当な差別的取扱いを禁止し、障害のある人への社会的障壁を取り除き、かつ合理的な配慮を行うため、職員対応要領により業務上における不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供に関する留意事項等を規定しています。
また、市職員に対し研修を行い、差別解消に関する意識向上の取組を行っています。
- 宮城東部地域自立支援協議会に、平成30年度から「障害者差別解消部会」を設置しました。各種障害への理解を深め、差別的取扱いの禁止や合理的配慮についての認識を深めるための研修等を実施し、差別の解消を図る取組を実施しています。
- 障害者差別の理解をテーマとした出前講座を一般市民向けに実施し、障害者差別に関する理解の促進を図っています。

【多賀城市出前講座（障害者差別の解消について）の様子】



■現状と課題■

本市では、障害者基本法や障害者差別解消法が目的とする「共生社会の実現」に向けて、様々な機会を捉え、障害への理解の促進、差別や偏見の解消のための取組を推進してきました。

市民アンケート結果では、障害者差別解消法について「知っている」と答えた割合が、26.18%と前回調査の27.79%から値を落としており、今後も障害者差別解消に関する普及啓発の取組の強化が必要です。

■取組の方向■

- 日常の生活の場や教育、雇用の場等、様々な場において障害を理由とする差別の禁止に向けた啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合の相談支援体制の充実を図ります。
- 行政機関においては、障害者差別解消法第7条に基づく禁止事項や義務化された事項について、職員対応要領を定めるよう努めることとされており、市では、必要かつ合理的配慮や差別を受けた場合等の相談体制の構築について、職員対応要領に基づいて対応していきます。令和6年度からは、民間事業所においても合理的配慮の提供が義務付けられることから、民間事業所等も含めた障害への理解の促進に努めていきます。
- 障害のある人もない人も、誰もが共に支え合える地域づくりを目指し、地域の小さな支え合い活動を広める活動を、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が中心となって取り組み、障害者を含めた住民同士の理解醸成を目指します。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 障害を理由とする差別禁止	・障害者差別解消法の周知により、差別行為の認識をはじめ、障害への理解を深め、差別の解消を図ります。	介護・障害福祉課
02 社会的障壁除去のための合理的配慮の推進	・職員対応要領に基づき市の事務・事業にあたって、不当な差別的取扱いを禁止し、障害のある人への社会的障壁を除去するため、必要かつ合理的な配慮を行います。	介護・障害福祉課
03 地域住民同士の理解醸成	・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が中心となり、地域の支え合い活動を普及啓発することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。	介護・障害福祉課

3-2 権利擁護の推進

■取組の背景■

市町村は、障害者の権利擁護のため必要な措置を講じることが責務とされています。平成24年10月には障害者虐待防止法が施行され、自治体への相談窓口の設置や発見者への通報等が義務付けられました。

■これまでの取組内容■

- ・虐待の事例対応としての専門機関である「仙台弁護士会・宮城県社会福祉士会高齢者虐待対応連絡協議会」へ業務を委託することで、対応が困難な事例に対し、専門的な助言を受けて支援する体制が構築されています。
- ・財産管理が困難な方々への支援として、「日常生活自立支援事業（まもりーぶ）」や「財産管理サポートセンター」の利用の促進や、「成年後見制度」の周知を行うとともに、支援の必要な方がスムーズに手続きができるように意思決定支援を行っています。
- ・成年後見制度の利用が必要で、申立てを行う親族がいない方について、必要に応じて市長申立てによる手続きを行っています。
- ・障害に対する理解の促進等をテーマとした出前講座等、一般市民向けの研修等を実施し、障害のある人に対する理解の促進を図っています。

【市長申立て件数の推移】

	類型	H30	H31	R2	R3	R4	R5*
高齢者	後見	4		1	1	1	3
	保佐						1
	補助						
障害者	後見		1	1		1	2
	保佐	1				1	
	補助						
計		5	1	2	1	3	6

※見込数

■現状と課題■

本市では、介護・障害福祉課内に「障害者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待に対する相談対応と虐待防止への取組を実施しています。

また、平成29年6月には「多賀城市障害者虐待防止マニュアル」を作成し、障害者虐待通報が寄せられた際の対応の流れを整理するとともに、虐待防止に関する啓発活動に取り組んでいます。

■取組の方向■

- 市民一人ひとりが個人の尊厳を重んじ、全ての人の人権が尊重される地域社会をめざします。
- 障害によって権利利害の侵害や不利益を被ることのないよう、必要な取組を推進します。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族等の心身の負担軽減等により、虐待の防止に努めるとともに、関係機関との連携や地域への理解促進を図りながら、早期発見と適切な対応がとれる支援体制の充実を図ります。 ・ 権利擁護、虐待の早期発見につながるよう、障害者虐待防止マニュアルの普及に努めます。 	介護・障害福祉課
02 相談窓口の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人や家族及び支援者等からの、虐待に関する相談に対応するとともに、通報者の不利益にならないよう配慮します。 ・ 本市の市民相談室（消費生活相談窓口）や法テラス等の専門機関と協力体制を構築していきます。 	介護・障害福祉課
03 成年後見制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の利用が必要と認められる場合には、成年後見ネットワーク等の支援団体、社会福祉士会や司法書士会等の専門機関と連携して、必要な支援を行います。 ・ 成年後見制度関連法案の改正等の状況に合わせて、成年後見制度利用促進計画（多賀城市地域福祉計画）に基づき、柔軟に地域課題に合わせた地域連携ネットワークの体制整備を推進していきます。 	介護・障害福祉課
04 財産管理事業の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県社会福祉協議会及び多賀城市社会福祉協議会と適切に連携し、日常生活自立支援事業（まもりーぶ）を必要な方が円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。 	介護・障害福祉課

基本目標4 みんなが笑顔で育つまちづくり

4-1 療育体制の充実

重

■取組の背景■

本市では、平成27年4月に開所した児童発達支援センター「太陽の家」を中核として、障害のある児童及び家族支援について、保護者の気づきの段階からの支援、家族全体を含めた支援、関係者をつなぐことによる継続的・総合的な相談支援体制の整備を整備してきました。

■これまでの取組内容■

- ・「療育担当者会議」では、保育・教育・障害福祉が連動して療育支援や家庭支援ができるよう、個別支援会議の事例集約及び困難事例の支援方針の検討を行っています。
- ・「個別支援会議」では、児童やその家族を直接支援する各部署の支援担当者が集まり、支援課題の共有をするとともに、目標や支援方針について検討し支援の進捗を確認しています。
- ・「地域療育関係機関連絡会議」では、関係部署の代表が集まり、療育担当者会議や個別支援会議の実施状況について共有するほか、発達支援に関する地域課題の把握や検討のための意見交換をしています。
- ・市内の全ての認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所が障害のある児童の受け入れを行っています。
- ・保幼小連携事業として、保育所・幼稚園・小学校・支援関係機関を含めた情報共有や小学校への円滑な適応を促すための取組を実施しています。
- ・発達の状況や病院受診の経過や相談等の記録を記載できるツールとして「すこやかファイル」を作成し、新生児訪問等の機会に保護者へ配布しています。

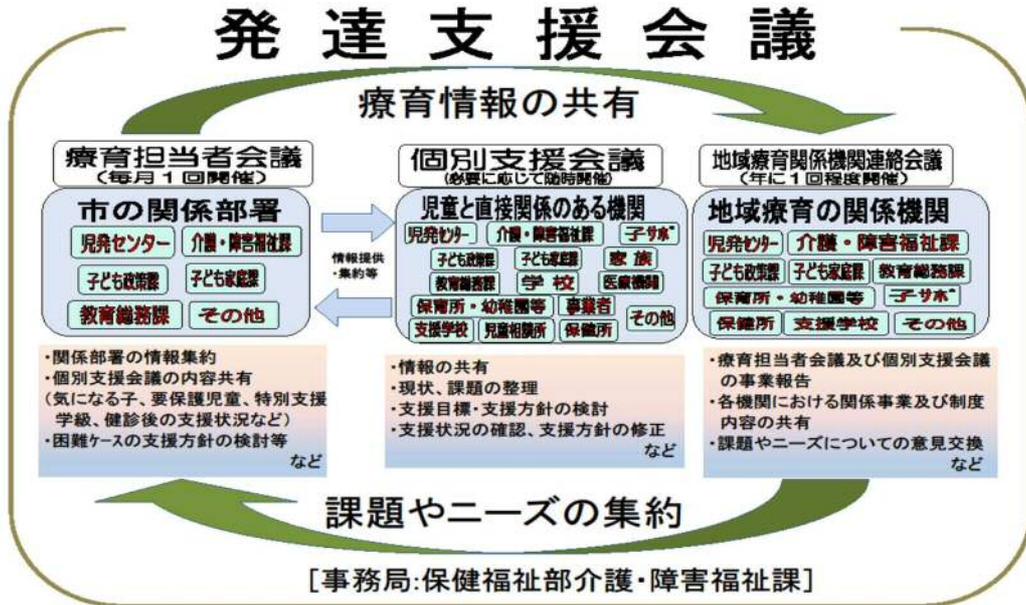
■現状と課題■

一人ひとりの児童が健やかに成長できるよう、妊娠・出産・育児への継続的で切れ目のない支援が必要です。

本市では「発達支援会議」を設置し、児童の成長や取りまく生活環境に合わせた切れ目のない支援ができるよう、関係機関同士の連携を強化しています。

今後も障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築のため、療育体制の充実を図っていく必要があります。

【発達支援会議の概要図】



■取組の方向■

- 子ども一人ひとりの発達課題や成長に応じて適切な支援が受けられるように、地域療育体制を構築していきます。
- 障害児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無に関わらず全ての児童が共に成長できる、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 療育システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援会議を活用し、児童がそれぞれのライフステージで、発達段階に応じ所属する集団が変わっても、支援を切れ目なく継続して受けられように、体制を構築します。 ・児童の発達課題や生活状況に合わせ、多様なニーズに対応した支援が継続できるよう、障害福祉分野に限らず、教育や保育及び母子保健等を含めた関係機関とも連携を強化します。 ・「すこやかファイル」の周知と利用促進を図るとともに、利便性向上に向けた活用方法を検討し、普及と有効活用について推進します。 	教育総務課
		子ども政策課 (公立保育所)
		子ども家庭課
		介護・障害福祉課

主な施策	取組の内容	担当課
O2 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 発達にフォローが必要な児童について、タイムリーにあそびの教室や発達相談等につなげ、保護者が児童の発達の状況を理解し、適切な対応ができるよう支援します。 	子ども家庭課
O3 地域の関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期から学校卒業後まで、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携して支援するための体制整備として、宮城東部地域自立支援協議会の活動内容とも連動し支援体制の整備を図ります。 	介護・障害福祉課
O4 障害のある子どもの受入の推進	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育所等における障害のある児童の受入体制を充実します。 	子ども政策課 (公立保育所)
O5 保育所等・幼稚園・小学校等関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> 集団生活や就学がスムーズに行えるよう、幼稚園・保育所等と小学校との連携を図りながら、幼稚園・保育所等から小学校へと、切れ目のない支援体制の整備に努めます。 	教育総務課
		子ども政策課 (公立保育所)
		介護・障害福祉課
O6 学童児の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 放課後や夏休み等の長期休暇中に利用する障害福祉サービスである「放課後等デイサービス」について、生活能力向上や余暇の充実等、個々のニーズに合わせた利用になるよう、相談支援事業所と連携を図ります。 「放課後等デイサービス」について適切な事業運営が行われるよう、制度についての普及啓発や事業所との連携強化に努めます。 	介護・障害福祉課

4-2 障害児支援の充実



■取組の背景■

昭和50年1月に開設し、約40年にわたり障害児と健常児の統合保育を実施してきた心身障害児通園施設「太陽の家」を、療育の専門機関である「児童発達支援センター」として平成27年度に新たにスタートを切り、通所による児童発達支援や障害児相談支援等を行ってきました。

■これまでの取組内容■

- ・児童発達支援センター「太陽の家」にて、児童福祉法に基づく児童発達支援を行い、障害のある児童のために適切な療育支援を行うとともに、本市独自の親子療育教室「おひさまひろば」を実施するなど、早期療育とともに総合的な療育体制を構築しています。
- ・児童発達支援センター「太陽の家」の相談支援機能においては、センターを利用する児童だけでなく、地域の幼稚園・保育所等に通う児童についても、個々の発達課題に合わせた支援体制を構築するため、巡回相談や発達支援会議を通して、関係機関との連携強化に努めています。
- ・児童発達支援センター「太陽の家」が主催し、保護者向けの勉強会や療育支援関係者向けの研修会を実施しています。

【児童発達支援センター「太陽の家」の外観及び活動内容】



■現状と課題■

一般相談、専門相談だけでなく、市内の幼稚園・保育所等を訪問する巡回相談や保育所等訪問支援事業を実施することで、障害児に関わる地域の幼稚園・保育所等の先生方への支援を行い、障害や発達に課題のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の体制の構築を推進していく必要があります。

■取組の方向■

○子ども一人ひとりの状況に合わせ、きめ細かい、切れ目のない支援の継続のために、関係機関と連携するなど、環境の整備に努めていきます。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
O1 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の育ちに不安を持つ保護者と向き合い、不安や課題を整理し、児童の特徴に合わせて支援の方向性を検討していきます。 ・課題の解決に向けて、児童の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向を勘案し、関係機関と連携して支援します。 	介護・障害福祉課
O2 親子療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・親子での遊びや集団での経験をとおしての早期療育支援を行います。 ・保護者が児童の成長課題を理解し、適切な関わりができるよう援助を行います。 	介護・障害福祉課
O3 児童発達支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の特徴に合わせて、具体的な目標を定め、児童の育ちのために適切な療育支援を行います。 	介護・障害福祉課
O4 地域支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の有無に関わらず、「地域で共に育つ」ことの実現のために、幼稚園・保育所等に通う児童への療育支援としての保育所等訪問支援や児童の生活の場である施設等への援助、助言等を行う巡回相談によって地域支援を行います。 	子ども政策課 (公立保育所)
		介護・障害福祉課
O5 啓発・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関わる保護者や支援者に対し、発達に課題のある児童の特徴や関わり方の理解促進のため、啓発・研修を計画的に実施します。 ・保護者や幼稚園・保育所等の先生方、身近な支援者に対して、療育や支援連携に関する研修を行うことで、地域療育体制の充実を図っていきます。 	介護・障害福祉課

4-3 学校教育の充実



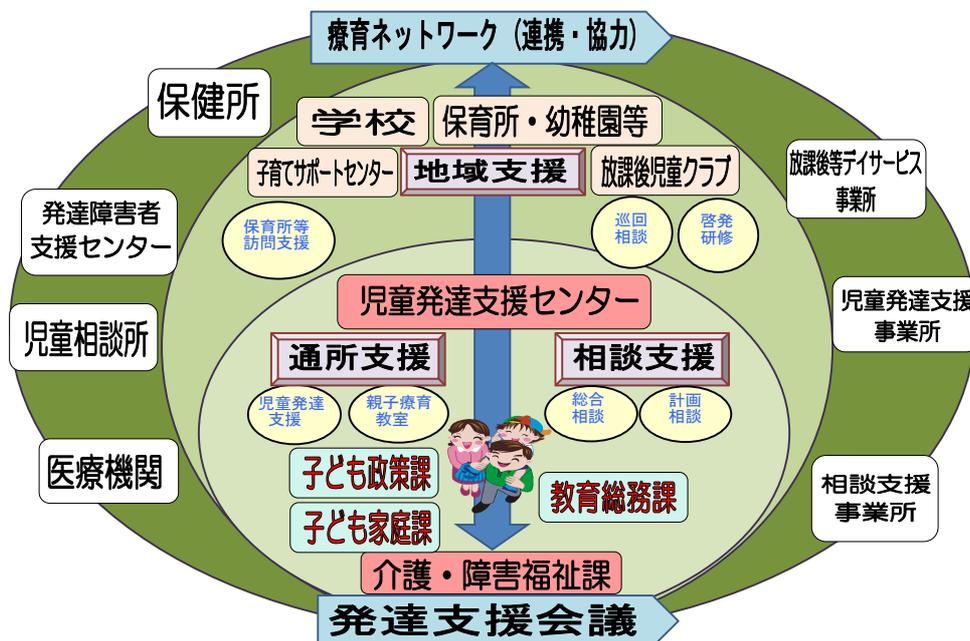
■取組の背景■

小・中学校への就学・進学に際しては、児童の状況にあわせた進路の選択ができ、適切に支援内容の伝達ができるよう、児童発達支援センターや地域の幼稚園・保育所等との連携を強化し、個々の児童に合わせた適切な教育が受けられるよう取り組んできました。

■これまでの取組内容■

- ・就学支援の充実のため、幼稚園・保育所等による情報交換会や児童が小学校を訪問する「保幼小連携事業」を行っています。
- ・未就学児の保護者及び幼稚園・保育所等の職員を対象とした「就学にかかる説明会」を開催し、就学までの流れや就学先の選択等に関する相談支援体制について周知をしています。
- ・特別支援学校高等部の卒業時には、就労継続支援等の就労に関する障害福祉サービスを利用できるよう、支援学校等の教育機関や就労支援関係機関との連携強化に努めています。

【地域療育ネットワーク概念図】



■現状と課題■

本市では、丁寧な学習支援を行うため、特別支援教育支援員の配置体制の充実を図っていますが、児童生徒の発達状況によっては、マンツーマンの支援を必要とする場合もあり、支援員の数だけでは解決できない課題もみられます。

市民アンケートでは、学校教育等への要望として「能力や障害の程度に合った指導をして欲しい」と回答した方が、67.25%と最も多い結果となり、特に知的障害児にとっては、能力に応じた学習の機会がその後の進路や就職を見据えて、学校教育が果たす役割への期待が多いと考えられます。

■取組の方向■

- 児童生徒に対して、その実態に応じて適切な就学先や支援の内容について検討を行い、一人ひとりの能力や発達課題に応じた、特別支援教育を推進するとともに、就学支援、関係機関との連携に努めます。
- 障害の有無に関わらず、一人ひとりが互いに認め合い、共に学習することで、お互いを尊重し支え合う心を育み、地域の中で学べる環境づくりに努めます。
- 個々の障害特性に応じて、児童生徒一人ひとりがスムーズに社会生活がスタートできるように、就学中から支援関係機関の連携強化を図ります。

■今後の具体的な取組■

主な取組	取組の内容	担当課
O1 就学支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就学先の選択や支援内容の伝達がスムーズに行えるよう、幼稚園・保育所等と小学校及び児童発達支援センターとの連携を強化し、切れ目のない支援体制の整備に努めます。 	教育総務課
		子ども政策課 (公立保育所)
		介護・障害福祉課
O2 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする児童生徒に対し、円滑に授業を受けられるよう、発達課題に応じて支援するための支援員を、引き続き配置します。 	教育総務課
O3 交流教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・個性や特性、障害に関わらず、児童生徒が自然に交流できる環境づくりを推進します。 	教育総務課
O4 社会への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部局との情報交換や協働の研修会を通じて、相談支援の充実を図ります。 ・特別支援学校卒業後の進路の一つとして、障害福祉サービスへのスムーズな連動を図るために、発達支援会議や宮城東部地域自立支援協議会を通じて関係機関との連携強化に努めます。 	教育総務課
		介護・障害福祉課

基本目標5 すべてのひとにやさしいまちづくり

5-1 住まい・まちづくりの促進

■取組の背景■

障害の有無に関わらず、誰もが住みやすいまちづくりを推進していくことが地域共生社会の実現には大切です。本市では、昭和58年に障害者福祉都市宣言を行い、翌年の昭和59年までの2か年にわたり、障害者福祉都市推進事業として、玄関スロープや点字ブロックの敷設等の公共施設における構造設備の改善等を行いました。

■これまでの取組内容■

- ・地域生活支援事業（日常生活用具給付事業）における住宅改修や福祉用具等の給付事業により、相談支援事業所と連携しながら、生活に必要な改修や用具等の利用を推進しています。
- ・障害者福祉都市推進事業が終了した後もノーマライゼーションの理念に基づき、継続的に生活環境の改善・整備に努めてきました。バリアフリー化の促進のため、道路改良工事において歩道部の勾配を8%以下にするように整備しています。

■現状と課題■

今後も道路等の適切な維持管理に努めつつ、既設の歩道における車道と歩道の段差解消（セミフラット化）や公共施設のバリアフリー化を図っていく必要があります。

■取組の方向■

○障害の有無に関わらず、全ての人が安全で快適に地域で暮らすことができるよう、住まいや地域の道路や公園等、ユニバーサルデザインの考え方のもと生活空間のバリアフリー化を推進します。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 住まいに関する相談・情報提供	・住まいに関する相談に応じるとともに情報を適切に提供し、バリアフリー化を促進します。	介護・障害福祉課
02 公共施設のバリアフリー化の推進	・公共施設のバリアフリー化を推進し、誰にでも利用しやすい環境になるよう整備します。	(施設所管課)

5-2 移動・交通バリアフリーの促進

■取組の背景■

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）により、公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進を行うこと等が、国や地方公共団体の責務として示されています。

■これまでの取組内容■

- ・ 障害のある人の外出支援のため、福祉タクシー利用券や自家用車等に利用できる燃料費助成券を交付しているほか、外出時の介護等を受ける障害福祉サービスである同行援護や行動援護、自動車改造や運転免許証取得に伴う助成等を行っています。
- ・ 社会参加促進のための移動を支援するため、障害福祉サービスや障害福祉制度について、支援を必要とする方が適切に利用できるよう、情報提供を行います。

■現状と課題■

障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、障害特性に応じた移動手段の確保や外出の支援等も重要です。道路改修や設備整備等のハード面と移動に関する障害福祉サービス等のソフト面を同時に整備していく必要があります。

■取組の方向■

○障害のある人の移動手段を確保するために、外出支援等のサービスを継続するとともに、障害のある人をはじめ、全ての人が安全で快適に利用できる環境づくりに努めます。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 ハード及び環境の整備	・ 段差の少ない安全な道路の整備、音響式信号機や点字ブロックの整備を進めていきます。 ・ 違法駐輪、違法駐車排除を関係機関と協力しながら進めていきます。	都市整備課
		危機管理課
02 移動・交通制度の利用促進	・ 公共交通機関の運賃割引制度等を周知し、利用促進を図ります。 ・ 障害者の社会参加を支援するため、多賀城東部線・西部線の利用しやすい仕組みをつくりまします。	介護・障害福祉課
		都市計画課
03 障害福祉サービスの利用	・ 行動援護、同行援護、移動支援事業等、外出を支援するサービスの利用を促進します。	介護・障害福祉課

5-3 防災施策の推進

■取組の背景■

本市では、東日本大震災以降の国の「防災基本計画」や「宮城県地域防災計画」の見直し等を踏まえて、「多賀城市地域防災計画」の全体的な見直しを行い、市全体が災害に強いまちづくりを目指し、各種施策に取り組んできました。

■これまでの取組内容■

- ・「多賀城市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」に基づき防災に関して周知啓発することで、避難場所の確認や非常持ち出し用品の準備、地域防災訓練への参加等、平常時からの防災意識の向上を図っています。
- ・災害発生時、高齢者や障害者等の特別な配慮が必要な方への安心安全な生活の確保のため、障害福祉事業所や介護保険サービス事業所と、**福祉避難所**協定を締結することにより、二次避難所として福祉避難所を開設しています。
また、地域防災訓練では、指定福祉避難所へスムーズに移動できるよう、避難や要支援者の輸送を行っています。
- ・平常時から、町内会や民生委員・児童委員と常に連携を密にし、避難時に特別な配慮が必要な方の情報の収集、整理に努めています。

【多賀城市避難行動要支援者プラン等】



■現状と課題■

災害発生時、障害のある人が安全なところへ避難するには、個々の障害特性によって様々な困難が想定されるため、その障害特性に応じた個別の配慮が必要になることが考えられます。そのため、平常時から避難体制の準備に努めることや避難後の対策を検討することが必要です。

■取組の方向■

○「多賀城市地域福祉計画」、「多賀城市地域防災計画」及び「多賀城市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」に基づき、障害のある人の避難支援対策を推進するとともに、日頃からの防災や防犯についての啓発や情報の提供等、障害のある人を地域で支える体制の強化に努めます。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 災害時の支援	・避難行動要支援者プランに基づき、障害のある人の災害時避難支援対策を推進します。	社会福祉課
02 防災対策の啓発	・避難場所の確認や非常持ち出し用品の準備、地域防災訓練への参加等、平常時からの防災対策を推進します。	危機管理課
03 避難後の支援	・指定福祉避難所の充実に向けて、障害特性に応じた配慮を行います。 ・指定福祉避難所の指定促進に向けて、関係機関との協議や働きかけを進めていきます。	介護・障害福祉課
		社会福祉課

5-4 啓発活動の推進



■取組の背景■

障害の有無によって分け隔てられることなく、地域の中でお互いが人格と個性を尊重しあい、認め合う共生社会を実現するためには、障害自体や障害のある人への理解を広げていくことが重要です。

■これまでの取組内容■

- 障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、市の広報誌、ホームページやパンフレット等を活用し、広報・啓発活動に取り組んでいます。
- 障害に対する理解の促進等をテーマとした出前講座等、一般市民向けの研修等を実施し、障害のある人に対する理解の促進を図っています。
- 障害者週間の期間中に、ポスター等を掲示し市内福祉事業所の活動紹介をするなど、障害のある人の社会参加を推進するために、福祉事業所の普及啓発に努めています。
- 障害や疾病があることが外見からはわからない人が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることが出来る「ヘルプマーク」を、介護・障害福祉課の窓口で必要な方に配布しています。

【出前講座メニュー（該当部分一部抜粋）】

番号	講座タイトル	内容
66	地域共生社会をめざして② ～障害福祉計画のご紹介～	多賀城市障害者福祉計画の概要や、障害のある人々の生活を支える、障害福祉サービスの概要についてご紹介します。
67	地域での共生社会を目指して ～障害の理解～	どのような「障害」があるか、その特性を紹介します。
68	もしかして障害者虐待？	障害者虐待防止法の概要や虐待防止の方策を紹介します。
69	障害者差別の解消について	障害者差別の禁止と合理的配慮について、事例を紹介しながら説明します。

【障害者週間の周知の例】



【ヘルプマークについて】



■現状と課題■

より多くの方に障害についての理解を広めていくためには、障害者の家族会等の各種団体や支援関係機関などと連携・協力し、様々な形で市民を対象とした啓発活動を行い、障害に対する理解を深め、共に支え合う市民意識の醸成に努めることが必要です。

■取組の方向■

- 日常生活の中で、障害の有無に関わらず、共に暮らし支え合う関係を築くための啓発や福祉教育を推進します。
- 障害に対する理解を促進するため、行政のほか、地域・学校・企業等のあらゆる分野で啓発活動や福祉教育を推進していきます。

■今後の具体的な取組■

主な取組	取組の内容	担当課
01 啓発活動の充実	・障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、広報誌やホームページ、パンフレットなど、様々な媒体を通じて幅広い広報・啓発活動を推進します。	介護・障害福祉課
02 福祉教育の推進	・出前講座等により、多くの福祉教育の場を提供することで、全ての市民が、障害のある人に対する理解を深められる取組を推進します。	介護・障害福祉課

5-5 コミュニケーションの充実

重

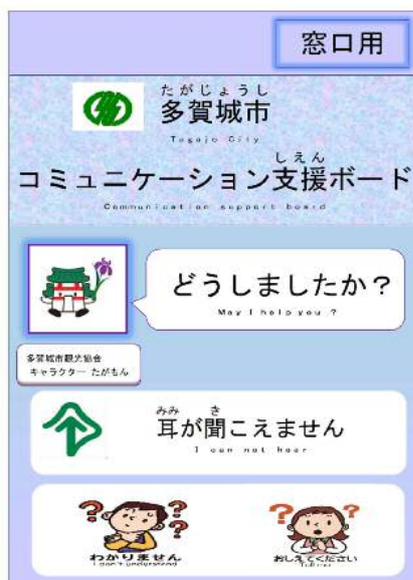
■取組の背景■

誰もが地域の一員として社会参加していくために、障害のある人にとっても、分かりやすく適切な情報提供に努めていく必要があります。令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障害者の情報取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進していくこととされました。

■これまでの取組内容■

- ・聴覚に障害がある人への支援として、介護・障害福祉課に手話通訳員を配置するほか、病院受診時等に手話通訳員を派遣するなど、意思疎通の支援を実施しています。
- ・市民対象に手話奉仕員養成講座を行うことで、手話技術の習得者を養成し、育成しています。講座を通じて聴覚障害に対する理解を深めることで、地域でのコミュニケーション支援の担い手を増やす取組を行っています。
- ・視覚障害のある人への支援として、広報誌の音声データ「声の広報」の配布や、市ホームページの音声読み上げの導入等により、幅広く市政情報を届けています。
- ・知的障害や発達障害及び聴覚障害のある人等、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方に対して、分かりやすいイラストを提示し意思を伝え合う「コミュニケーション支援ボード」を作成し、市役所の各窓口に設置しています。

【コミュニケーション支援ボードの一例】



■現状と課題■

障害特性によっては、情報収集や利用等に大きな支障があることから、個々の障害特性に配慮したコミュニケーションの手段の確保を行うとともに、コミュニケーションに関する支援者の育成を行ってきました。

今後は、デジタル化の推進をとおして、障害者の情報取得や情報発信を支援していくことも重要と考えられます。

■取組の方向■

- 聴覚や視覚、音声・言語の障害等、情報の取得や意思疎通に大きな支障がある人に、情報の利用支援やコミュニケーション支援を図ります。
- デジタル化の推進をとおして、障害者の情報取得や情報発信等を支援します。

■今後の具体的な取組■

主な施策	取組の内容	担当課
01 手話通訳員等の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳員を窓口を設置するとともに、通院等の意思疎通が必要不可欠な用務に手話通訳員を派遣します。 ・視覚に障害がある人には、情報サポートやガイドヘルパー利用のための相談をしていきます。 	介護・障害福祉課
02 意思疎通支援を行う者の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座を開講し、支援者の育成と資質の向上を図ります。 	介護・障害福祉課
03 コミュニケーション支援ボードの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の有無に関わらず、話し言葉によるコミュニケーションが困難な人への支援について体制を構築していきます。 ・選挙における投票所において、高齢者や障害のある人が安心して投票できる仕組みを作ります。 	介護・障害福祉課
		選挙管理委員会事務局
04 情報アクセシビリティの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が、容易に市政情報を取得・利用できるよう体制を構築します。 ・デジタル化の推進をとおして、障害のある人の各種手続きを容易にしたり、情報を取得しやすい環境を整備します。 	地域コミュニティ課
		企画課 (ICT推進室)

多賀城市障害福祉計画（第7期）

多賀城市障害児福祉計画（第3期）

2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

第 1 章 計画の基本的理念

障害者計画の基本理念「地域での共生社会を目指して」を継承し、次の7点を基本的な考え方として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることが出来るよう、市がサービス提供の実施主体の基本となります。

また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、県の適切な支援を受けながら、障害福祉サービスの均てん化を図ります。障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの活用が促されるようにします。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、市の包括的な支援体制の構築に取り組めます。

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、市が障害児通所支援及び障害児相談支援のサービス提供の実施主体となり、障害種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

6 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

7 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援することが重要です。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことのできる社会を目指すことが重要です。障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図っていきます。

また、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、ICT推進化担当部署等の関係部署と連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

第2章 提供体制の確保に係る目標等の達成状況

多賀城市障害福祉計画（第6期）及び多賀城市障害児福祉計画（第2期）で設定した成果目標及び活動指標の達成状況は、次のとおりです。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標	単位	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標値	令和4年度進捗率
令和5年度末の地域生活移行者数（累計）	人	+1(1)	0	+1(2)	(5)	40.0%
令和5年度末の施設入所者の削減（累計）	人	1(1)	2,-3(0)	1(1)	(1)	100%

【状況】

- ・地域移行者数は令和2年度に1名、令和4年度に1名で累計2名でした。それぞれ施設からグループホームへ地域移行がなされました。
- ・施設入所者数の削減は、令和2年度は1名削減。令和3年度に2名削減がありましたが、新規入所が3名あったため削減数は0名となりました。
- ・令和4年度は1名の削減がありましたので、累計は1名となりました。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

活動指標	単位	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標値	令和4年度進捗率
協議の場の開催回数	回	1	3	3	3	100%
協議の場への関係者の参加数	人	16	16	16	16	100%
協議の場における目標設定および評価の実施回数	回	1	1	1	1	100%

【状況】

- ・令和2年度に宮城東部地域自立支援協議会に協議の場を設置しました。
- ・地域拠点センター（基幹相談支援センター）や仙台保健福祉事務所、二市三町の担当者が参画し、研修会や勉強会等に取り組んでいます。

(2) 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

活動指標	単位	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 目標値	令和 4年度 進捗率
地域移行支援の利用者数	人	0	0	0	1	0%
地域定着支援の利用者数	人	0	0	0	1	0%
共同生活援助の利用者数	人	12	16	18	14	128.6%
自立生活援助の利用者数	人	0	0	0	1	0%

【状況】

- 地域移行支援、地域定着支援ともに利用実績はありませんでした。
- 共同生活援助は、精神科病院を退院後に利用する方が増えています。
- 自立生活援助は、利用実績がありませんでした。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標	単位	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 目標値	令和 4年度 進捗率
地域生活支援拠点の整備	箇所	1	1	1	1	100%
年1回以上、運用状況を検証及び検討する	回/年	—	2	2	2	100%

【状況】

- 平成29年度に宮城東部地域の2市3町が共同で地域拠点センターを設置しています。
- 宮城東部地域自立支援協議会において地域生活支援拠点等運営プロジェクトで会議を年2回開催し、年間活動や運用状況について、検証、検討を行っています。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行者数

成果目標	単位	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 目標値	令和 4年度 進捗率
福祉施設利用者の一般就労移行者数	人	5	8	11	14	78.6%
就労移行支援利用者の一般就労への移行数	人	3	5	7	14	50.0%
就労継続支援A型利用者の一般就労への移行数	人	1	1	1	1	100%
就労継続支援B型利用者の一般就労への移行数	人	1	2	1	1	100%

【状況】

- 一般就労へ移行した方は近年増加していますが、目標値は下回っています。
- 就労移行支援事業所の選択肢が広がり、利用しやすい状況が生まれています。

(2) 就労定着支援の利用者数

成果目標	単位	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 目標値	令和 4年度 進捗率
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する人数が7割以上	人	4	4	5	6	83.3%
就労定着支援事業所のうち就労定着率8割以上の事業所が全体の7割以上	%	—	—	—	—	—

【状況】

- 令和4年度は一般就労に移行した7人のうち、就労定着支援を5人が利用しており、利用割合は7割に達しています。
- 市内に就労定着支援事業所がないため、目標値を設定していません。

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

成果目標	単位	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 目標値	令和 4年度 進捗率
児童発達支援センターを 1箇所以上設置する	箇所	1	1	1	1	100%
保育所等訪問支援を利用 できる体制を構築する	—	構築済	構築済	構築済	構築済	達成

【状況】

- 平成27年4月に児童発達支援センター「太陽の家」を設置し、地域の療育支援の拠点として地域支援体制を整えています。
- 児童発達支援センター「太陽の家」は、保健、福祉、教育等の関係機関と連携して障害児支援を重層的に行う拠点です。児童発達支援の他、障害児相談支援や保育所等訪問支援事業所としての機能も有しています。

(2) 主に重症心身障害児を支援する事業所

成果目標	単位	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 目標値	令和 4年度 進捗率
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1箇所確保する	箇所	1	1	1	1	100%

【状況】

- 近隣地域に**重症心身障害児**を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所「つなぐ利府」が1か所開所しています。

(3) 医療的ケア児支援

成果目標	単位	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標値	令和4年度進捗率
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する	—	設置	設置	設置	設置	達成
令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する	—	—	配置	配置	配置	達成

【状況】

- 児童の発達に関する支援について、児童発達支援センター「太陽の家」が中心となって、保健、福祉、教育等の関係機関と連携して重層的な支援体制を構築しています。
- 医療的ケア児を含めた障害児支援を組織的に取り組むために本市では「発達支援会議」を設置し、関係機関の連携のもとに、一貫した支援を行える体制を整備しています。その中で、医療的ケア児の支援に関し、関係部署と情報共有し、連携を図っています。
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、「太陽の家」では、障害児の地域療育を担う中核施設として、相談支援専門員のうち1名を医療的ケア児等コーディネーターとしています。

(4) 医療的ケア児コーディネーターの配置人数

活動指標	単位	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標値	令和4年度進捗率
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	人	—	1	1	1	100%

【状況】

- 医療的ケア児コーディネーターとして養成された職員を、児童発達支援センター「太陽の家」の相談支援専門員に1名配置しました。
- なお、基幹相談支援センターに1名（圏域）、児童発達支援センター「太陽の家」には、その他2名の医療的ケア児コーディネーター養成研修を修了した者がいます。

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保

成果目標	単位	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 目標値	令和 4年度 進捗率
各市町村又は各圏域において相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する	—	確保	確保	確保	確保	達成

【状況】

- 平成29年度に基幹相談支援センターを宮城東部地域の二市三町で共同設置し、相談支援体制の強化に向けた取り組みを行っています。

(2) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

活動指標	単位	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 目標値	令和 4年度 進捗率
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施する	—	実施	実施	実施	実施	達成

【状況】

- 基幹相談支援センターが相談支援部会を開催し、圏域の相談支援事業所との情報交換や事例検討をとおして相談支援技術の向上に向けた取り組みを行っています。

(3) 地域の相談支援体制の強化

活動指標	単位	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 目標値	令和 4年度 進捗率
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	回	12	12	12	18	66.7%
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	回	12	12	12	18	66.7%
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	12	12	12	18	66.7%

【状況】

- 基幹相談支援センターが相談支援部会を月1回開催し、事例検討等をとおして相談支援専門員の人材育成及び圏域事業所間の連携強化に取り組んでいます。
- 市内相談支援事業所と本市の勉強会は、基幹相談支援センターと圏域の事業所が参集する相談支援部会が相談支援体制の充実により有効であるため、相談支援部会に役割を統合し、令和2年度に廃止としました。

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標	単位	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 目標値	令和 4年度 進捗率
令和5年度末までに、各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築する	—	構築済	構築済	構築済	構築済	達成

【状況】

- 宮城東部地域自立支援協議会において、「短期入所ネットワーク」や「就労支援ネットワーク」等サービス事業所が参集する会議を開催し、情報の共有や課題の整理等を行い、サービス質の向上を図るための体制を構築しています。

(1) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

活動指標	単位	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 目標値	令和 4年度 進捗率
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修会等への市町村職員の参加(希望)人数	人	5	5	4	4	100%
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数(新規)	回	12	12	12	12	100%

【状況】

- ・県が実施する自立支援給付事業担当者会議へ毎年度担当者が参加しています。
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、結果について相談支援事業所等と適宜共有する機会を設けています。

8 発達障害者等に対する支援

活動指標	単位	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 目標値	令和 4年度 進捗率
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	—	8	10	15	66.7%
ペアレントメンターの人数の見込み	人	—	0	0	0	0%
ピアサポート活動への参加人数	人	—	7	6	11	54.5%

【状況】

- ・児童発達支援センター「太陽の家」においてペアレントメンターに係る啓発研修や勉強会を開催しています。
- ・保護者サロンを開催し、ピアサポート活動に参加して貰っています。

第3章 障害福祉サービス等の利用状況及び見込量の設定

過去のサービス利用実績の変化率の平均を踏まえて、本計画（第7期・第3期）の見込量を設定します。数値は各年度の末月（3月提供分）の実績値を採用しています。

令和6年度から令和8年度までの今後3年間における障害福祉サービス等の種別ごとの見込量を定め、必要な方に必要な量のサービスが提供できるよう、計画的な提供体制整備を図ってまいります。

1 訪問系サービス

サービス種別	単位	実績値						見込量		
		第5期・第1期			第6期・第2期			第7期・第3期		
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問系サービス	人/月	43	51	55	57	51	—	60	63	64
	時間/月	1,346	1,214	1,190	1,151	912	—	1,247	1,298	1,351
居宅介護	人/月	38	39	42	46	40	—	45	47	48
	時間/月	918	1,076	1,037	973	746	—	1,042	1,082	1,124
重度訪問介護	人/月	1	1	1	1	1	—	2	3	3
	時間/月	60	77	77	73	70	—	105	116	127
同行援護	人/月	11	9	10	9	9	—	11	11	11
	時間/月	140	57	62	97	89	—	86	86	86
行動援護	人/月	2	2	2	1	1	—	2	2	2
	時間/月	14	4	14	8	7	—	14	14	14
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	—	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	—	0	0	0

- ・「居宅介護」は、地域で生活する方が増えるにつれて、徐々に利用者が増加すると見込んでいます。
- ・「同行援護」及び「行動援護」は、コロナ禍による外出自粛の影響を受け、減少していましたが、今後はコロナ前の水準に戻ると見込んでいます。
- ・「重度障害者等包括支援」は、これまで利用実績が無く、需要が測れないため、見込量を設定していません。

2 日中活動系サービス

サービス種別	単位	実績値						見込量			
		第5期・第1期			第6期・第2期			第7期・第3期			
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
生活介護	人/月	55	67	61	64	71	—	85	87	89	
	日/月	1,139	1,285	1,270	1,234	838	—	1,900	1,995	2,096	
	うち重度障害者※	人/月	0	0	2	9	11	—	13	13	13
		日/月	0	0	51	152	188	—	230	230	230
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	—	0	0	0	
	日/月	0	0	0	0	0	—	0	0	0	
自立訓練(生活訓練)	人/月	5	3	4	3	4	—	5	5	5	
	日/月	141	52	125	118	124	—	141	141	141	
就労移行支援	人/月	13	15	13	16	19	—	20	21	22	
	日/月	216	210	231	247	349	—	368	389	410	
就労継続支援(A型/雇用型)	人/月	30	28	32	39	44	—	53	58	64	
	日/月	606	577	658	757	913	—	942	1,013	1,091	
就労継続支援(B型/非雇用型)	人/月	121	132	144	157	161	—	160	171	184	
	日/月	2,176	2,370	2,695	2,592	2,758	—	2,611	2,764	2,925	
就労定着支援	人/月	3	3	4	4	4	—	4	5	6	
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	—	—	0	0	0	
療養介護	人/月	6	6	6	6	5	—	8	8	8	
短期入所	人/月	46	36	23	25	43	—	45	45	45	
	日/月	218	165	159	79	200	—	206	206	206	
	うち重度障害者※ (福祉型)	人/月	0	0	1	0	2	—	2	2	2
		日/月	0	0	2	0	8	—	8	8	8
	うち重度障害者※ (医療型)	人/月	0	0	0	0	0	—	0	0	0
		日/月	0	0	0	0	0	—	0	0	0

- ・「自立訓練(機能訓練)」は、これまで利用実績が無く、需要が測れないため、見込量を設定していません。
- ・「就労移行支援」及び「就労継続支援(A型・B型)」は、一般就労への移行推進及び働く場を提供し、経済的自立を促進するため今後も多くの需要を見込みます。
- ・令和7年度中に新設される予定である「就労選択支援」は、現時点で需要が測れないため、見込量を設定していません。

3 居住系サービス

サービス種別	単位	実績値						見込量		
		第5期・第1期			第6期・第2期			第7期・第3期		
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	—	0	0	0
共同生活援助	人/月	53	56	56	67	70	—	77	81	87
うち重度障害者※	人/月	0	1	1	1	1	—	1	1	1
施設入所支援	人/月	29	32	31	31	31	—	33	33	34

- ・「自立生活援助」は、これまで利用実績が無く、需要が測れないため、見込量を設定していません。
- ・「共同生活援助」は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進により地域移行が推進されること、また、新しい事業所も増えて選択肢が広がってきていることから、今後は多くの需要が見込まれます。
- ・「施設入所支援」は、入所者の地域移行が徐々に図られてはいますが、未だ入所待機者が多くいる現状から、今後も需要が見込まれます。

※重度障害者とは

- ・障害支援区分6に該当し、意思疎通支援を図ることに著しい支障がある者であって、四肢全てに麻痺等があり、かつ寝たきり状態にある者のうち、人工呼吸器による呼吸管理を行っている者又は最重度の知的障害のある者
- ・障害支援区分調査において、行動関連項目等（12項目）の合計点が10点以上の者のいずれかに該当する場合を指します。

4 相談支援に関するサービス

サービス種別	単位	実績値						見込量		
		第5期・第1期			第6期・第2期			第7期・第3期		
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	人/月	91	90	109	115	87	—	129	137	145
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	—	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	—	0	0	0

- ・「計画相談支援」は、今後も障害福祉サービス等の利用者数増加に伴って、今後も増加することが見込まれます。
- ・「地域移行支援」及び「地域定着支援」については、これまで利用実績が無く、需要が測れないため、見込量を設定していません。

5 障害児通所支援等

サービス種別	単位	実績値						見込量		
		第5期・第1期			第6期・第2期			第7期・第3期		
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	実利用者数/年	35	31	38	36	36	—	47	54	61
	日/月	546	506	605	487	483	—	522	518	514
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	—	0	0	0
	日/月	0	0	0	0	0	—	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数/年	102	101	113	109	145	—	164	176	189
	日/月	1,048	938	1,333	1,211	1,605	—	1,749	1,906	2,077
保育所等訪問支援	実利用者数/年	8	10	9	7	8	—	8	9	10
	日/年	31	33	32	37	28	—	44	48	52
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	—	0	0	0
	日/月	0	0	0	0	0	—	0	0	0
障害児相談支援	人/月	34	41	52	46	61	—	68	77	86
親子療育教室 (おひさまひろば)	実利用者数/年	18	19	16	18	16	—	20	21	22
	日/月 (平均)	46	57	39	43	56	—	50	52	54

- ・「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」ともに、コロナ禍により利用実績が減少しましたが、今後の減少は無いと見込み、利用者の増加を見込んでいます。
- ・「医療型児童発達支援」及び「居宅訪問型児童発達支援」は、これまで利用実績が無く、需要が測れないため、見込量を設定していません。
- ・「障害児相談支援」は、障害児通所支援等の利用者数増加に伴って、今後も増加することが見込まれます。
- ・「親子療育教室（おひさまひろば）」は、母子保健事業との密な連携により、今後も気になる児の増加が見込まれ、利用者は徐々に増加していくと見込んでいます。

6 地域生活支援事業（必須事業）

事業名	単位	実績値						見込量			
		第5期・第1期			第6期・第2期			第7期・第3期			
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
相談支援事業											
	障害者相談支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実利用者数/年	1	1	1	0	2	—	1	1	1	
成年後見制度法人支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)	手話通訳者設置数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	実利用者数/年	11	8	10	8	7	—	9	9	9	
日常生活用具給付等事業											
	介護訓練支援用具	件数/年	1	2	4	3	4	—	3	3	3
	自立生活支援用具	件数/年	8	10	9	3	3	—	7	7	7
	在宅療養等支援用具	件数/年	21	13	10	9	13	—	13	13	13
	情報・意思疎通支援用具	件数/年	6	9	2	4	4	—	5	5	5
	排泄管理支援用具	件数/年	1,292	1,437	1,607	1,653	1,656	—	1,879	2,001	2,132
	居宅生活動作補助用具等	件数/年	0	1	1	1	0	—	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
移動支援事業	実利用者数/年	14	14	8	7	6	—	10	10	10	
	延べ利用時間/年	699	578	89	162	296	—	396	458	530	
地域活動支援センター事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	実利用者数/年	35	33	26	23	21	—	20	20	20	

- ・「日常生活用具給付等事業」のうち、排泄管理支援用具は人工肛門増設に伴うストマ―用具の需要が高まっており、今後も利用数は増加を見込んでいます。

- ・「移動支援事業」は、コロナ禍による外出自粛の影響を大きく受け、利用者が減少しましたが、今後は元の水準まで緩やかに回復してくると見込んでいます。
- ・「地域活動支援センター」の利用者数は、年々減少傾向です。今後は大きな変化はなく、概ね横ばいで推移すると見込んでいます。

7 地域生活支援事業等（任意事業）

事業名	単位	実績値						見込量		
		第5期・第1期			第6期・第2期			第7期・第3期		
		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問入浴サービス事業	実利用者数/年	2	3	3	4	4	－	5	5	5
日中一時支援事業	実利用者数/年	0	1	2	1	0	－	1	1	1
声の広報等事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	給付件数/年	3	2	2	1	3	－	2	2	2

- ・「訪問入浴サービス事業」、「日中一時支援事業」及び「自動車運転免許取得・自動車改造助成事業」は、これまでの実績に大きな変化はないことから、今後も概ね同数で見込量を設定します。
- ・「声の広報等事業」は、令和6年度以降も引き続き実施を継続します。

第4章 提供体制の確保に係る成果目標等の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る「成果目標」を設定します。

また、これらの成果目標を達成するための「活動指標」を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している方のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する方の数を見込み、その上で令和8年度末における地域生活に移行する方の目標値を設定することとされています。本市では施設入所待機者が一定数おられることを考慮して、今期は目標値を設定しません。

ただし、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進や地域生活拠点の充実等により、障害のある人が適切な意思決定のもと、地域で安心して暮らしていけるよう体制の構築を推進してまいります。

【国の基本指針】

令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、前計画の未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【目標値の設定】

成果目標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	目標値 令和8年度末(累計)	考え方
地域生活移行者数	人	0	0	0	0	施設入所者の多くは、重度の知的障害者等であり、在宅等での生活が困難です。これまでの実情を踏まえて、目標値を設定しません。
施設入所者数 (施設入所者の削減数)	人	33 (0)	33 (0)	34 (0)	34 (0)	令和4年度末の施設入所者は31人です。令和5年度以降も、施設入所待機者の受入等により3人の増加を見込んでいるため、目標値を設定しません。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進します。

本市では、令和2年度に「宮城東部地域自立支援協議会」に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しており、協議の場をとおして、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、近隣市町等が連携し、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、支援体制構築を推進しています。

【国の基本指針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標は、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。また、令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。また、令和8年度末における精神病床における早期退院率を、入院3ヶ月後時点で68.9%以上、入院後6ヶ月時点で84.5%以上、入院後1年時点で91.0%以上として設定することを基本とする。

【目標値の設定】

本項目の「成果目標」は、県及び指定都市のみの設定です。

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

活動指標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
協議の場の開催回数	回	3	3	3	協議を年2回、振り返り・評価を年1回、年計3回の開催を見込みます。
協議の場への関係者の参加数	人	16	16	16	二市三町担当者：10人 基幹相談支援センター：2人 塩釜保健所：2人 精神科医療機関：1人 相談支援事業所：1人 計16人
協議の場における目標設定および評価の実施回数	回	1	1	1	年1回振り返り・評価を実施します。

(2) 精神障害者の障害福祉サービス利用の見込み

活動指標	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	考え方
地域移行支援の利用者数	人	0	0	0	近隣に提供可能な、一般相談支援事業所がないため、今期は利用を見込みません。
地域定着支援の利用者数	人	0	0	0	近隣に提供可能な、一般相談支援事業所がないため、今期は利用を見込みません。
共同生活援助の利用者数	人	18	19	20	令和4年度実績の数値「18人」をベースに、利用者数の漸増を見込みます。
自立生活援助の利用者数	人	0	0	0	近隣にサービスを提供可能な事業所がないため、今期は利用を見込みません。
自立訓練（生活訓練）の利用者数	人	2	2	2	令和4年度実績の「2人」で今後も推移すると見込みます。

3 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点とは、障害のある人の重度化、高齢化や「親なき後」を見据え、障害のある人の自立支援の観点から、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望するものに対する支援を進めるために、次の機能を集約した拠点のことをいいます。

- ・ 地域生活への移行、親元からの自立に係る相談
- ・ 一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ・ 短期入所の緊急時における受入体制の確保
- ・ 人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ・ サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

本市では、平成29年度に地域生活支援拠点として整備した地域拠点センター「ふきのとう」を核として、障害者の地域生活への移行及び地域生活支援体制を充実させていきます。

【国の基本指針】

障害者の地域での生活を支援する拠点を、令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援者ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【目標値の設定】

(1) 地域生活支援拠点等の整備

成果目標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
地域生活支援拠点の整備する	有無	整備済	整備済	整備済	平成29年4月に地域拠点センター「ふきのとう」を、圏域で整備済みです。
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制整備及び緊急時の連絡体制の構築	有無	構築済	構築済	構築済	地域拠点センターに拠点等コーディネーターを配置し、24時間の緊急時の連絡体制を構築している。
年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討する	有無	実施済	実施済	実施済	地域生活支援拠点等運営プロジェクトの会議を検証・検討の場と位置付けます。

(2) 拠点等コーディネーターの配置人数及び機能の検証・検討回数

活動指標	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	考え方
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	1	1	1	平成29年4月に地域拠点センターふきのとうを、圏域で1か所整備済みです。
拠点等コーディネーターの配置人数	人	1	1	1	地域拠点センターに拠点等コーディネーターを1名配置し、24時間の緊急時の連絡体制を構築しています。
地域生活支援拠点等の有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数	回/年	2	2	2	地域生活支援拠点等運営プロジェクトの会議を検証・検討の場と位置付け、年2回開催を見込みます。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

(3) 強度行動障害者への支援体制整備

成果目標	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	考え方
強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制を整備する。	有無	未整備	未整備	整備済	令和8年度末までに、宮城東部自立支援協議会等で協議を進め、市町村又は圏域での支援体制の整備を目指します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する方の目標値を設定します。基本指針では、令和8年度中に移行する者の目標値を設定することとされていますが、移行者数は年度によって変動するため、本市では令和8年度末までの累計での数値で目標値を設定します。

本項目での「福祉施設」とは、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練／生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援A型／B型」の全てを指します。

【国の基本指針】

福祉施設利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み1.31倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

また、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型は1.29倍以上、就労継続支援B型については1.28倍以上を目指すこととする。

さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。なお、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

【目標値の設定】

成果目標	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	目標値 令和8年度 末（累計）	考え方
福祉施設利用者の一般就 労移行者数	人	5	6	7	18	令和3年度中の移行者数は 8人です。本市では、令和 8年度中の移行人数ではな く、計画期間をとおして累 計で目標値を設定します。
うち生活介護からの移 行者数	人	0	0	0	0	常時介護を必要とする人を 対象に支援を行う事業であ ることから、一般就労への 移行は見込みません。
うち自立訓練（機能訓 練）からの移行者数	人	0	0	0	0	自立訓練（機能訓練）自体 の利用実績がなく、本事業 から移行は見込みません。
うち自立訓練（生活訓 練）からの移行者数	人		1		1	自立訓練（生活訓練）はサ ービスの利用実績が少な く、計画期間をとおして、 累計1名の移行を目指しま す。
うち就労移行支援から の移行者数	人	5	5	5	15	令和3年度実績である年度 5人をベースとし、毎年度 5人ずつ移行し、令和8年 度末で累計15名の移行を 目指します。
うち就労継続支援A型 からの移行者数	人		1		1	両事業は、一般企業等での 就労が困難な方を対象とし た事業であるため、計画期 間をとおして、累計1名ず つこの移行を目指します。
うち就労継続支援B型 からの移行者数	人		1		1	
就労移行支援事業所利用 終了者に占める一般就労 へ移行した者の割合が5 割以上の事業所が全体の 5割以上	割	—	—	—	—	市内に就労移行支援事業所 が無く、割合を算出できな いため、目標値を設定しま せん。

②就労定着に係る支援

本項目での「就労定着率」とは、過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいいます。

【国の基本指針】

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【目標値の設定】

(1) 就労定着支援の利用者数

成果目標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
就労定着支援事業の利用者数	人	4	5	6	令和3年度実績「4人」の1.41倍である「6人」を令和8年度末までに目指します。 ※P78「日中活動系サービス」表にも掲載しています。
就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上	割	—	—	—	市内に就労定着支援事業所が無く、割合を算出出来ないため、目標値を設定しません。

【国の基本指針】

都道府県等が地域の就労支援ネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係者が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

(2) 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

成果目標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築	有無	構築済	構築済	構築済	宮城東部地域自立支援協議会内の「就労支援ネットワーク」において、就労移行支援・就労継続支援A型・B型事業所等が参集する情報交換会を行っています。今後は雇用関係との連携体制構築を進めていきます。

5 障害児支援の提供体制の整備等

本市では、平成27年4月から児童発達支援センター「太陽の家」を設置し、地域の療育支援の拠点として地域支援体制を整えています。

また、児童発達支援と保育所等訪問支援、障害児相談支援を複合的に実施し、障害や発達に課題のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めています。

今後は、療育体制の充実とあわせて、成長しライフステージが変わっても、適切な支援が切れ目なく行われるように、母子保健事業や保育所・幼稚園、教育委員会を始めとした市内小・中学校等の関係機関との連携を強化し、地域療育支援の拠点としての機能強化に努めます。

【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【目標値の設定】

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置 及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

成果目標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
児童発達支援センターを1箇所以上設置する	有無	設置済	設置済	設置済	平成27年4月に児童発達支援センター「太陽の家」を設置済です。
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築する	有無	構築済	構築済	構築済	令和6年4月から、児童発達支援センター「太陽の家」を中核とした、インクルージョン推進体制をスタートします。

(2) 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保

医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所施設等で支援を受けることが難しい状況にあります。より身近な地域で支援が受けられる環境の整備が必要です。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は圏域に1か所設置されています。今後も利用者のニーズに応え、地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関との連携やサービス提供の充実に努めます。

十分な環境が整備されている状況とは言い難いため、宮城東部地域自立支援協議会における地域課題の整理や、宮城県自立支援協議会等への参画をとおして、圏域において主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の充実が図られるよう、様々な取り組みを行っていきます。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

【目標値の設定】

成果目標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1箇所以上確保する(圏域での設置も可)	有無	確保済	確保済	確保済	利府町に開所している児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所「つなぐ利府」を圏域で確保しています。

医療的ケア児支援

医療的ケア児について、身近な地域で心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協同する総合的な支援体制を構築することが重要です。

本市では、児童発達支援センター「太陽の家」が中心となって、保健、福祉、教育等の各分野と連携した支援体制を構築しています。

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが求められており、本市では、令和3年度に児童発達支援センター「太陽の家」に医療的ケア児コーディネーターを配置しています。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置でも差し支えない。

【目標値の設定】

(1) 関係機関等が連携する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

成果目標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する	有無	設置済	設置済	設置済	「発達支援会議」を関係機関の協議の場と位置付けています。
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する	有無	設置済	配置済	配置済	基幹相談支援センター（圏域設置）及び児童発達支援センター「太陽の家」に配置済みです。

(2) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数

活動指標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込み	人	2	2	2	基幹相談支援センター（圏域設置）及び児童発達支援センター「太陽の家」にそれぞれ1名の計2名を配置しています。

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実強化のため、各市町村において、総合的な相談支援、地域相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を図ることが求められています。

障害の重度化・障害者の高齢化及び医療的ケアが必要な方の地域生活支援に対応するサービス利用については、地域の限られた資源の中で障害福祉サービスを利用するためのコーディネート機能や、地域生活を支えていくために福祉分野以外の関係機関とも連携をするようなネットワークの構築が求められています。

本市では、宮城東部地域の2市3町で設置した地域拠点センター「ふきのとう」に基幹相談支援センター機能を置いており、障害のある人が、地域において自立した社会生活が送れるよう、地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みを行っています。

①基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

【目標値の設定】

(1) 基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化

成果目標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
各市町村は基幹相談支援センターを設置し、各圏域において相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する	有無	確保済	確保済	確保済	平成29年4月に基幹相談支援センターを設置し、センターを核とした、相談支援体制の強化に取り組んでいます。

(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

活動指標	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	考え方
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み	回	12	12	12	基幹相談支援センターが月1回実施する「相談支援部会」において、個別事例検討をとおしての専門的な指導・助言や支援内容の検証を実施し、また相談機関の顔の見える関係の構築を推進することで連携強化の取組としています。個別事例検討は相談支援事業者の人材育成の支援となります。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み	回	12	12	12	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	回	12	12	12	
個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み	回	12	12	12	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み	人	1	1	1	令和3年度時点で1名配置済みであり、今後も1名配置の体制を維持します。

②協議会における地域サービスの基盤の開発・改善等

【国の基本指針】

令和8年度末までに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【目標値の設定】

(1) 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

成果目標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行う	有無	確保済	確保済	確保済	自立支援協議会の専門部会である「相談支援部会」において、個別事例の検討を行うことで、体制の確保をしている。

(2) 協議会における専門部会等について

活動指標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数の見込み	回	12	12	12	自立支援協議会の専門部会である「相談支援部会」を月1回開催し、圏域の相談支援事業所が参画して事例検討を行っているため、今後も年12回を見込みます。
同事例検討への参加事業者・機関数の見込み	事業所	13	13	13	地域拠点センターふきのとうを始めとして、塩竈市3事業所、多賀城市3事業所、松島町3事業所、七ヶ浜町1事業所、利府町2事業所の計13の相談支援事業所の参画を見込んでいます。
専門部会の設置数の見込み	部会	1	1	1	今期も相談支援部会（1部会）の設置を維持します。
専門部会の開催回数の見込み	回	12	12	12	今期も年12回（月1回）の定期開催を見込んでいます。

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制構築

障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から、都道府県が実施する研修への積極的な参加を図っていきます。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査において、事業所の請求の過誤を無くすことは市町村の事務負担軽減につながるため、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所等と共有します。

【国の基本指針】

市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。これらの取組を通じて、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

【目標値の設定】

(1) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築する	—	構築済	構築済	構築済	自立支援協議会において、「短期入所ネットワーク」や「就労支援ネットワーク」等サービス事業所が参集する会議を開催し、情報の共有や課題の整理等を行い、サービス質の向上を図るための体制を構築しています。

(2) 障害福祉サービス等に係る研修会への参加

活動指標	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	考え方
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修会等への市町村職員の参加人数の見込み	人	4	4	4	<p>県が実施する研修会等へ担当者2名体制で年2回の参加を見込んでいます。</p> <p>県が想定している研修は次のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分認定調査員研修 ・相談支援従事者初任者研修 ・相談支援従事者現任研修 ・主任相談支援専門員養成研修 ・指定障害福祉サービス事業者等集団指導 ・精神障害者相談支援研修会 等
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数の見込み	回	1	1	1	<p>障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、結果について相談支援事業所等と共有する機会を設けています。</p>

8 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなど発達障害者等及びその家族に対する支援体制を確保することとしています。

【国の基本指針】

各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を計画的に要請することが重要である。

【目標値の設定】

本項目の「成果目標」は、国の基本指針にありません。

(1) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

活動指標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数の見込み	人	10	10	10	児童発達支援センター「太陽の家」においてペアレントメンターに係る啓発研修や勉強会を開催しています。ペアレントトレーニング・プログラムの受講者数は、令和4年度実績が10人で、今後も大きく拡大縮小する見込みはないため、今後も同数を見込みます。
うち保護者数の見込み	人	5	5	5	
うち支援者数の見込み	人	5	5	5	
ペアレントメンターの人数の見込み	人	0	0	0	市がペアレントメンターを養成（育成）することは、計画しません。県の事業を活用しながら、体制の確保に向けた検討をしていきます。
ピアサポート活動への参加人数	人	5	5	5	保護者サロンを開催し、ピアサポート活動に参加して貰っています。令和4年度実績「6人」と同程度の参加者数を今後も見込みます。

計画の推進に向けて

1 計画の評価と進行管理

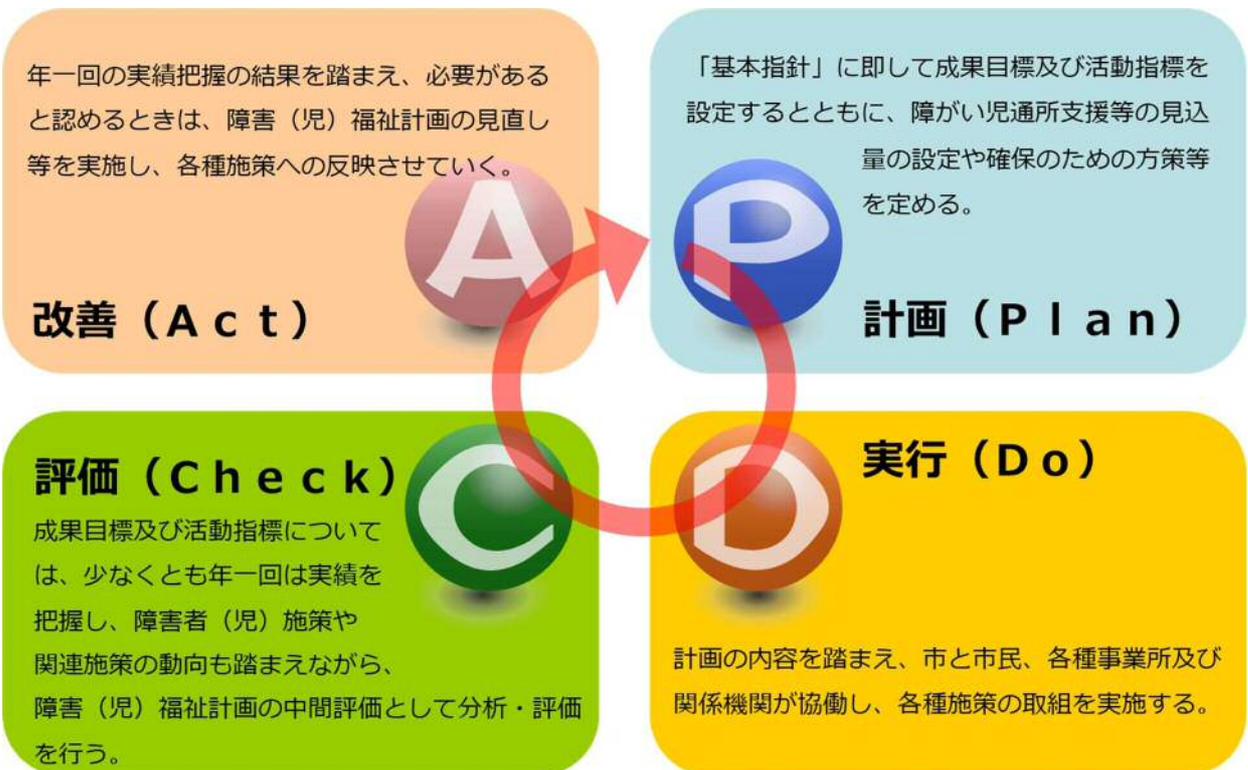
障害（児）福祉計画の推進にあたっては、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

毎年、計画の進捗状況についてPDCAサイクルのプロセスによる分析・評価を行うことを基本にしつつ、必要に応じて柔軟に計画の見直しや事業の再検討を行いながら、計画を推進します。

また、障害福祉サービス等の実態や国・県の動向、近隣市町村の実施状況等も踏まえながら計画の評価と検証をしていきます。

【PDCAサイクルとは】

様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。



2 計画の推進に向けた取り組み

(1) 市民、事業者の協働

本計画の施策を実施するためには、行政だけでなく、障害のある人とその家族、市民、事業者、関係機関、企業など地域が連携を図りながら、協働による取り組みを推進します。

(2) 宮城東部地域自立支援協議会との連携

関係機関の関係機関とネットワークを強化し、障害のある人の新たなニーズや生活を支援する上での地域課題の把握に努めてまいります。

障害のある人やその家族、事業所、支援者が抱える課題、個別の課題から抽出された地域課題の共有のみならず、困難事例への対応の在り方に対する協議・調整、本計画の数値目標の達成に向けて具体的な協議等を行う場として、宮城東部地域自立支援協議会の活動とも連動していきます。

(3) 国・県・近隣市町村との連携・協力

本計画の推進にあたっては、国の「障害者基本計画」や「みやぎ障害者プラン」など国・県が示す上位計画との連携が欠かせません。

また、障害福祉サービスの安定的な提供体制の構築には、市単独ではなく広域的に取り組む必要があるため、近隣市町村との連携も図りながら、障害福祉サービスの提供体制構築に努めます。

(4) 計画の普及・啓発

本計画の推進にあたっては、広く市民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。そのため、計画の市民への周知を図り、地域における自主的な活動を促進していきます。

資料編

資 料

1 計画策定の経過

時 期	実 施 項 目
R5.4月	<ul style="list-style-type: none"> 4/14 市民アンケート調査（1,000部送付。回答期限：～5/12）
5月	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート集計、分析（489部返信あり） 5/30 庁内事業進捗照会（回答期限：～6/7）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 6/9 策定委員会要綱制定（告示第65号） 委員就任依頼（学識経験者、福祉関係団体、市民代表） 家族会等へのアンケート及びヒアリング調査 （7/6 多賀城市身体障害者福祉協会、7/11 多賀城市手をつなぐ育成会、 7/5 多賀城市精神障害者家族会「さざんか会」）
7月	<ul style="list-style-type: none"> 7/26 第1回策定委員会 （現計画の評価、策定の方向性、計画スケジュールの提示）
8月	<ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉計画素案作成
9月	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 10/24 第2回策定委員会（計画素案提示、全体の構成と見込み量の確認） 委員意見を素案へ反映、関係各課との調整
11月	<ul style="list-style-type: none"> 11/13 行政経営会議付議（素案を中間報告） 11/17 パブリックコメントの実施（回答期限：～12/11。結果：意見0件） 11/17 庁内各課へ素案に係る意見照会（回答期限：～12/4）
12月	<ul style="list-style-type: none"> 家族会等への意見聴取 （12/21 多賀城市身体障害者福祉協会、12/19 多賀城市手をつなぐ育成会、 12/18 多賀城市精神障害者家族会「さざんか会」）
R6.1月	<ul style="list-style-type: none"> 1/16 第3回策定委員会（計画案の提示） 委員会での意見を計画案へ反映 1/30 宮城県保健福祉部障害福祉課へ意見聴取（回答期限：～2/15） 1/30 宮城東部地域自立支援協議会へ意見聴取（回答期限：～2/15）
2月	<ul style="list-style-type: none"> 2/21 策定委員会委員長へ最終案の確認（回答期限：～2/29）
3月	<ul style="list-style-type: none"> 3/7 行政経営会議付議（決定） 3/15 庁内及び関係機関、策定委員へ送付

2 多賀城市障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(令和5年6月9日告示第65号)

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく多賀城市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく多賀城市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による多賀城市障害児福祉計画並びにこれらを総称する多賀城市障害者福祉計画（以下「計画」という。）に関する事項について調査検討するため、多賀城市障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項についての調査及び検討をし、その結果に関し意見等を述べる。

- (1) 計画の策定手順に関する事項
- (2) 計画の内容に関する事項
- (3) その他の計画策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、福祉又は教育に従事する者
- (3) 市民

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりそれぞれ定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立するものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部介護・障害福祉課において処理する。

(報償金の支払)

第7条 参加者に対し、会議1回当たり金7,800円を支払うものとする。ただし、参加者から辞退の申し出があった場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年6月10日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、計画の策定をもってその効力を失う。

3 障害者福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	No	氏名	所属機関・団体・役職等	備考
学識経験者	1	ますこ 増子 ① ただし 正	東北学院大学 地域総合学部 地域コミュニティ学科 教授	
保健、福祉 若しくは教育に関する 事業に従事 する者	2	かたひら 片平 美絵	仙台保健福祉事務所（塩釜保健所） 母子・障害第二班 主幹兼班長	福祉全般
	3	ちば 千葉 りょうこ 怜子	医療法人菅野愛生会 緑ヶ丘病院 医療支援部 副主任	精神医療全般
		えがしら 江頭 みな 美奈	医療法人菅野愛生会 緑ヶ丘病院 医療支援部 副部長	
	4	さの 佐野 あつし 篤	認定 NPO 法人さわおとの森 地域拠点センターふきのとう センター長	基幹相談支援センター
	5	つりふね 釣舟 せいいち 晴一 〇	社会福祉法人ゆうゆう舎 理事長	委託相談支援事業所 地域活動支援センター
	6	てんさか 天坂 ひでき 英樹	多賀城市福祉工房のぞみ園 園長兼 サービス管理責任者	就労B型事業所
	7	さとう 佐藤 ただし 正	地域支援センター ばれっと 障害者就業・生活支援センターわ〜く 主任就業支援担当	障害者雇用全般
	8	ちば 千葉 れいこ 令子	一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会 業務執行理事 (多賀城市児童発達支援センター太陽の家)	障害児支援
	9	ちゅうばち 中鉢 よしのり 義徳	一般社団法人宮城県保育協議会 会長 (あかね保育所 所長)	子ども・子育て 全般
	10	さとう 佐藤 かおる	宮城県立利府支援学校 地域支援部長 特別支援教育コーディネーター	教育関係
市民	11	もりもと 森本 てるお 照雄	多賀城市民生委員児童委員協議会 会長	

◎委員長 ○副委員長

4 多賀城市障害者計画（第4期）の取組状況

基本目標	目標施策	主な取り組み	取組の内容	実施状況
1	地域で生活するためのまちづくり			
	1-1相談体制の充実	01 相談窓口の充実	・介護・障害福祉課が中心となり、相談窓口で寄せられる個々のニーズに対応するため、相談支援事業所と連携しながら必要な情報提供を行います。	○
		02 個別支援の充実	・障害のある人や、その家族の持つ課題の内容と支援の方法を明確にしたプランを作成し、個々のニーズに合った支援を強化していきます。	○
		03 関係機関との連携強化	・地域の課題を地域で解決できるよう、地域の専門機関やサービス提供者などと連携を図りながら、相談機能や情報提供の充実を図ります。 ・基幹相談支援センターにおいては、地域における相談支援の中核として、相談支援事業者への助言・指導を行うとともに、困難なケースの対応など、より専門的な相談支援を実施します。 ・宮城東部地域自立支援協議会において、地域課題の抽出や課題解決に向けた取り組みを継続していきます。	○
	1-2地域生活支援の充実	01 緊急時対応の充実	・緊急時の相談、駆け付け、受入支援を行います。 ・短期入所用の居室を確保し、緊急時にも安心して支援を受けられる体制の整備を図ります。 ・地域生活を支援する「地域生活支援拠点」として求められる機能について、既存のサービス事業所等をつなぐ面的な整備について検討していきます。	○
		02 地域における相談支援の充実	・基幹相談支援センターにおいては、地域における相談支援の中核として、相談支援事業者への助言・指導を行うとともに、困難なケースの対応など、より専門的な相談支援を実施します。	○
		03 自立に向けた支援の充実	・宮城東部地域自立支援協議会において、関係機関と連携を図り、地域課題の情報共有及び課題解決に向けた協議・検討を行い、地域関係機関とのネットワーク形成に努めます。	○
	1-3生活安定施策の推進	01 各種制度の利用促進	・各種年金や手当の支給、医療費助成、公共交通機関の割引制度等の利用促進を図るため、広報誌やホームページでの周知や、窓口等での個別対応の向上に努めます。	○
		02 福祉サービスの充実	・個々のニーズを把握し、生活を支えるための福祉サービスの充実を図るとともに、適切なサービス利用の状況を確認していきます。	○
		03 雇用・就労の支援	・障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労機会の確保を図ります。	○
		04 地域移行のための支援	・施設等で暮らす方が、地域での暮らしを望むときに、円滑な地域生活移行ができるよう、地域生活移行への意向や状態に配慮した地域移行を推進します。	○
		05 地域定着の推進	・安定した地域生活を継続するため、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談に応じるなどの地域定着を推進します。	○

第4期（令和3～5年度）の具体的な実施内容	今後の方向性	令和6年度以降の取り組み予定	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・部署内に相談支援の担当職員を配置し、また、社会福祉法人に障害者相談支援事業を委託し、随時情報共有を行いケースワークの強化を図っています。 ・相談支援の質の向上のため、平成29年度から本市及び1市3町（塩竈市、松島町、七ヶ浜町、利府町）が共同で基幹相談支援センターを設置しています。 ・障害児関連の相談にあたっては、多賀城市児童発達支援センター太陽の家の相談員とも連携を密にし、相談支援にあたりました。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期と同様 ・相談内容が多岐にわたるため、関係機関や既存の地域資源との連携により、課題解決に向けて手段の検討を進めます。 	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスを利用する全ての方に、計画相談を実施し、個々のニーズに合った支援を行っています。 ・相談件数が増加傾向にあり、個々のニーズも多岐にわたっています。利用者の状況に合わせて支援計画を作成しています。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期と同様 	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・宮城東部地域自立支援協議会の取組みにおいて、圏域内の相談支援事業所やサービス事業所等との連携体制を構築しています。 ・基幹相談支援センターを中核として相談支援事業者同士の連携を図り、困難ケースへの対応を行っています。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期と同様 	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の相談、駆け付け、受入れ支援（短期入所用の居室確保）の体制を整えています。 	拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期と同様 ・緊急時の相談、駆け付け、受入れ支援がスムーズにできるよう、緊急ショートステイの登録を推進します。 ・緊急時の駆け付け、受入れ支援について、地域拠点センターふきのとう以外の受け入れ先を増やしていくため、面的整備の取り組みを進めていきます。 	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点センターが基幹相談支援センターとしても役割を担い、圏域内の相談支援事業所が参集する「相談支援部会」を開催し、相談支援専門員のスキルアップのため事例検討や情報共有等を行っています。 ・緊急時の駆け付けや受け入れを登録制とし、登録事前会議をとおして相談支援事業所と情報共有を図っています。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期と同様 	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・宮城東部地域自立支援協議会において、地域課題の協議と検討の場としての「地域づくり運営会議」や地域の関係機関との顔の見える関係構築を目指した「家族等支援ネットワーク」を設置し、毎年定例で会議を実施しています。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期と同様 	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・各種手帳交付時、窓口相談時にチラシを活用しながら、各種制度の説明を行っています。手帳交付通知と併せて該当する制度のチラシを個別に封入しています。 ・広報及びホームページに各種制度内容を掲載しています。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期と同様 ・手帳交付通知と併せて該当する制度のチラシを個別に封入していきます。 ・最新の情報が提供できるよう、ガイドブック、ホームページの更新を随時行っていきます。 	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・宮城東部地域自立支援協議会において、行政やサービス事業所並びに当事者家族と連携を図り、地域のニーズ把握や制度の周知に努めてきました。 ・障害福祉サービスを利用する全ての方に、計画相談を実施し、個々のニーズに合った支援を行いました。 ・相談支援により、提供された福祉サービスがサービス等利用計画に基づき適切に行われているか、相談支援事業所と連携し、定期的に確認し、必要時にサービス量の見直しを行いました。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期と同様 	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターわーくどと連携し、障害者雇用により就労する方の職場定着等を支援してきました。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期と同様 ・障害者就業・生活支援センターわーくと連携し、障害者雇用により就労する方の職場定着等を支援します。 ・令和5年1月に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部及び厚生労働省宮城労働局と協定を締結しました。今後は、障害者の雇用促進のため塩竈公共職業安定所と障害のある方の就労環境の改善や就労機会の増加に向けて協議していきます。 	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・宮城東部地域自立支援協議会に「精神包括ケア検討会」を設置し、施設で暮らす方や長期入院する患者が地域生活に移行できるよう、様々な協議を行ってきました。 ・各相談支援事業所と連携を図り、個々のサービス等利用計画を確認するなかで、施設で暮らす方々のニーズを確認してきました。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期と同様 	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・宮城東部地域自立支援協議会の取組みにおいて基幹相談支援センターと連携を図り、必要な方々に対し、地域拠点センターの緊急受入れのための登録を促してきました。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期と同様 	介護・障害福祉課

基本 目標	目標施策	主な取り組み	取組の内容	実施 状況
	1-4保健・医療の充 実	O1 安心した子育て環境の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達の遅れがみられる乳幼児の保護者の不安軽減を図るため、関係機関と連携し、保護者の不安や悩みの相談、育児支援を行います。 ・ 関係機関と連携し、発達に課題のある児童が早期療育につながるよう支援します。 	○
		O2 予防的支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児環境からくる発達の遅れ等の減少を図るため、保護者への支援を実施すると共に、児の発達にあわせて必要なかわりを知り実践できるよう支援します。 	○
		O3 各種健（検）診の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査や各種がん検診など定期的な健康診査を実施し、障害と関わりの深い様々な病気の予防、発見、早期治療に結びつけます。 	○
		O4 個別健康相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）に基づき、抽出された健康課題の解決に向けて、効率的かつ効果的な保健事業を実施します。 	○
	1-5福祉サービスの充 実	O1 個々に応じたサービスの 提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業を活用し、障害のある人の生活課題やニーズを把握し、個々の状況に応じた適切なサービスの提供を目指します。 ・ 個々の状況にあった福祉サービスを提供するため、「サービス等利用計画」を作成します。 ・ 相談支援により、提供された福祉サービスがサービス等利用計画に基づき適切に行われているか、相談支援事業所と介護・障害福祉課が協力し、定期的に確認を行い、必要時サービス量の見直しを行います。 	○
		O2 地域の実情に応じたサ ービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が、地域での自立した生活を実現できるよう、在宅・施設での様々なサービスの質的・量的な充実を図り、生活に即した福祉サービスを提供します。 ・ 宮城東部地域自立支援協議会において、医療ケアを必要とする方の状況把握や、既存の社会資源について情報収集を行い、支援体制について検討していきます。 	○

第4期（令和3～5年度）の具体的な実施内容	今後の方向性	令和6年度以降の取り組み予定	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターを中心として、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目の無い伴走型の相談支援事業を実施しています。 令和5年度より各子育て支援機関と相談内容や要支援児童の支援状況の共有の場として「子育て支援機関包括会議」を設置し、連携強化を図っています。 	拡大	<ul style="list-style-type: none"> 第4期と同様 妊娠期から子育て、子どもに関する相談と支援を切れ目なく行う児童福祉と母子保健の一体的相談支援機関である子ども家庭センターの設置に向け、体制整備やニーズに応じた支援方法等について取り組む予定です。 	子ども家庭課
<ul style="list-style-type: none"> 窓口や電話等での保護者からの相談に対応し、個々の状況に合わせて適切な支援機関と連携を図っています。 発達支援会議等を通じて、発達に課題のある児童が早期療育につながるような支援体制の構築を図っています。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> 第4期と同様 	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出時及び出生後に、子育て親育ちサポートブックである「はくはく」「すくすく」を配布し、母子保健事業等で活用を促しています。また、出産前後の体験型の事業として「パパ・ママ学級」や、乳児期から幼児期への移行期の育児を体験型で学ぶ事業としての「1歳児育児体験事業（1歳児come☆かむ広場）」を実施し、保護者が児の発達に合わせて必要な関わりを実践できるよう取り組んでいます。 令和5年度には、子育て支援アプリによるICTを活用した新たな子育て支援策を進めています。 	拡大	<ul style="list-style-type: none"> 第4期と同様 子育て支援アプリを活用することで、必要な情報を各子育て世帯に速やかに発信し、現在使用している子育て親育ちサポートブックの電子書籍化や、各種事業への申し込みの電子化等を推進し、保護者の育児負担の軽減を図っていきます。 	子ども家庭課
<p>【特定健康診査】</p> <p>〈集団健診〉 5月に対象者に受診票を郵送し、6月上旬から6月下旬までの期間(18日間)市内各地(S T E P、小学校等)で実施した。</p> <p>〈個別健診(集団健診未受診者対象)〉 9月に対象者に受診票を郵送し、9月から11月まで2市3町指定医療機関で実施。</p> <p>※R3はコロナウイルスの影響で3か月遅れて実施した。</p> <p>【各種がん検診】</p> <p>〈集団検診〉 大腸がん検診、結核・肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診は18日間、胃がん検診は21日間実施した。 骨粗鬆症検診は3日間に市役所等で実施した。</p> <p>〈個別検診〉 子宮頸がん検診(6月～8月)、乳がん検診、歯周病検診(6月～9月)を指定医療機関で実施した。</p>	維持	<ul style="list-style-type: none"> 第4期と同様 	健康長寿課
<ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導事業：特定健康診査結果から、積極的支援、動機付け支援の対象者かつ、参加希望者に実施しました。 糖尿病性腎症重症化予防事業：特定健康診査結果から、糖尿病のリスクが高い医療機関未受診者及び治療中断者、糖尿病性腎症で受診中の者に対し、主治医と連携し保健指導を実施しました。 要医療高値受診勧奨事業：健診結果が「要医療」区分の方に対し、訪問や電話で医療機関への受診勧奨や保健指導を実施しました。 成人健康相談事業：健診結果をもとに食事や運動等の生活習慣に関して具体的に提示しながら指導を実施しました。 健診結果セミナー：健診結果と生活習慣の関連を集団指導と、各種測定を実施しました。 健康教育事業：保健師、栄養士、歯科衛生士を講師として、生活習慣病に関する内容の健康講話を実施しました。 重複・頻回受診対策事業：国民健康保険被保険者の重複・頻回受診者に対し、電話または家庭訪問による保健指導を実施しました。 脳検診助成事業：対象者に受診券を送付し、未受診者に対して受診勧奨や、保健指導を実施しました。 ジェネリック医薬品普及事業：ジェネリック医薬品差額の通知送付や、啓発パンフレット等の配布によりジェネリック医薬品の使用を推奨しました。(国保年金課) 	維持	<ul style="list-style-type: none"> 第4期と同様 令和6年度から第3期となるデータヘルス計画策定に伴い、健康課題の解決のための分析、評価、見直しを図りながら、各保健事業を実施していきます。 	健康長寿課
<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所と常に情報共有を密にしながら、適切なサービス提供に努めてきました。 サービス等利用計画が本人の状態像やニーズに基づいて適切に作成されているか点検し、必要時サービス量の見直しなどを行ってきました。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所と常に情報共有を密にしながら、適切なサービス提供に努めます。 サービス等利用計画が本人の状態像やニーズに基づいて適切に作成されているか点検し、必要時サービス量の見直しなどを行います。 	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 宮城東部地域自立支援協議会において、行政やサービス事業所並びに当事者家族と連携を図り、当事者及びその家族の声を聞きながら地域のニーズ把握に努め、地域の実情に応じたサービスの在り方を検討してきました。 医療ケアを必要とする方の状況把握を行い、地域の実情に応じた必要なサービス等について検討をすすめます。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> 第4期と同様 	介護・障害福祉課

基本目標	目標施策	主な取り組み	取組の内容	実施状況
2 社会的自立と社会参加を推進するまちづくり				
	2-1雇用の促進	01 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労から一般企業への就職に向け、障害特性に応じた就労先につながるよう、相談支援事業所と連携し、相談体制の充実を図ります。 ・ハローワークと連携し、一般企業の動向を把握し、就労先の確保を進めます。 	○
		02 情報提供及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークと連携した情報提供や、関係機関と連携して啓発活動を行っていきます。 	○
	2-2福祉的就労の場の確保	01 福祉的就労の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場を提供するため、相談支援事業所を中心に関係機関等と連携しながら就労継続支援や就労定着支援等のサービス利用に関する、就労相談に取り組みます。 ・就労している障害者及び雇用者に対する情報提供の充実、働きやすい環境づくり、フォローアップ等の体制の仕組みづくりについて検討します。 	○
		02 製品の販路拡大や購入等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う物品購入や委託業務も発注において、障害者就労施設からの供給に対する需要の増進を図り、調達促進支援の拡大に努めます。 ・イベントへの案内や周知を行うことで、就労支援施設が提供する物品等の販路の拡大を図ります。 	○
	2-3障害福祉団体の自立した活動の支援	01 障害福祉団体の自立した活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体が抱えている課題、行政に求める取組み等を把握し、各団体と連携し、各団体が自主的に自立した活動ができるよう協力体制の整備に努めます。 	○
	2-4ボランティアや市民活動の推進	01 ボランティアや地域活動へ参加しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体の活動やボランティア育成についての情報提供等により、障害者施設や地域におけるボランティア活動の機会の拡充を図ります。 	○
		02 各団体のスポーツ事業や地域行事への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉団体や事業者等が主体的に行う交流活動についての情報提供を行うことにより、障害の有無にかかわらず市民が交流できる機会の拡大を図ります。 	○
	3 認め合い、支えあうまちづくり			
	3-1障害を理由とする差別の解消の推進	01 障害を理由とする差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の周知により、差別行為の認識をはじめ、障害への理解を深め、差別の解消を図ります。 	○
		02 社会的障壁除去のための合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員対応要領に基づき市の事務・事業にあたって、不当な差別的取扱いを禁止し、障害のある人への社会的障壁を除去するため、必要かつ合理的な配慮を行います。 	○
	3-2権利擁護の推進	01 虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等の心身の負担軽減等により、虐待の防止に努めるとともに、関係機関との連携や地域への理解促進を図りながら、早期発見と適切な対応がとれる支援体制の充実を図ります。 ・権利擁護、虐待の早期発見につながるよう、障害者虐待防止マニュアルの普及に努めます。 	○
		02 相談窓口の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人や家族及び支援者等からの虐待に関する相談に対応するとともに、通報者の不利益にならないよう配慮します。 ・本市市民相談室や法テラス等の専門機関と協力体制を構築していきます。 	○
		03 成年後見制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用が必要と認められる場合には、成年後見ネットワーク等の支援団体、社会福祉士会や司法書士会等の専門機関と連携して、必要な支援を行います。 ・成年後見制度利用促進計画（多賀城市地域福祉計画）に基づき、地域課題に合わせた地域連携ネットワークの体制整備を推進していきます。 	○
		04 財産管理事業の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県社会福祉協議会及び多賀城市社会福祉協議会とも連携し、日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の利用など必要な支援を行います。 	○

第4期（令和3～5年度）の具体的な実施内容	今後の方向性	令和6年度以降の取り組み予定	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 就労支援事業所や相談支援事業所、ハローワーク等と連携し、一般就労へ向けた相談支援や就職後の職場定着に利用に向けた支援を行っています。 障害者就業・生活支援センターわーく等と連携し、障害のある方の一般企業への定着支援を進めてきました。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ハローワークや就労支援事業所及び相談支援事業所と連携を図り、必要時ニーズに合った就職を目指すよう、啓発活動を行いました。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 個々のニーズに応じた福祉的就労制度の説明並びに利用に向けた支援を行っています。 福祉的就労の利用状況について、相談支援事業所による状況確認を行い、継続した利用に向けた支援を行っています。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 市民活動サポートセンターの清掃業務、庁舎花壇の整備業務を委託してきました。 販売活動の拡大を目的に、市役所一階ロビーにおいて、販売活動の場を提供してきました。 市内で行われるイベント等への案内や周知を行い、就労支援施設が販売活動を行う機会を創出しました。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 宮城東部地域自立支援協議会の「地域生活支援拠点等運営プロジェクト」や「家族等支援ネットワーク」をとおり、各団体の取り組みや運営に係る課題などの理解に努め、自主的な活動ができるよう後方支援に努めてきました。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障害者施設や地域におけるボランティア活動に関する情報提供を行ってきました。 市民活動サポートセンターで市民活動団体やボランティアの紹介を行っています。 地域活動支援センター「コスモスホール」において、家族会からのボランティアの受け入れ、運営の補助を行ってまいりました。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉団体が主体的に行う交流活動について、情報提供を行い、幅広い対象が交流できる機会の創出を目指します。 障害の有無にかかわらず市民が交流できるイベントを関係機関と共催してきました。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 宮城東部地域自立支援協議会に障害者差別解消部会を設置し、差別行為の認識、障害への理解を深め、差別の解消を図る取組を行ってきました。 多賀城市職員対応要領に基づき、市の事務・事業にあたって不当な差別的取り扱いを禁止し、必要かつ合理的な配慮を行っています。 出前講座で市民向けに差別の解消や合理的配慮に関する講話を行ってきました。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課 介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 虐待へのケース対応として専門機関である「仙台弁護士会・社会福祉士会高齢者虐待対応協議会」と協力体制を組むことで、難解な案件にも対応することができています。 平成29年度に障害者虐待対応マニュアルを作成し、虐待に対する早期発見、適切な対応に努めてきました。 虐待が疑われるケースについては、基幹相談支援センターをはじめとした相談支援事業所と連携を密にし、障害者の権利擁護のため、速やかかつ適切な対応に努めました。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 市民相談室や法テラス等の関係機関に相談をつないできました。市民相談室からのつながりも増えてきており、タイムリーな相談対応につながっています。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 多賀城市地域福祉計画に基づき、令和4年4月に直営の中核機関を介護・障害福祉課内に設置しました。 令和4年10月から社会福祉士会や司法書士会等の地域の支援機関が参画する「成年後見ネットワーク会議」を開催し、支援体制の整備に向けた協議を進めてきました。 成年後見制度が必要な方々がスムーズに利用できるように、関係機関と協力し、申立てに係る支援の必要な方には、市長による申立てを行いました。 	維持	第4期と同様 成年後見制度利用促進計画の次期計画策定に向けて、「成年後見ネットワーク会議」を活用しながら、利用の促進のためのネットワークづくりや中核機関の機能の計画的な整備に取り組みます。	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 金銭管理が困難な障害者の方々が、必要時財産管理のサービスが受けられるように、相談支援事業所とも連携を図り、「まもり～ん」や「財産管理サポートセンター」等の活用を進めてきました。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課

基本 目標	目標施策	主な取り組み	取組の内容	実施 状況	
4	4-1療育体制の充実	みんなが笑顔で育つまちづくり			
		01 療育システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援会議を活用し、児童がそれぞれのライフステージで、発達段階に応じ所属する集団が変わっても、支援を切れ目なく受けられるように、体制を構築します。 ・児童の発達課題や生活状況に合わせ、多様なニーズに対応した支援が継続できるよう、障害福祉分野に限らず、教育や保育及び母子保健等を含めた関係機関とも連携を強化します。 ・「すこやかファイル」の周知と利用促進を図るとともに、利便性向上に向けた活用方法を検討し、普及と有効活用について推進します。 	○	
		02 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達にフォローが必要な児童について、タイムリーにあそびの教室や発達相談等につなげ、保護者が児童の発達の状況を理解し、適切な対応ができるよう支援します。 ・関係機関と連携し、発達に課題のある児童が早期療育につながるように支援します。 	○	
		03 地域の関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期から学校卒業後まで、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携して支援するための体制整備として、宮城東部地域自立支援協議会の活動内容とも連動し支援体制の整備を図ります。 	○	
		04 障害のある子どもの受入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所等における障害のある児童の受入体制を充実します。 	○	
		05 保育所等・幼稚園・小学校等関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活や就学がスムーズに行えるよう、幼稚園・保育所等と小学校との連携を図りながら、幼稚園・保育所等から小学校へと、切れ目のない支援体制の整備に努めます。 	○	
		06 学童児の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後や夏休み等の長期休暇中の障害福祉サービスである「放課後等デイサービス」利用について、生活能力向上や余暇の充実など、個々のニーズに合わせた利用になるよう、相談支援事業所と連携を図ります。 ・「放課後等デイサービス」について適切な事業運営が行われるよう、制度についての普及啓発や事業所との連携強化に努めます。 	○	

第4期（令和3～5年度）の具体的な実施内容	今後の方向性	令和6年度以降の取り組み予定	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 発達支援会議を活用し、小中学校に入学（予定）の児童生徒の情報共有、連携を行っています。 	維持	第4期と同様	教育総務課
<ul style="list-style-type: none"> 発達支援会議を活用し、保育所等に入所（予定）の児童の情報共有など、入所する前から就学するまで関係機関との連携を行っています。 基幹保育所担当者が発達支援会議に参加し、教育・保育施設等と関係機関との連携を行っています。 すこやかファイルについては、保育所入所の際の面接や個別支援計画の一つとして活用し、周知と利用促進を図っています。 	維持	第4期と同様	子ども政策課
<ul style="list-style-type: none"> 発達支援会議を活用し、発達段階に応じ所属が変わっても切れ目なく支援を受けられるよう、タイムリーな支援情報の共有に努めています。特に教育・保育機関とは「保育所等連絡ケース票」を活用し、情報共有を図るほか、支援関係機関へ、保護者もつ「すこやかファイル」の周知と利用促進を図ることで、児童の成長に伴う支援機関の変更時にも、支援情報が共有できる体制を構築しています。 	維持	第4期と同様	子ども家庭課
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に児童発達支援センター「太陽の家」開設と同時期に、「発達支援会議」を立ち上げ、関係機関との連携強化に努めてきました。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診の事後指導として、あそびの教室事業や心理士や言語聴覚士の専門相談等の母子保健事業を実施し、問題や課題の把握に努め、地区担当保健師を中心とした家庭訪問などにより、必要なフォローと早期療育に向けた支援を行っています。 	維持	第4期と同様	子ども家庭課
<ul style="list-style-type: none"> 保健・福祉・教育が連携して療育支援や家庭支援ができるよう、関係機関が定期的に集まり、情報共有や支援方針・役割分担等を確認するための療育担当者会議や個別支援会議を実施しています。 支援学校卒業後に円滑に福祉サービスに利用につながるよう、宮城東部地域自立支援協議会を通じて支援学校との連携していく仕組みを構築してきました。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 市内すべての認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所が障害のある児童の受入れを表明しています。 障害児保育事業補助金として、認可保育所、認定こども園に対し、障害児1人あたり月額97,000円を交付しています。 	維持	第4期と同様	子ども政策課
<ul style="list-style-type: none"> 保幼少連携事業として、情報交換、小学校訪問などを年4回行っています。 	維持	第4期と同様	子ども政策課
<ul style="list-style-type: none"> 保幼少連携事業として、情報交換、合同研修の実施、保育所等訪問、学校見学の受け入れ等を行います。 	維持	第4期と同様	教育総務課
<ul style="list-style-type: none"> 地域での集団生活や就学への移行がスムーズに行えるよう、サービス担当者会議や個別支援会議を行い、関係機関同士で発達や家庭の状況・支援内容等の情報共有を行い、切れ目のない支援を行っています。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所と連携し、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施する放課後等デイサービスの利用支援を行っています。 	維持	第4期と同様	介護・障害福祉課

基本 目標	目標施策	主な取り組み	取組の内容	実施 状況
	4-2障害児支援の充実	01 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の育ちに不安をもつ保護者と向き合い、不安や課題を整理し、児童の特徴に合わせて支援の方向性を検討していきます。 ・課題の解決に向けて、児童の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向を勘案し、関係機関と連携して支援します。 	○
		02 親子療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・親子での遊びや集団での経験をとおしての早期療育支援を行います。 ・保護者が児童の成長課題を理解し、適切な関わりができるよう援助を行います。 	○
		03 児童発達支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の特徴に合わせて、具体的な目標を定め、児童の育ちのために適切な療育支援を行います 	○
		04 地域支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の有無にかかわらず、「地域で共に育つ」ことの実現のために、幼稚園・保育所等に通う児童への療育支援としての保育所等訪問支援や児童の生活の場である施設等への援助、助言などを行う巡回相談によって地域支援を行います。 	○
				○
	05 啓発・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関わる保護者や支援者が、発達に課題のある児童の特徴や関わり方の理解促進のため、啓発・研修を計画的に実施します。 ・保護者や幼稚園・保育所等の先生方、身近な支援者に対して、療育や支援連携に関する研修を行うことで、地域療育体制の充実に努めます。 	○	
	4-3学校教育の充実	01 就学支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就学先の選択や支援内容の伝達がスムーズに行えるよう、幼稚園・保育所等と小学校及び児童発達支援センターとの連携を強化し、切れ目のない支援体制の整備に努めます。 	○
				○
				○
		02 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする児童生徒に対し、円滑に授業を受けられるよう、発達課題に応じて支援するための支援員を、引き続き配置します。 	○
03 交流教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・個性や特性、障害にかかわらず、児童生徒が自然に交流できる環境づくりを推進します。 	○		
04 社会への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部局との情報交換や協働の研修会を通じて、相談支援の充実に努めます。 ・支援学校卒業後の進路の一つとして、障害福祉サービスへのスムーズな連動を図るために、発達支援会議や宮城東部地域自立支援協議会を通じて関係機関との連携強化に努めます。 	○		
		○		

第4期（令和3～5年度）の具体的な実施内容	今後の方向性	令和6年度以降の取り組み予定	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 保護者の不安や課題を整理し、児童の特徴に合わせて支援の方向性を検討しています。 児童の発達の状況や置かれている環境、サービス利用に関する意向などを勘案して、関係機関と連携し必要な支援につなげています。 	維持	・第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 親子での遊びや集団経験をとおして、早期療育支援を行っています。 保護者が児童の発達段階や、成長課題を理解し、適切な関わりができるよう援助し、進路選択の支援を行っています。 	維持	・第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 児童の特徴に合わせて、具体的な目標を定め、児童の育ちのための支援を行っています。 児童の発達段階や成長課題に応じた進路選択ができるよう支援を行っています。 	維持	・第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 保育所や幼稚園に通う児童への支援としての「保育所等訪問支援」や、児童の生活の場である施設等への援助・助言を行う巡回相談を行っています。 	維持	・第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 基幹保育所担当者が教育・保育施設等や認可外保育施設を訪問して相談を行い、施設や保育士への援助、助言を行っています。 	維持	・第4期と同様	子ども政策課
<ul style="list-style-type: none"> 保護者や保育所・幼稚園等の先生方等、児童の身近にいる支援者のほか、一般の方に対して、療育や発達に課題のある児童との関わり方や環境設定等についての研修を行っています。 	維持	・第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 保幼小連携事業として、情報交換、小学校訪問などを年3回行っています。 発達支援会議等を活用し、就学する児童の情報共有を行っています。 	維持	・第4期と同様	子ども政策課
<ul style="list-style-type: none"> 保幼小連携事業として、情報交換、合同研修の実施、保育所等訪問、学校見学の受け入れ等を行います。 発達支援会議等を活用し、就学する児童の情報共有を行っています。 	維持	・第4期と同様	教育総務課
<ul style="list-style-type: none"> 年4回実施している保幼小連携事業に参加し、地域の幼稚園や保育所と同様に、小学校への円滑な支援のつなぎを行っています。 児童発達支援センターを中心として、切れ目のない支援体制の構築のため、発達支援会議を行っています。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> 第4期と同様 発達支援会議等を活用し、就学する児童の情報共有を行っています。 	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級、小学校低学年の通常学級（ADHD、LD対応）に、特別支援教育支援員を配置し、特別支援学級や通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒が、集中して授業を受けることができるよう支援を行っています。 	維持	・第4期と同様	教育総務課
<ul style="list-style-type: none"> お互いを理解し認め合う心を育むことを目指して、個々の特性や状態に合わせながら、授業内外での交流を推進しています。 	維持	・第4期と同様	教育総務課
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内の相談指導体制の充実を図っています。 担当教諭が進路に関する各種会議等に参加し、関係機関との連携を図っています。 	維持	・第4期と同様	教育総務課
<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員や各学校のコーディネーターと日頃から連携を密にすることで、就労についてもタイムリーな支援につなげています。 宮城東部地域自立支援協議会をとおして、支援学校卒業後に円滑に障害福祉サービスを利用するため、就労アセスメントに係る連携を進めてきました。 	維持	・第4期と同様	介護・障害福祉課

基本目標	目標施策	主な取り組み	取組の内容	実施状況
5	すべてのひとにやさしいまちづくり			
	5-1住まい・まちづくりの促進	O1 住まいに関する相談・情報提供	・住まいに関する相談に応じるとともに情報を適切に提供し、バリアフリー化を推進します。	○
		O2 公共施設のバリアフリー化の促進	・公共施設のバリアフリー化を促進し、誰にでも利用しやすい環境になるよう整備します。	○
	5-2移動・交通バリアフリーの促進	O1 ハード面の環境整備	・段差の少ない安全な道路の整備、音響式信号機や点字ブロックの整備、違法駐輪、駐車場の排除を関係機関と協力しながら進めています。	○
			○	
		O2 移動・交通制度の利用促進	・公共交通機関の運賃割引制度や福祉車両を利用した移動サービスの利用拡大を図ります。	○
			○	
	O3 障害福祉サービスの利用	・行動援護事業、同行援護事業、移動支援事業など、外出を支援するサービスの利用を促進します。	○	
	5-3防災施策の推進	O1 災害時の支援	・避難行動要援護者プランに基づき、障害のある人の災害時避難支援対策を推進します。	○
		O2 防災対策の啓発	・避難場所の確認や非常持ち出し用品の準備、地域防災訓練への参加など、平常時からの防災対策を推進します。	○
		O3 避難後の支援	・福祉避難所の充実に向けて、障害特性に応じた配慮を行います。	○
	5-4啓発活動の推進	O1 啓発活動の充実	・障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、市の広報誌やホームページ、パンフレットなど、様々な媒体を通じて幅広い広報・啓発活動を推進します。	○
		O2 福祉教育の推進	・出前講座などを通じ、多くの福祉教育の場を提供することで、すべての市民が、障害のある人に対する理解を深められる取組を推進します。	○
	5-5コミュニケーションの充実	O1 手話通訳員等の派遣	・手話通訳員を窓口を設置するとともに、通院等の意思疎通が必要不可欠な業務に手話通訳員を派遣します。 ・視覚に障害がある方には、情報サポートやガイドヘルパー利用のための相談をしていきます。	○
		O2 意思疎通支援を行う者の養成	・手話奉仕員養成講座を開講し、支援者の育成と資質の向上を図ります。	○
		O3 コミュニケーション支援ボードの活用	・障害の有無にかかわらず、話し言葉によるコミュニケーションが困難な人へ支援について、体制を構築していきます。	○

第4期（令和3～5年度）の具体的な実施内容	今後の方向性	令和6年度以降の取り組み予定	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 相談支援を通して個別のニーズに応じて対応しています。 地域生活支援事業において、住宅改修及び福祉用具の給付を行います。 	維持	・第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 道路改良工事に伴い既設歩道勾配を8%以下にするように整備（バリアフリー化の促進） 施設所管課において、所管する公共施設のバリアフリー化に取り組んできました。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> 第4期と同様 既設歩道における車道と歩道の段差解消（セミフラット化） 施設所管課において、所管する公共施設のバリアフリー化に取り組みます。 	都市整備課 (施設所管課)
<ul style="list-style-type: none"> 道路改良工事に伴い既設歩道勾配を8%以下にするように整備（バリアフリー化の促進） 	維持	<ul style="list-style-type: none"> 第4期と同様 新設道路の歩道をセミフラット式で整備 公園敷地内における違法駐車排除のための縁石を整備 	都市整備課
<ul style="list-style-type: none"> 音響式信号機等の設置要望等があった場合は、警察へその旨伝える等連絡調整を図っている。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> 第4期と同様 違法駐輪、駐車の排除のため、引き続き警察との連携を図っていきます。 	危機管理課
<ul style="list-style-type: none"> 手帳交付時及び相談があった際に、各種制度の説明を行い、公共交通機関の利用促進を図っています。 一定の要件を満たす各種手帳所持者に対し福祉タクシー利用券や燃料費助成券を交付し、移動に係る経費の補助を行ってきました。 	維持	・第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の高齢者や障害者がICTを活用したデジタル社会のもたらす恩恵を享受し、社会参加や生きがいづくりを通して豊かな生活を送るため、CT活用促進施策として、多賀城東部線・多賀城西部線のバス運賃無料化の社会実験を令和4年10月から開始しました。 	維持	・第4期と同様	都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所と連携し、行動援護、同行援護、移動支援事業など、外出を支援するサービスの利用を促進しています。 	維持	・第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 要支援者名簿を活用し、災害の種類や地域の特性による支援方法が地域のみならず行われるよう働きかけています。 	維持	・第4期と同様	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 防災ハザードマップを作成し、津波や洪水の浸水想定区域等の表示、避難場所の確認や非常持ち出し用品の準備等について掲載して全戸配布しました。 	維持	・第4期と同様	危機管理課
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に改訂した多賀城市福祉避難所開設、運営マニュアルに基づく取り組みを行っています。 	維持	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年に改正された国のガイドラインに基づき、要配慮者の支援強化のため指定福祉避難所の指定を促進します。 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉制度ガイドブックを作成し、各種障害福祉に関する制度や、障害者差別解消法などについて掲載しました。 ホームページの掲載内容について定期的に見直しを行い、新しい情報が提供できるようにしています。 出前講座等を実施し障害に対する理解を深める機会を提供しました。 障害者週間に合わせて市役所1階ロビーで市内の障害福祉事業所や各種障害福祉事業に関する展示を行い、広く啓発活動を行いました。 	維持	・第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 出前講座等を実施することで福祉教育の場を提供してきました。 	維持	・第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 担当部署に手話通訳者を設置し、要請に基づいて派遣を行っています。また、市が催す式典等へも同様に派遣を行っています。 みやぎ通訳派遣センターへ派遣依頼を行い、派遣対応をしています。 	維持	・第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 手話講座を実施し、聴覚障害者への理解の促進を図るとともに、日常会話程度の手話を活用できる人材を養成しています。 	維持	・第4期と同様	介護・障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に制作したコミュニケーション支援ボードを各窓口や受付などに配置し、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方に応対する際に活用しています。 また、市内避難所にも配備し災害時にも活用しています。 	維持	・第4期と同様	介護・障害福祉課

5 障害福祉サービス等の内容

■訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、部屋の掃除、洗濯等を行います。通院の付き添いも行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害により、常時介護を必要とする障害のある人が対象。 自宅で入浴、排せつ、食事の介護等から外出時の移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害があり、移動が困難な人が対象。 外出に同行して移動を支援するとともに外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や必要な排せつ、食事の介護等を行います。
行動援護	行動上著しい困難がある人で常時介護を必要とする障害のある人が対象。 行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害のある人で介護の必要の程度が著しく高い人が対象。居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に組み合わせ支援を行います。

■日中活動系サービス

サービス名	サービス内容
生活介護	常時介護が必要な障害のある人で、障害支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障害支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の人が対象。 主に昼間に、事業所において食事、入浴、排せつ等の介護を行います。また、生産活動や創作活動等の場も提供します。

<p>自立訓練</p>	<p><機能訓練> 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障害者等が対象。 自立した日常生活や社会生活ができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。</p> <p><生活訓練> 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のための支援が必要な知的障害者、精神障害者等が対象。 自立した日常生活や社会生活ができるよう、定められた期間、食事や家事等、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>
<p>就労移行支援</p>	<p>一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の障害のある人が対象。 定められた期間事業所における作業や企業における実習、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。</p>
<p>就労継続支援 (A型/雇成型)</p>	<p>事業所内において雇用契約に基づいた就労の場が提供され、一般就労に向けて必要となる知識・能力を向上させるための訓練を行います。</p>
<p>就労継続支援 (B型/非雇成型)</p>	<p>企業等や就労継続支援(A型/雇成型)での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障害のある人、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった障害のある人が対象。雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等を行います。</p>
<p>就労定着支援</p>	<p>就労に伴う生活面の課題に対応するため、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。</p>
<p>就労選択支援</p>	<p>企業への就労を希望する障害者本人と支援者が一緒に就労アセスメントを行うことで、障害者の希望や能力に合う仕事探しを支援します。</p>

療養介護	医療を必要とする障害のある人で常時介護を必要とする人が対象。医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上のサービスを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気になった時や、体や心の休息が必要になった時等に、事業所へ短期間の入所を必要とする障害のある人が対象。宿泊に伴う入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

■居住系サービス

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力を補う観点から、適時のタイミングで必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において自立した日常生活を営む上で相談等の支援が必要な人、または食事や入浴等の介護等を必要とする人が対象。家事や、日常生活における相談支援、関係機関との連絡調整、食事、入浴、排せつ等の介護等必要な支援を行います。
施設入所支援	自宅での生活が困難なため、施設に入所している人が対象。食事、入浴、排せつ等の介護等の必要な支援を行います。

■相談支援に関するサービス

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に、サービス等利用計画書の作成を行うサービスを提供します。
地域移行支援	障害者支援施設、保護施設等に入所または精神病院に入院している障害のある人を対象に、住居の確保、その他の地域生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	地域移行支援で地域での生活を始めた人が、安心して生活できるように常時の連絡体制を確保し、緊急時においても必要な支援を行います。

■障害児通所支援等

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の知的発達に障害のある児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害のある児童に、児童発達支援及び治療を提供します。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等に通う障害のある児童に、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	外出困難な重度の障害児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用者に、サービス利用計画書の作成を行うサービスを提供します。
親子療育教室 (おひさまひろば)	親子での遊びや集団での経験をとおして、子どもたちの持つ可能性を引き出し、社会で生活していくための基礎を培うとともに、保護者が児童の成長に当たっての課題や適切な療育について理解し、家庭でも児童と適切な関わりができるように必要な助言や支援を行います。

■地域生活支援事業（必須事業）

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。
障害者相談支援事業	障害のある人等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供等を行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない障害のある人等が、障害福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に対して意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある人等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付することにより自立した生活を促進します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の際の移動支援を行います。

地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、地域の実情等に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障害のある人等の地域における生活支援を促進します。
--------------	--

■地域生活支援事業（任意事業）

サービス名	サービス内容
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害を有する人に対し、浴槽等の機械を搬入することにより、居宅においての入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を確保し、介護者の負担の軽減を図ります。
声の広報等事業	視覚障害のある人に対して、市の広報誌の内容を録音したCD「声の広報多賀城」を定期的に提供することで、視覚障害者の市政情報等の取得を支援し、もって社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業	障害のある人の社会参加を促進するため、運転免許取得費用や自動車改造費用の助成を行います。

■都道府県における障害児サービス

サービス名	サービス内容
福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

7 用語集 ～障害福祉関係～

■ア行

用語	解説
アクセシビリティ	各種制度やサービスの使いやすさや情報の取得、利用しやすさ
一般就労	就労形態のひとつとして、一般企業等で労働基準法等に基づく雇用契約において就労すること。福祉的就労と対比して用いられる
医療的ケア	日常的に行われる、人工呼吸器の管理、経管栄養や痰の吸引、導尿補助等の生きていく上で必要な医療的な生活援助行為
医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケアを必要とする障害児の支援を総合調整する人材。保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児とその家族に対してサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等やその家族をつなぐ支援を行う
インクルージョン	「包容、包み込む」という意味で、教育及び福祉の分野では、「障害があっても地域で様々な地域資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念で捉えられている

■カ行

用語	解説
基幹相談支援センター	障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として、平成24年4月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする
強度行動障害	激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食等の行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、支援者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと
高次脳機能障害	交通事故や脳卒中等によって、脳に損傷を受け、記憶や注意、思考、言語、学習能力等に障害を生じ、日常生活に支障がある状態
合理的配慮	障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じた社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な現状の変更及び調整

■サ行

用語	解説
手話通訳者	話の内容やその場で起こっている音を手話に、または手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障害者の社会参加を支援するための専門家
手話奉仕員	手話を用いて、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者
重症心身障害	重度の知的障害と重度の肢体不自由を重複している障害を指す
障害支援区分	障害の多様な特性や、その他心身の状態に応じて必要とされる、標準的な支援の度合いを総合的に示すもの
障害者週間	障害者基本法に定める、毎年12月3日から12月9日までの1週間の名称。国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として制定された
障害者就業・生活支援センター	障害者の就職面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関わる助言等を行う
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳。視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・咀嚼機能、肢体不自由、内部障害に分けられ、障害の程度によって1級から6級までに区分される。各種サービスを受けるための証明となる
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	主に高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす者
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定の精神障害の状態にあると判定された方に交付される手帳。有効期間は2年で、精神障害の程度によって1級から3級までに区分される
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い、保護支援する制度

相談支援専門員	障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる
---------	---

■夕行

用語	解説
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手や受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会
地域包括ケアシステム	障害者や介護が必要になった高齢者等が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に支援が受けられる体制のこと
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、医療的ケアが必要な者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技術を授けることを目的に設置される学校
特別支援教育	障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症の児童・生徒を含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

■ナ行

用語	解説
難病	原因不明で、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す可能性が高い病気。経過が慢性的で、経済的負担が大きいだけでなく、介護者の負担や精神的負担が大きい病気のことを指す
ノーマライゼーション	障害者や高齢者など社会的に不利を負う方々を当然に包容するのが通常の社会であり、あるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できることが出来るようにするという考え方

日常生活自立支援事業 (まもりーぶ)	認知症高齢者・知的障害者や精神障害者等、判断能力が低下している人が自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業
-----------------------	--

■八行

用語	解説
発達障害	発達障害者支援法の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされる。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害等がこれに含まれる
バリアフリー	障害のある人が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁を除去する意味合いを指すことが多い。 近年では、より広く全ての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的等の全ての障壁の除去という意味でも用いられる
ピアサポート	ピア（Peer）とは、「仲間、同輩、対等者」のこと。障害者等やその家族が互いの悩みを共有し、情報交換することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られる。
避難行動要支援者	災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難に当たって特に支援を必要とする人
福祉的就労	障害者の就労形態のひとつ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。一般就労と対比して用いられる
福祉避難所	高齢者、障害者、乳幼児、その他特別な配慮を必要とする者の円滑な利用の確保や相談、助言、その他の支援を受けることができる体制を備えた避難所
ペアレントトレーニング	厚生労働省が推進する発達障害者支援策の一つで、保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした専門性が求められるプログラム

ペアレントプログラム	厚生労働省が推進する発達障害者支援策の一つで、子どもの発達が気になった段階での最初のステップとして開発されたプログラム。育児に不安がある保護者、仲間関係を気付くことに困っている保護者等を、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラム
ペアレントメンター	メンター（Mentor）とは「指導者、助言者」という意味。発達障害のある子どもの子育てを経験した親が一定の研修を受け、その育児経験を活かし、同じような発達障害のある子どもを持つ親に対して、共感的なサポートを行い、また地域資源についての情報提供等を行う

■マ行

用語	解説
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事している者。各地域に配置され、地域に居住する方の子育て、介護、障害福祉等様々な相談に応じ、必要に応じて福祉事務所や児童相談所等の関係機関への橋渡を行う等必要な支援活動を行っている

■ヤ・ラ・ワ行

用語	解説
ユニバーサルデザイン	障害のあるなしや年齢、性別、人種等に関わらず、多くの人が使いやいように製品・建物・環境等をデザインすること
ライフステージ	人間の人生を段階区分したもの。幼・少年期、青年期、壮年期、老年期等に分けた段階
療育手帳	知的障害があると判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種サービスが受けやすくなる。地域によって「愛の手帳」「みどりの手帳」など名称が異なる。障害程度の区分は、主に最重度・重度の「A」、中度・軽度の「B」に分けられるが、自治体によって異なる

8 市民アンケート調査結果（抜粋）

実施概要

1 調査の目的

このアンケート調査は、多賀城市障害者計画（第4期）の評価及び第5期計画を策定するにあたり、障害者の生活上の課題や施策に対するニーズ等を把握するための基礎資料として、広く市民の意見を聴取するため、下記のとおりアンケート調査を実施したものです。

2 調査の概要

○調査対象：市内の各種手帳所持者2,760人のうち1,000人
（令和5年3月末現在）

○調査期間：令和5年4月14日（金）から令和5年5月12日（金）まで

※前回調査：平成29年6月5日（月）から平成29年7月7日（金）

○調査方法：調査票の郵送による送付・回収

○送付・回収率等

単位：（人）

	対象者	送付数	回答数	回収率
身体障害者	1,840	425	236	55.5%
知的障害者	439	331	145	43.8%
精神障害者	481	244	108	44.3%
合計	2,760	1,000	489	48.9%

調査の結果と考察

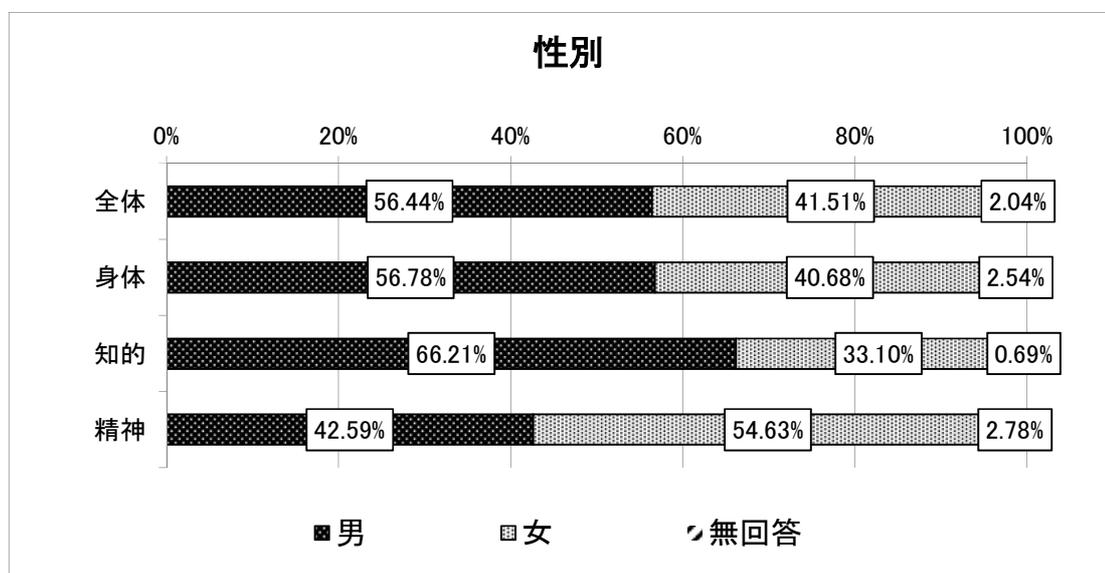
1 障害者自身について

(1) 性別

- 回答者は、男性が276人で（56.44%）、女性が203人で（41.51%）でした。

単位：（人、%）

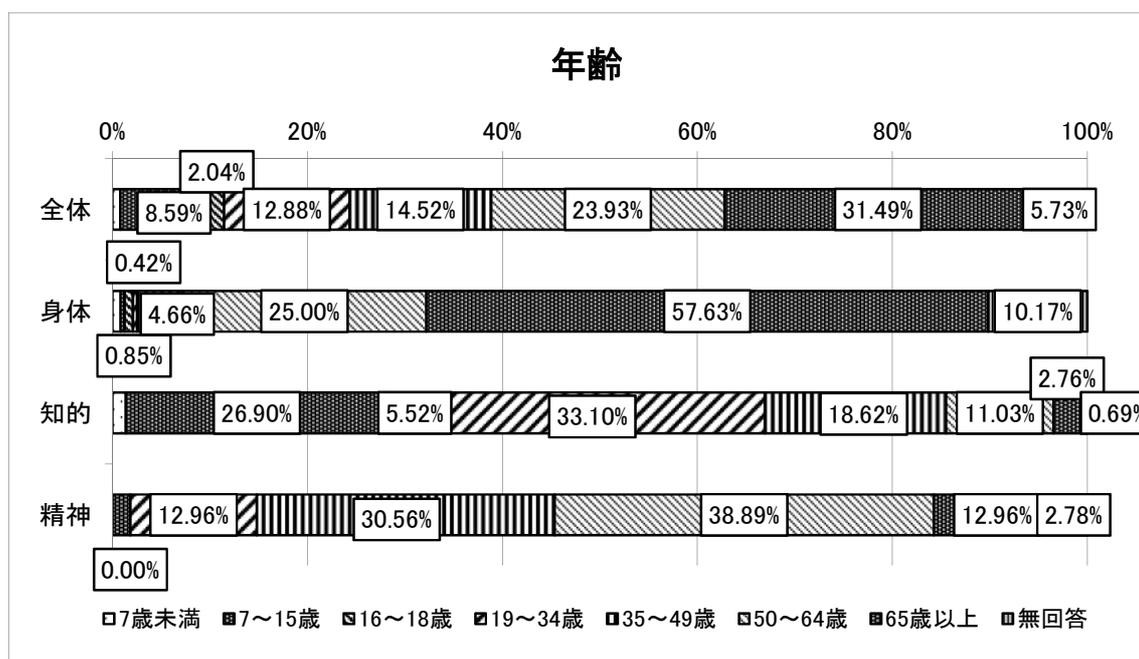
	前回	全体	身体	知的	精神
男	292	276	134	96	46
	55.20%	56.44%	56.78%	66.21%	42.59%
女	230	203	96	48	59
	43.48%	41.51%	40.68%	33.10%	54.63%
無回答	7	10	6	1	3
	1.32%	2.04%	2.54%	0.69%	2.78%
計	529	489	236	145	108
	100%	100%	100%	100%	100%



(2) 年齢

- 回答者の年齢区分別の割合は次のとおりです。身体障害者は高齢の方が多く、知的障害者は若年層が多いことが分かります。精神障害者は中年層が多い結果となっています。

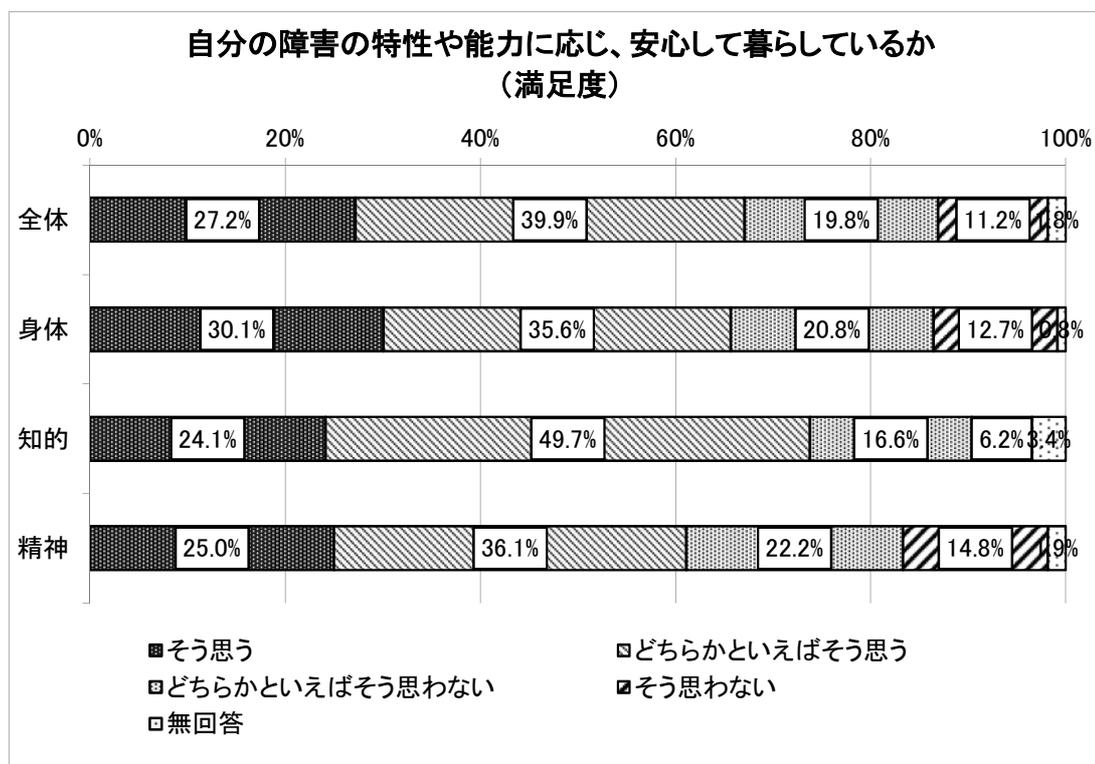
年齢区分	全体	身体	知的	精神
7歳未満	0.82%	0.85%	1.38%	0.00%
7～15歳	8.59%	0.42%	26.90%	1.85%
16～18歳	2.04%	0.85%	5.52%	0.00%
19～34歳	12.88%	0.42%	33.10%	12.96%
35～49歳	14.52%	4.66%	18.62%	30.56%
50～64歳	23.93%	25.00%	11.03%	38.89%
65歳以上	31.49%	57.63%	2.76%	12.96%



(3) 自分の特性や能力に応じて、安心して暮らしているか

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、67.08%となり、前回調査時の62.76%から4.32ポイント増加しています。

	前回	全体	身体	知的	精神
そう思う	157	133	71	35	27
	29.68%	27.20%	30.08%	24.14%	25.00%
どちらかといえば そう思う	175	195	84	72	39
	33.08%	39.88%	35.59%	49.66%	36.11%
どちらかといえば そう思わない	100	97	49	24	24
	18.90%	19.84%	20.76%	16.55%	22.22%
そう思わない	76	55	30	9	16
	14.37%	11.25%	12.71%	6.21%	14.81%
無回答	21	9	2	5	2
	3.97%	1.84%	0.85%	3.45%	1.85%
計	529	489	236	145	108
	100%	100%	100%	100%	100%

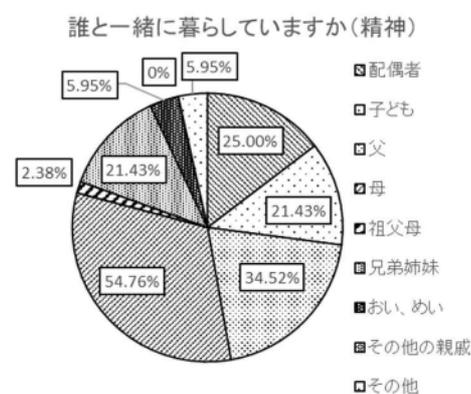
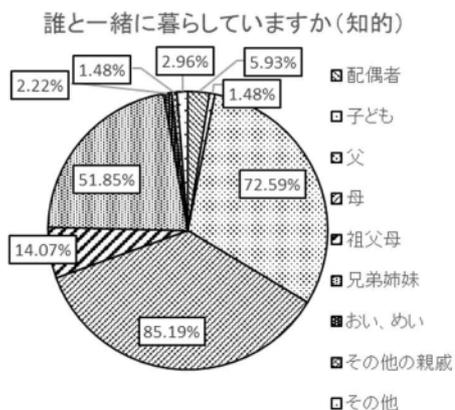
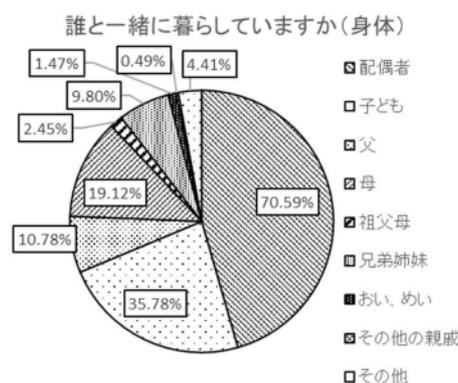
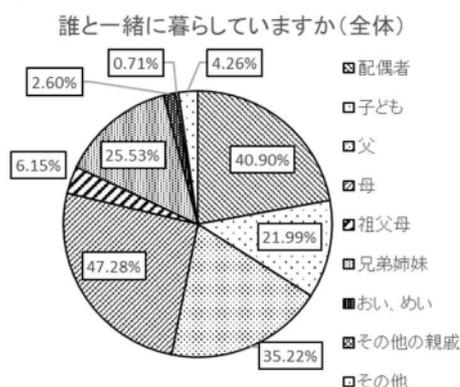


2 普段の暮らしについて

(1) 誰と一緒に暮らしていますか

- 一緒に暮らしている方は、身体障害者は「配偶者」、知的障害者は「父および母」と暮らしている割合が圧倒的に高いです。
- 父母の高齢化や親亡き後の生活の課題に対して、早いうちから家族以外の方との関わりを築いていくことが重要になると考えられます。

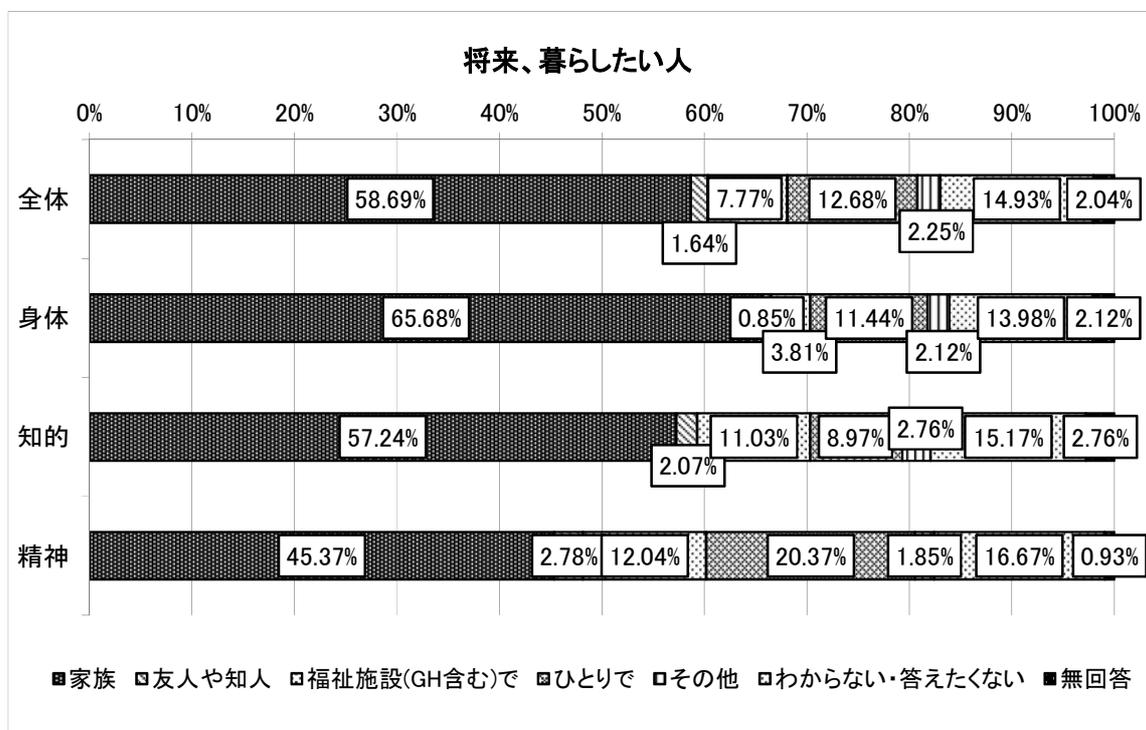
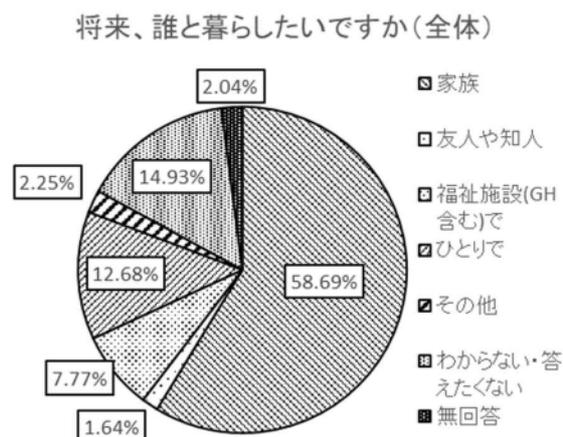
	前回	全体	身体	知的	精神
配偶者	39.91%	40.90%	70.59%	5.93%	25.00%
子ども	24.03%	21.99%	35.78%	1.48%	21.43%
父	37.34%	35.22%	10.78%	72.59%	34.52%
母	48.50%	47.28%	19.12%	85.19%	54.76%
祖父母	8.37%	6.15%	2.45%	14.07%	2.38%
兄弟姉妹	27.90%	25.53%	9.80%	51.85%	21.43%
おい、めい	2.79%	2.60%	1.47%	2.22%	5.95%
その他の親戚	1.50%	0.71%	0.49%	1.48%	0.00%
その他	6.22%	4.26%	4.41%	2.96%	5.95%



(2) 将来、誰と暮らしたいですか

- ・将来暮らしたい人は、「家族」58.69%と最も高く、次に「ひとりで」暮らしたいと回答した方が、12.68%との結果になりました。
- ・特に精神障害者にとっては、「ひとりで」暮らしたいと回答した方が20.37%と高い結果となりました。

	前回	全体
家族	57.28%	58.69%
友人や知人	1.51%	1.64%
福祉施設(GH含む)で	6.24%	7.77%
ひとりで	11.34%	12.68%
その他	4.16%	2.25%
わからない・答えたくない	17.20%	14.93%
無回答	2.27%	2.04%



(3) (精神科入院中の方) どのような条件が整えば、退院できるか

- ・「退院後の生活する場所がある」「退院後の生活支援をしてもらえる」と回答した方がそれぞれ50%ずつでした。

	前回	精神
退院後の生活する場所がある	25.00%	50.00%
退院後の働く場や集う場がある	12.50%	0.00%
家族の受け入れ準備が整う	25.00%	0.00%
自立するための資金がある	12.50%	0.00%
退院後の生活支援をしてもらえる	12.50%	50.00%
その他	0.00%	0.00%

(4) (精神科入院中の方) 退院後、どのような所で生活したいか

- ・「グループホームで暮らしたい」と回答した方が60.0%。「家族と同居したい」が20.0%、「その他」が20.0%でした。

	前回	精神
家族と同居	50.00%	20.00%
新たな住まい（アパートや公営住宅等）を探し単身生活	12.50%	0.00%
4～5人と共同生活するグループホーム等	0.00%	60.00%
専門スタッフのいるところで10～20人と共同生活する 援護寮	12.50%	0.00%
自宅等で若干の支援を得ながら単身生活	12.50%	0.00%
その他	12.50%	20.00%

(5) (精神科入院中の方) 退院後、どのように過ごしたいか

- ・「仕事をしたい」「自分の家で過ごしたい」「わからない」がそれぞれ33.0%ずつとなりました。

	前回	精神
通所施設に通いたい	0.00%	0.00%
デイケアに通いたい	12.50%	0.00%
仕事をしたい	12.50%	33.33%
自分の家で過ごしたい	37.50%	33.33%
仲間同士でいつでも集まる場に行きたい	12.50%	0.00%
その他	0.00%	0.00%
わからない	25.00%	33.33%

3 学校教育について

(1) 学校教育等への要望の有無

- ・「学校教育等への要望がある」と回答した方は45.0%と前回の44.42%よりも高い結果となりました。
- ・特に知的障害者については、65.97%とより高い結果となっています。

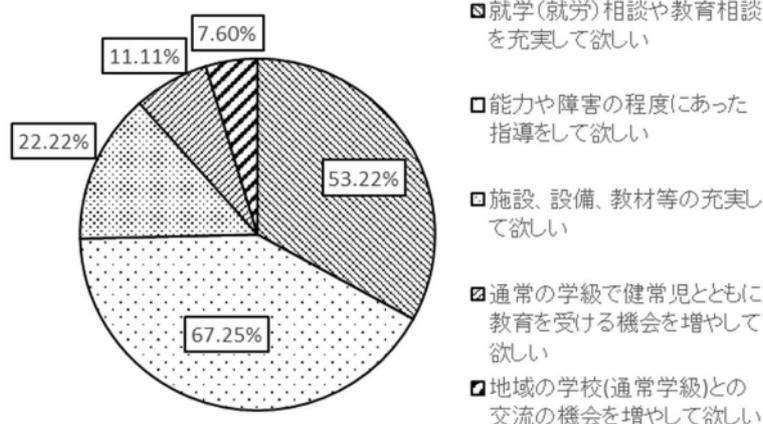
	前回	全体	身体	知的
要望がある	44.42%	45.00%	32.20%	65.97%
要望はない	31.73%	37.37%	48.31%	19.44%

(2) 学校教育等への要望内容

- ・「能力や障害の程度にあった指導をして欲しい」と回答した方は67.25%と前回同様高い結果となりました。また、「就学（就労）相談や教育相談を充実して欲しい」が前回の41.14%から大きく増え、53.22%となったことから、進路やその先の就職、その後の経済的に自立した生活まで見据えて、将来への不安があることと推察されます。

	前回	全体	身体	知的
就学(就労)相談や教育相談を充実して欲しい	41.14%	53.22%	40.79%	63.16%
能力や障害の程度にあった指導をして欲しい	63.43%	67.25%	59.21%	73.68%
施設、設備、教材等の充実して欲しい	21.71%	22.22%	22.37%	22.11%
通常の学級で健常児とともに教育を受ける機会を増やして欲しい	22.86%	11.11%	13.16%	9.47%
地域の学校(通常学級)との交流の機会を増やして欲しい	11.43%	7.60%	10.53%	5.26%
その他	4.57%	5.85%	5.26%	6.32%

学校教育等への要望の内容



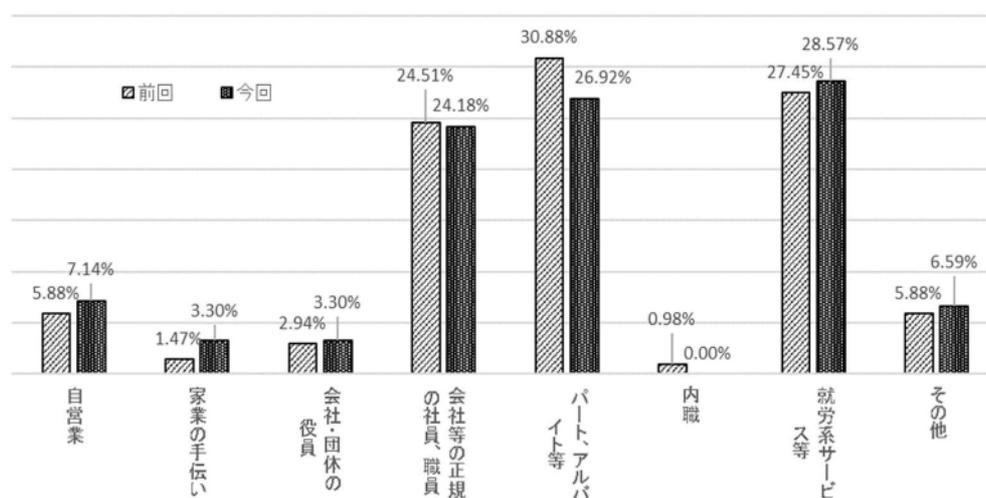
4 就労について

(1) (仕事をしている方対象) どのような形で仕事をしているか

- ・前回調査では「パート、アルバイト等」が30.88%で最も割合が高かったですが、今回調査では26.92%へ減少しています。代わりに「就労系サービス等」で働く方が28.57%と最も高い結果となりました。ここ数年で、就労系サービス事業所が充実してきていることが推察されます。

	前回	全体	身体	知的	精神
自営業	5.88%	7.14%	15.29%	0.00%	0.00%
家業の手伝い	1.47%	3.30%	4.71%	0.00%	6.06%
会社・団体の役員	2.94%	3.30%	5.88%	1.56%	0.00%
会社等の正規の社員、職員	24.51%	24.18%	29.41%	20.31%	18.18%
パート、アルバイト等	30.88%	26.92%	31.76%	23.44%	21.21%
内職	0.98%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
就労系サービス等	27.45%	28.57%	9.41%	46.88%	42.42%
その他	5.88%	6.59%	3.53%	7.81%	12.12%

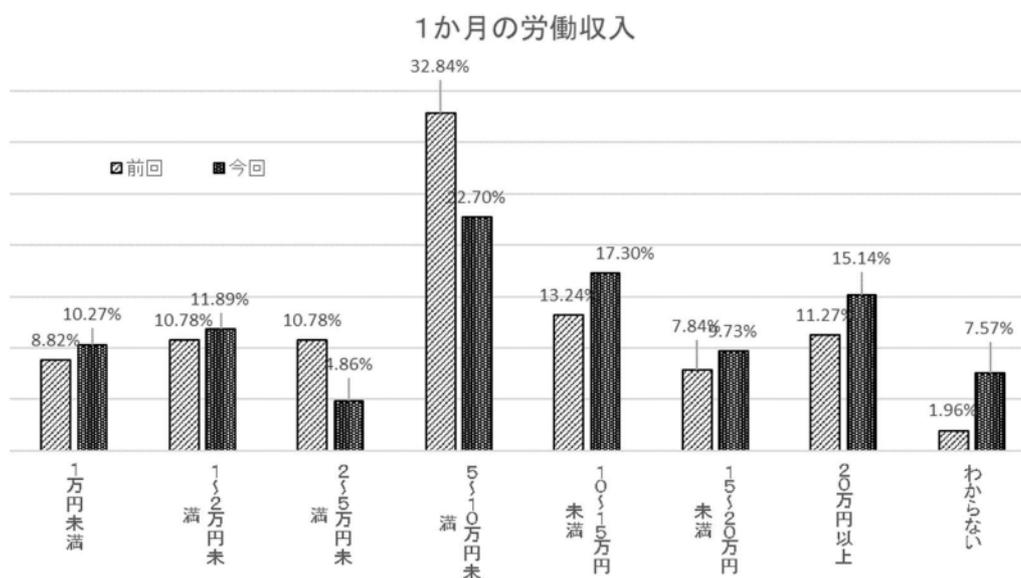
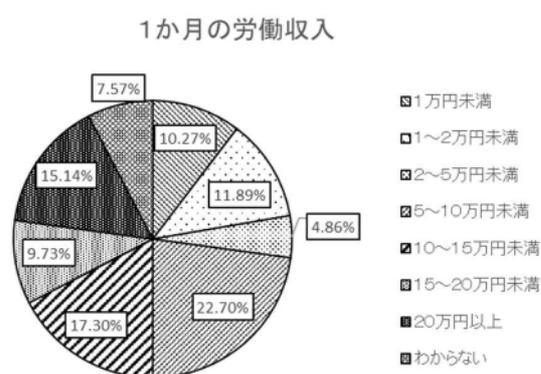
どのような形で仕事をしているか



(2) (仕事をしている方対象) 1か月の労働収入

- ・「5～10万円未満」の収入の方は、32.84%から22.70%に減少し、「10～15万円未満」17.30%、「15～20万円未満」9.73%、「20万円以上」が15.14%と前回よりも増加しており、全体的に収入が増えているようです。

	前回	今回
1万円未満	8.82%	10.27%
1～2万円未満	10.78%	11.89%
2～5万円未満	10.78%	4.86%
5～10万円未満	32.84%	22.70%
10～15万円未満	13.24%	17.30%
15～20万円未満	7.84%	9.73%
20万円以上	11.27%	15.14%
わからない	1.96%	7.57%

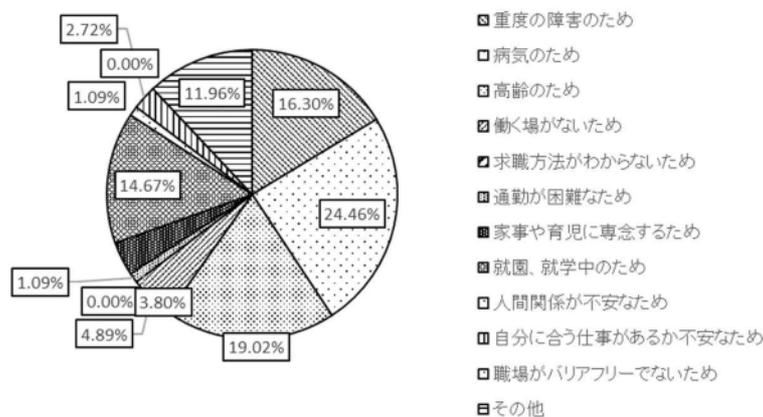


(3) (仕事をしていない方対象) 仕事をしていない理由

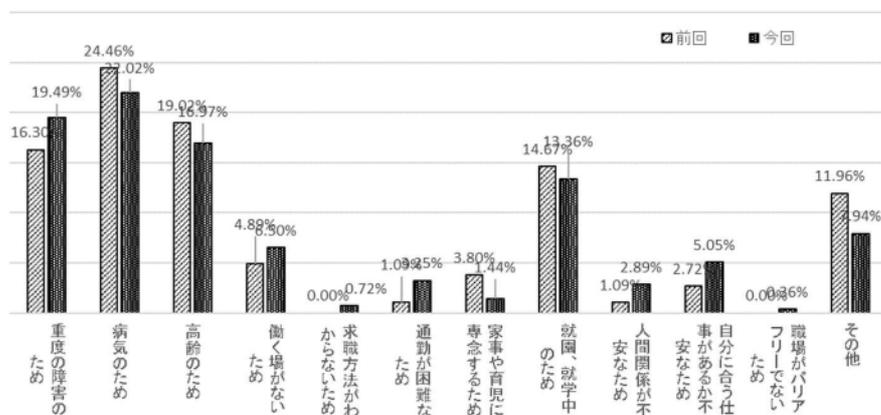
・「重度の障害のため」「働く場がないため」「通勤が困難なため」「自分に合う仕事があるか不安なため」と回答した方が前回より多くなりました。

	前回	今回
重度の障害のため	16.30%	19.49%
病気のため	24.46%	22.02%
高齢のため	19.02%	16.97%
働く場がないため	4.89%	6.50%
求職方法がわからないため	0.00%	0.72%
通勤が困難なため	1.09%	3.25%
家事や育児に専念するため	3.80%	1.44%
就園、就学中のため	14.67%	13.36%
人間関係が不安なため	1.09%	2.89%
自分に合う仕事があるか不安なため	2.72%	5.05%
職場がバリアフリーでないため	0.00%	0.36%
その他	11.96%	7.94%

仕事をしていない理由



仕事をしていない理由

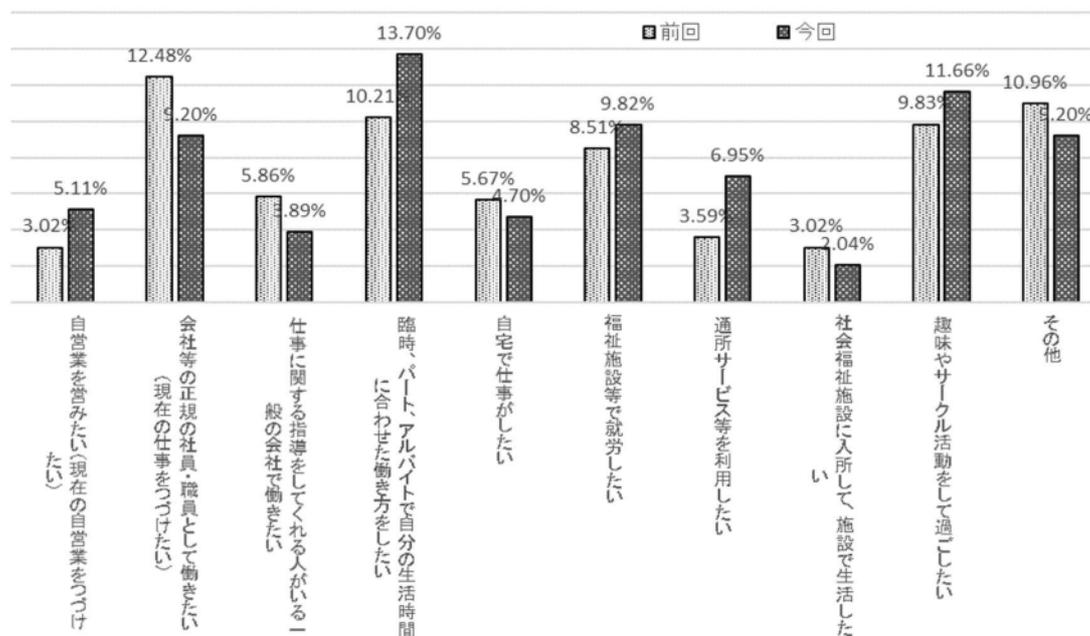


(4) 今後の仕事および過ごし方の希望

- ・「臨時、パート、アルバイトで自分の生活時間に合わせた働き方をしたい」が13.7%と前回よりも数字を伸ばしています。
- ・「趣味やサークル活動をして過ごしたい」と回答した方も11.66%と増えており、自身の障害や病気と向き合いながら、多様な生活時間に合わせて、自分らしく過ごしたいと希望している方が増えている印象です。

	前回	今回
自営業を営みたい（現在の自営業をつづけたい）	3.02%	5.11%
会社等の正規の社員・職員として働きたい（現在の仕事をつづけたい）	12.48%	9.20%
仕事に関する指導をしてくれる人がいる一般の会社で働きたい	5.86%	3.89%
臨時、パート、アルバイトで自分の生活時間に合わせた働き方をしたい	10.21%	13.70%
自宅で仕事がしたい	5.67%	4.70%
福祉施設等で就労したい	8.51%	9.82%
通所サービス等を利用したい	3.59%	6.95%
社会福祉施設に入所して、施設で生活したい	3.02%	2.04%
趣味やサークル活動をして過ごしたい	9.83%	11.66%
その他	10.96%	9.20%
無回答	26.84%	23.72%

今後の仕事および過ごし方の希望

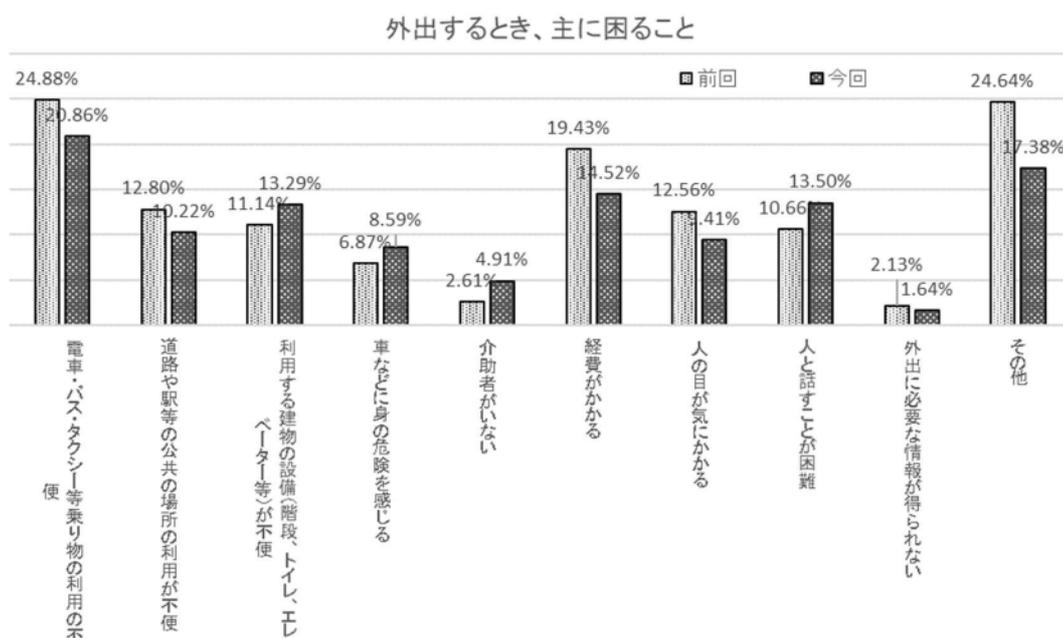


5 外出について

(1) 外出するとき、主に困ること

- 「電車・バス・タクシー等乗り物の利用の不便」「道路や駅等の公共の場所の利用が不便」といった割合は、前回よりも少なくなっており、公共交通機関等の整備は進んでいると推察される一方、「利用する建物の整備が不便」の割合13.29%と増加するなど、建物等のハード面はまだまだ整備が進んでいない印象があります。
- 「介助者がいない」「人と話すことが困難」等の割合も増加しており、移動に係るサービスや合理的配慮のある対応等の充実が求められています。

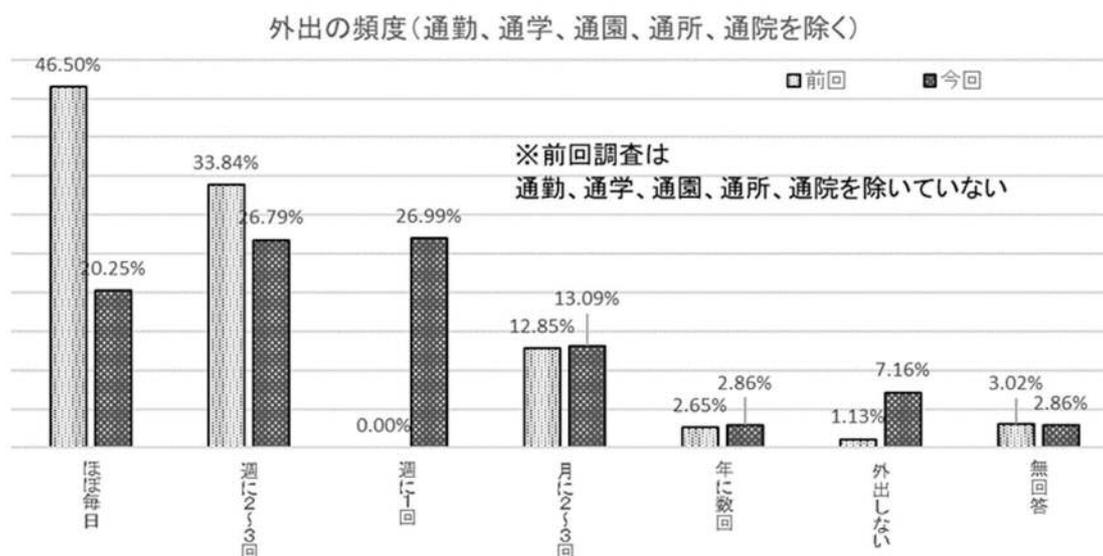
	前回	今回
電車・バス・タクシー等乗り物の利用の不便	24.88%	20.86%
道路や駅等の公共の場所の利用が不便	12.80%	10.22%
利用する建物の設備（階段、トイレ、エレベーター等）が不便	11.14%	13.29%
車などに身の危険を感じる	6.87%	8.59%
介助者がいない	2.61%	4.91%
経費がかかる	19.43%	14.52%
人の目が気にかかる	12.56%	9.41%
人と話すことが困難	10.66%	13.50%
外出に必要な情報が得られない	2.13%	1.64%
その他	24.64%	17.38%



(2) 外出の頻度（通勤、通学、通園、通所、通院を除く）

- ・今回調査では、外出の定義から「通勤、通学、通園、通所、通院」を除いたことから「ほぼ毎日」の割合は、20.25%と大きく減少しました。
- ・「週に2～3回」は26.79%、「週に1回」は26.99%であり、週1回以上外出している方は、全体の74.03%となっています。
- ・「外出しない」の割合は、精神障害者が12.04%と高い結果となっており、偏見の目やコミュニケーションへの困難さが背景にあるものと推察されます。

	前回	全体	身体	知的	精神
ほぼ毎日	46.50%	20.25%	23.73%	16.55%	17.59%
週に2～3回	33.84%	26.79%	29.24%	23.45%	25.93%
週に1回	—	26.99%	23.31%	33.79%	25.93%
月に2～3回	12.85%	13.09%	9.75%	16.55%	15.74%
年に数回	2.65%	2.86%	3.39%	3.45%	0.93%
外出しない	1.13%	7.16%	7.20%	3.45%	12.04%
無回答	3.02%	2.86%	3.39%	2.76%	1.85%



6 災害への対応について

(1) 災害に対して、備えをしているか

- ・「備えをしている」と回答した方は、71.17%と前回調査より増えています。防災への意識が少しずつ広まっているものと推察されます。

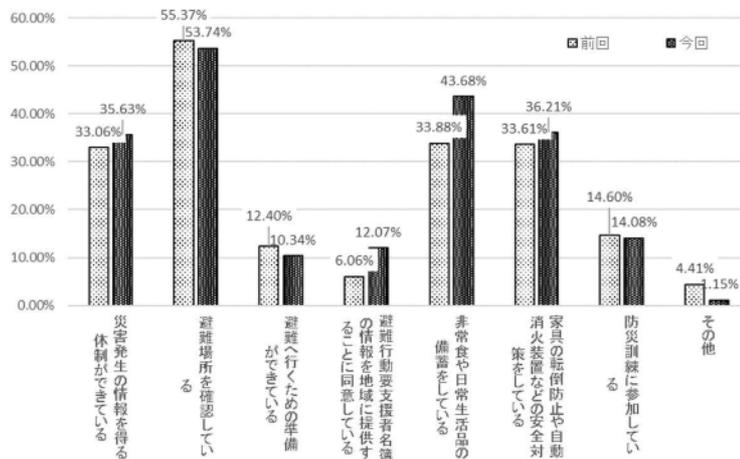
	前回	今回
備えをしている	68.62%	71.17%
備えをしていない	25.33%	23.31%
無回答	6.05%	5.52%
計	100%	100%

(2) 災害に対して、どのような備えをしているか

- ・「災害発生 の 情報 を 得 る 体 制 が でき ている」「避難場所を確認している」「非常食や日常生活品の備蓄をしている」とそれぞれ前回より割合が増えており、日ごろから災害に備えている方が増えているようです。

	前回	今回
災害発生 の 情報 を 得 る 体 制 が でき ている	33.06%	35.63%
避難場所を確認している	55.37%	53.74%
避難へ行くための準備ができている	12.40%	10.34%
避難行動要支援者名簿の情報を地域に提供することに同意している	6.06%	12.07%
非常食や日常生活品の備蓄をしている	33.88%	43.68%
家具の転倒防止や自動消火装置などの安全対策をしている	33.61%	36.21%
防災訓練に参加している	14.60%	14.08%
その他	4.41%	1.15%

災害に対してどのような備えをしているか

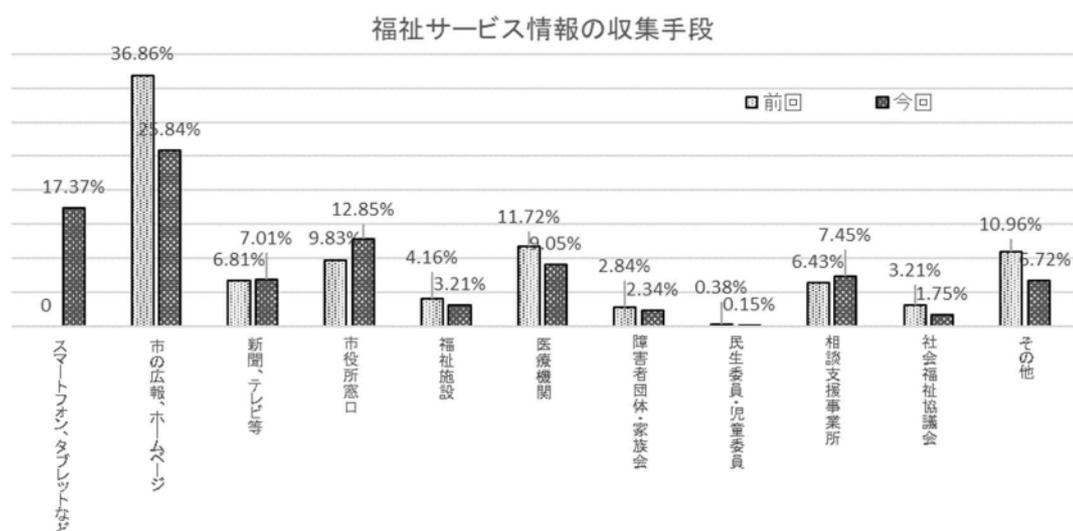


7 情報取得について

(1) 福祉サービス情報の収集手段

- ・今回調査で設問に追加した「スマートフォン、タブレットなど」は17.37%と高い割合で情報収集手段に利用されていることが分かりました。
- ・「市の広報、ホームページ」は25.84%と依然大きな割合を占めています。
- ・今後は、ホームページやSNSなど様々な媒体で情報発信していくことが行政を始めとした関係機関には、求められています。

	前回	全体	身体	知的	精神
スマートフォン、タブレットなど	-	17.37%	17.02%	15.87%	20.27%
市の広報、ホームページ	36.86%	25.84%	34.35%	20.19%	14.86%
新聞、テレビ等	6.81%	7.01%	9.73%	3.85%	5.41%
市役所窓口	9.83%	12.85%	10.03%	12.98%	18.92%
福祉施設	4.16%	3.21%	1.82%	4.81%	4.05%
医療機関	11.72%	9.05%	10.64%	3.37%	13.51%
障害者団体・家族会	2.84%	2.34%	1.82%	4.81%	0.00%
民生委員・児童委員	0.38%	0.15%	0.30%	0.00%	0.00%
相談支援事業所	6.43%	7.45%	1.82%	16.83%	6.76%
社会福祉協議会	3.21%	1.75%	1.82%	2.40%	0.68%
その他	10.96%	6.72%	4.86%	9.13%	7.43%



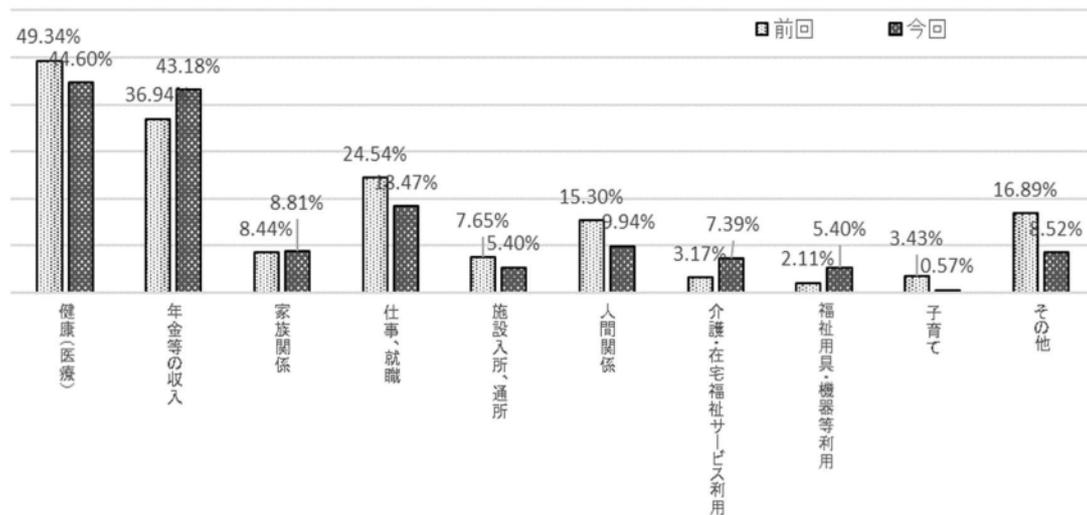
8 想い・悩みについて

(1) 悩んでいること、困っていること

- ・「年金等の収入」が43.18%と前回より増えています。一方で、「健康（医療）」については44.60%、「仕事、就職」は18.47%と前回より減少しています。
- ・「介護・在宅福祉サービス利用」や「福祉用具・機器等の利用」は前回よりも割合を増やしており、特に在宅サービスにおいては需要に対し、供給が不足していることが、背景にあるのではないかと考えられます。

	前回	全体	身体	知的	精神
健康（医療）	49.34%	44.60%	52.57%	26.97%	46.59%
年金等の収入	36.94%	43.18%	45.14%	35.96%	46.59%
家族関係	8.44%	8.81%	6.86%	6.74%	14.77%
仕事、就職	24.54%	18.47%	16.00%	15.73%	26.14%
施設入所、通所	7.65%	5.40%	2.86%	13.48%	2.27%
人間関係	15.30%	9.94%	4.00%	14.61%	17.05%
介護・在宅福祉サービス利用	3.17%	7.39%	8.57%	8.99%	3.41%
福祉用具・機器等利用	2.11%	5.40%	8.57%	3.37%	1.14%
子育て	3.43%	0.57%	0.57%	1.12%	0.00%
その他	16.89%	8.52%	4.57%	15.73%	9.09%

悩んでいること、困っていること

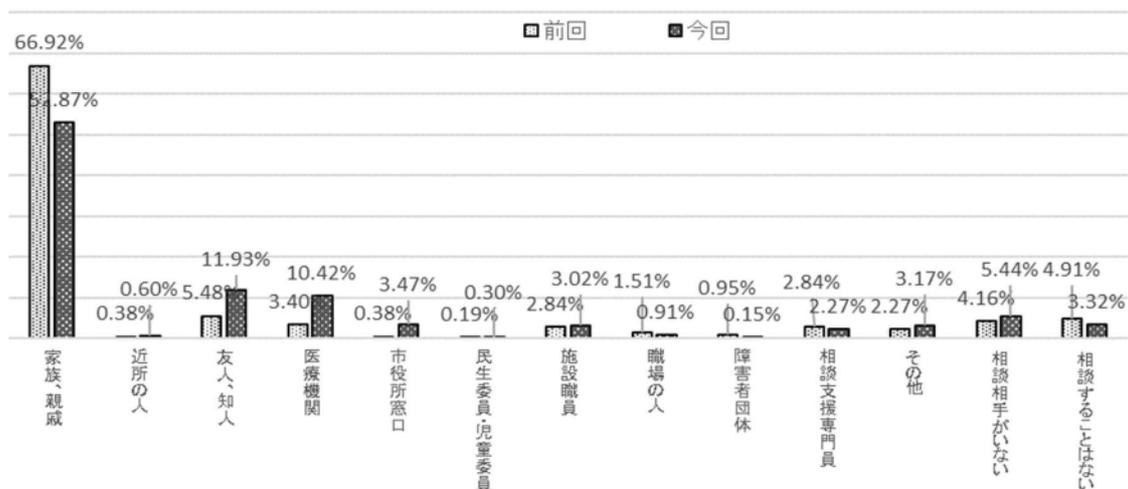


(2) 困ったときの相談相手

- 変わらず「家族、親戚」が52.87%で一番割合が多いですが、前回からは減少しています。一方で、「友人、知人」「医療機関」「市役所窓口」等の割合が増加しており、障害者の高齢化等により独居となり、相談先を外部に求める傾向にあるものと推察されます。
- 「相談相手がない」と回答した方も、5.44%と前回の4.16%から増加しています。

	前回	全体	身体	知的	精神
家族、親戚	66.92%	52.87%	48.55%	77.24%	41.04%
近所の人	0.38%	0.60%	0.87%	0.00%	0.58%
友人、知人	5.48%	11.93%	15.99%	1.38%	12.72%
医療機関	3.40%	10.42%	11.92%	0.69%	15.61%
市役所窓口	0.38%	3.47%	4.65%	1.38%	2.89%
民生委員・児童委員	0.19%	0.30%	0.29%	0.00%	0.58%
施設職員	2.84%	3.02%	1.45%	2.76%	6.36%
職場の人	1.51%	0.91%	1.45%	0.00%	0.58%
障害者団体	0.95%	0.15%	0.00%	0.69%	0.00%
相談支援専門員	2.84%	2.27%	1.74%	2.07%	3.47%
その他	2.27%	3.17%	1.74%	4.14%	5.20%
相談相手がない	4.16%	5.44%	5.52%	3.45%	6.94%
相談することはない	4.91%	3.32%	3.78%	3.45%	2.31%

困ったときの相談相手

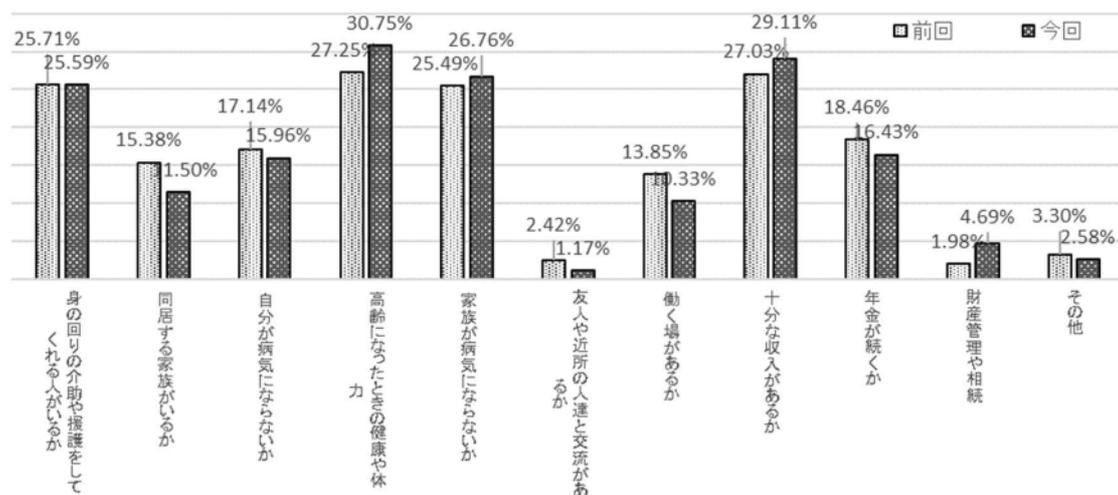


(3) 将来、不安に感じていること

- ・「高齢が高齢になったときの健康や体力」「家族が病気にならないか」「十分な収入があるか」「財産管理や相続」等の割合が前回調査より増加しており、障害者を取り巻く環境においても高齢化の問題が背景にあるものと推察されます。

	前回	全体	身体	知的	精神
身の回りの介助や援護をしてくれる人がいるか	25.71%	25.59%	22.55%	38.21%	16.16%
同居する家族がいるか	15.38%	11.50%	7.35%	18.70%	11.11%
自分が病気にならないか	17.14%	15.96%	15.69%	16.26%	16.16%
高齢になったときの健康や体力	27.25%	30.75%	43.63%	7.32%	33.33%
家族が病気にならないか	25.49%	26.76%	29.41%	26.02%	22.22%
友人や近所の人達と交流があるか	2.42%	1.17%	0.98%	1.63%	1.01%
働く場があるか	13.85%	10.33%	8.33%	21.14%	1.01%
十分な収入があるか	27.03%	29.11%	25.00%	24.39%	43.43%
年金が続くか	18.46%	16.43%	16.67%	10.57%	23.23%
財産管理や相続	1.98%	4.69%	3.43%	8.94%	2.02%
その他	3.30%	2.58%	0.98%	4.88%	3.03%

将来、不安に感じていること



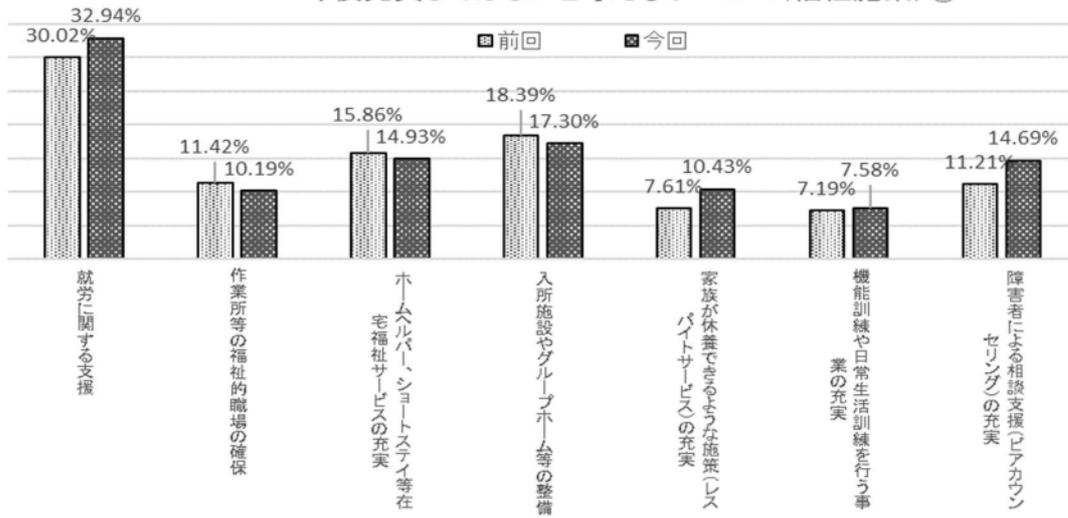
9 支援について

(1) 今後充実して欲しいと考えるサービス

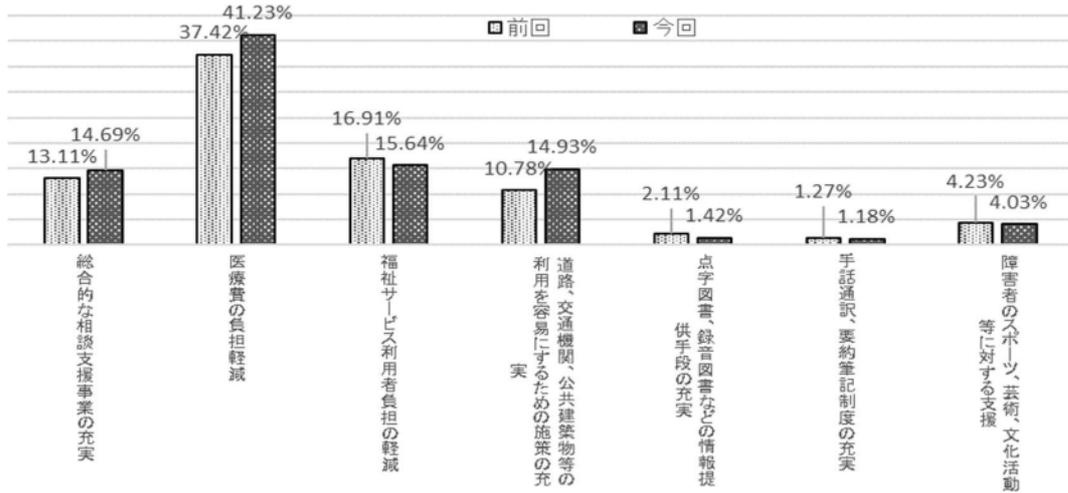
- 「就労に関する支援」や「医療費の負担軽減」等の割合が増加しており、収入の確保や医療費等による支出減少など、家計・経済面での負担軽減を充実して欲しい方が増えている印象があります。
- 「早期対応（早期発見、早期療育、早期教育）の充実」等の割合も4.74%と増加しており、母子保健事業や保育所・幼稚園等の機関と連携し、切れ目のない早期療育体制を充実させることが求められています。

	前回	今回
就労に関する支援	30.02%	32.94%
作業所等の福祉的職場の確保	11.42%	10.19%
ホームヘルパー、ショートステイ等在宅福祉サービスの充実	15.86%	14.93%
入所施設やグループホーム等の整備	18.39%	17.30%
家族が休養できるような施策（レスパイトサービス）の充実	7.61%	10.43%
機能訓練や日常生活訓練を行う事業の充実	7.19%	7.58%
障害者による相談支援（ピアカウンセリング）の充実	11.21%	14.69%
総合的な相談支援事業の充実	13.11%	14.69%
医療費の負担軽減	37.42%	41.23%
福祉サービス利用者負担の軽減	16.91%	15.64%
道路、交通機関、公共建築物等の利用を容易にするための施策の充実	10.78%	14.93%
点字図書、録音図書などの情報提供手段の充実	2.11%	1.42%
手話通訳、要約筆記制度の充実	1.27%	1.18%
障害者のスポーツ、芸術、文化活動等に対する支援	4.23%	4.03%
災害時・緊急時の情報提供・通信体制・避難誘導対策の充実	10.15%	11.37%
福祉教育やボランティア活動等の障害者との交流促進	4.44%	4.27%
権利保障や財産管理のしくみづくり（成年後見制度の利用促進）	2.54%	2.13%
早期対応（早期発見、早期療育、早期教育）の充実	3.59%	4.74%
学童の放課後や休日に利用できる施設の充実	2.33%	3.32%
福祉に関するお知らせをはじめ、趣味・娯楽などの各種情報提供の充実	10.78%	10.90%
その他	6.55%	4.27%

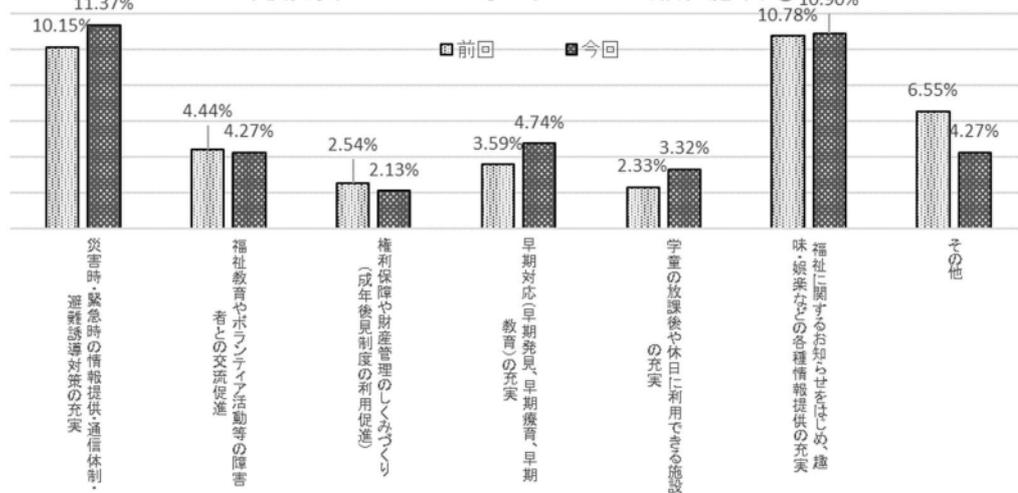
今後充実してほしいと考えるサービス(福祉施策)①



今後充実してほしいと考えるサービス(福祉施策)②



今後充実してほしいと考えるサービス(福祉施策)③

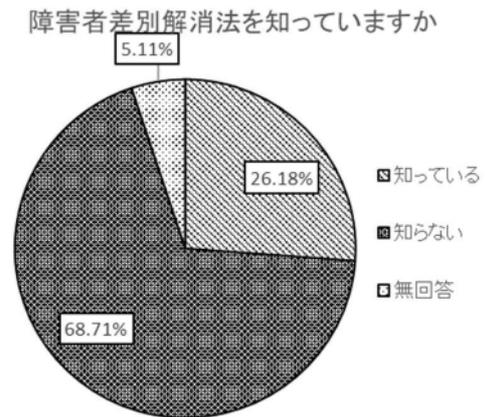


10 差別について

(1) 障害者差別解消法を知っていますか

- ・「知っている」と回答した割合が、26.18%と前回より減少しており、半数以上が「知らない」と回答しています。今後も障害者差別に関する普及啓発は、力を入れて取り組んでいく必要があります。

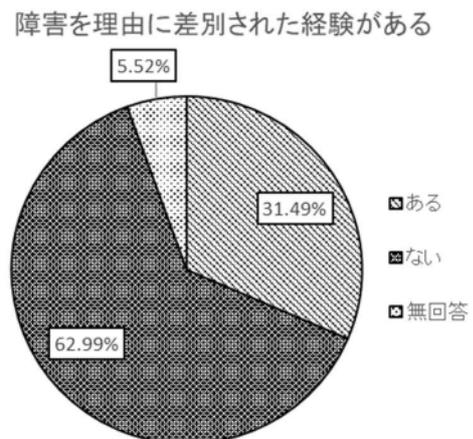
	前回	今回
知っている	27.79%	26.18%
知らない	67.11%	68.71%
無回答	5.10%	5.11%
計	100%	100%



(2) 障害を理由に差別された経験がありますか

- ・「ある」と回答した方が31.49%と前回より増加しています。「差別」と感じる状況や場面、対応は人それぞれであり、本人にその気がなくとも、知らず知らずのうちに差別的対応をしてしまっているという場合も考えられます。
- ・行政を始めとした機関が普及啓発を続け、一般の方々へ差別的対応の事例や場面等を知る機会を増やすことで、社会全体が共通の認識を持つことが重要となります。

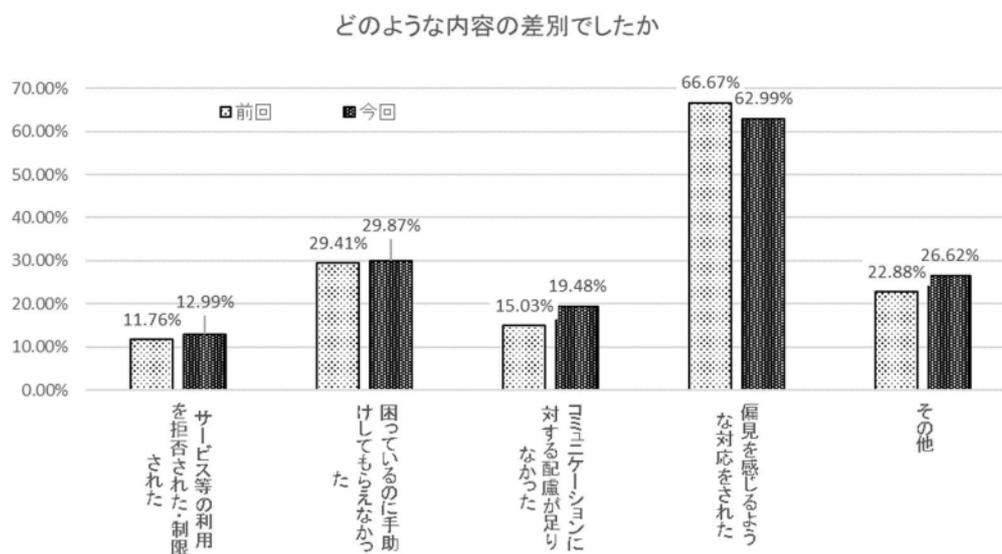
	前回	今回
ある	28.92%	31.49%
ない	64.46%	62.99%
無回答	6.62%	5.52%
計	100%	100%



(3) どのような内容の出来事でしたか

- ・「偏見を感じるような対応をされた」以外の全ての項目で前回調査より割合が増えています。

	前回	今回
サービス等の利用を拒否された・制限された	11.76%	12.99%
困っているのに手助けしてもらえなかった	29.41%	29.87%
コミュニケーションに対する配慮が足りなかった	15.03%	19.48%
偏見を感じるような対応をされた	66.67%	62.99%
その他	22.88%	26.62%



多賀城市障害者計画（第5期）
多賀城市障害福祉計画（第7期）
多賀城市障害児福祉計画（第3期）
令和6年3月

発行 多賀城市
企画編集 多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課
〒985-8531（専用郵便番号）
宮城県多賀城市中央二丁目1番1号
電話 022-368-1141（代表）
022-368-1478（直通）
FAX 022-368-7394
URL <http://www.city.tagajo.miyagi.jp>
Eメール syougai@city.tagajo.miyagi.jp



※この計画の詳細は、図書館・公民館等で閲覧できます。
また、市ホームページにも掲載しています。